

も、この部分についてそのとおりであると確認ができますか、大臣お答えください。

○中島國務大臣 過日、久保議員の御質問に対して法制局長官がお答えをいたしました。その質疑の内容は私も伺っております。そして法制局長官は、原則・一般論として、そして具体の事例が御質問の中からは酌み取れませんが、一般・原則論的にお答えをいたしますということを前提といたしまして、今おっしゃったようなお答えをしたわけでございまして、その件に関しましては、私もそのとおりであると思ひます。

○佐藤(徳)委員 それでは確認をさせていただきます。

さてその次に、行政府の立案中の法令に対して反対の意思を持って請願を行うことは憲法第十六条に認められる権利である、こういう主張に對しまして、法制局長官は、憲法第十六条の請願権の範囲であると明確に答弁をしているわけでありますが、確認いただけますか。

○中島國務大臣 法制局長官の御答弁のとおりでございます。

○佐藤(徳)委員 憲法十六條は、国や公の機関が既に決定をした法令であっても、その政策に對して意見があり廃止や改正を求めるといふことも十六條の請願権の權利に含まれる、こういうことに對しましてもそのとおりであると答へられておりますが、この点についても確認をいただきたいと思います。

○中島國務大臣 法制局長官御答弁のとおりだと思います。

○佐藤(徳)委員 それでは関連いたしました、憲法第二十一條にかかわる問題についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり憲法第二十一條は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあります。したがって、団体あるいは個人を含めまして、これによって示威運動、署名運動の企画・指導あるいは文書、図面の発行・回覧等を行うことも、憲法第二十一條は保障

しているはずであります。この点についても確認ができますか。

○中島國務大臣 憲法第二十一條につきましては、おっしゃるとおりと思ひます。

○佐藤(徳)委員 これは、久保議員が法制局長官に質問をいたしました中身についての確認をさせていただきます。ただいまの御答弁が、そういうことです。昭和六十三年三月二十九日付文部省教育助成局長名で出されました「教職員の服務規律の確保について」の通知には、やはり問題があると言わざるを得ません。いわば立法院、つまり国会が一つも法案が審議に入らない段階で、これに反対をする、そういう意思表示をしてはならないというふうなことを行政機関が行うことは明らかに誤りであるし、そればかりではなくて、審議権に對する介入、冒瀆であると私は思ふわけであります。これは久保議員が指摘しておりますように、明らかに文部省の越権行為であると言わざるを得ないわけであります。同時に、予見の上に立つた制約ではないのか。あるいは、國民に對しては思想、言論、表現、出版の自由に對する圧殺であると言わざるを得ません。大臣のお考えをお聞かせください。

○中島國務大臣 そのときにも私お答えをいたしました、この三月二十九日の通知は私も承知をいたしました。そこで私が答へいたしましたのは、包括的に後段部分で、政治の中立性、それから違法行為を犯さないように、例えば違法行為を犯す、あるいは教育の中立性を損なうという行為をもって國民の教育に對する信頼を損なうようなことがあつてはならないという通知であります、というふうにお答えしたわけでございます。当時、その部分の意味は当然わかっておるということで、前段あるいは中段の部分の解釈について御質問があつたわけでございますが、それもその当時は文教委員会に譲りましようということになつておると思ひます。したがつて私の御答へは、前回と同じように、一番重要な点は今申し上げた後段部分であ

る、このようにお答えしてまいつたところでございまして、もしそれ以上、中段あるいは前段について御質疑があらまう場合には、私あるいは政府委員から御答弁いたしたいと存じます。

○佐藤(徳)委員 だから私は、冒頭確認をさせていただきます。ただいまの御答へが、つまり憲法第十六條にによる請願権の範囲である、これは國民固有の權利でありまして、憲法の規定でありますから、何人もこれを侵すことができないことは、私が言うまでもないわけであります。

したがらしまして、この確認をさせていただきます。ただいまの御答へから、団体もしくは個人が、これによつて署名運動の企画をしたり、回覧をする、文書、図面の発行をしたり、回覧をする、これは憲法上認められている。しかし、あの通達はこのことを全く否定して抑え込んでいふというふうな意味合いの通知じやありませんか。大臣が確認をしていただいた憲法第二十一條の問題と明らかに事実が相反する。いかがですか。——大臣に聞いていますんだ。

○中島國務大臣 一つの事柄につきまして——まさにこれから教育問題についてもいろいろ法案を御提出をいたしております、その付託が早からんことを祈りつつ御議論、御審議が続けられますことを望んでおるところでございますが、一つの問題について御審議をいただくといふことは当然でありますし、また世論の上でもいろいろ御意見がある、これは当然のことでございます。私はそれを制約するといふことではないと思ひます。

ただ、国、行政で進めると決定いたしましたものを妨害をするという形で行われるものについてはどうか、こういうことでございまして、いろいろ御意見があり、国会で御審議をいただき、また世論としてもいろいろ御意見が開陳されるという、このように考へております。

御承知かと思ひますけれども、「例えば初任者研修の実施を妨害するために」云々とありますが、請願権の問題からいいますと、あるいはお答えの中身からいいますと、憲法で保障されている限り、この通達の中に書いてありますようにたとえそれが反対する目的であっても、文書、図面等を行行し、回覧に供することは政治的行為に該当するものではないと解釈するのが至当じやありませんか、どうですか。

○加戸政府委員 三月二十九日付の通達のちよつと技術的な解釈でございますので、私の方から申し上げさせていただきます。

通達には二つのことを書いておりました、一つは、いわゆる六法案粉碎のためのストライキ等の行為が行われるということにつきましては、ストライキは公務員に禁止されていることとございまして、ストライキという行為をとらないようにというのが第一点でございます。

第二点は、政府の決定した政策、例えば初任者研修の実施などにつきまして、国家公務員法並びに人事院規則によりまして制約を受けております、いわゆる政策の実施を妨害するための署名運動の企画あるいは文書の発行・配布等につきましては法令上の制限に該當するような行為はしない、でほしい、そういう意味の二つの視点からのことを通達では述べておるわけでございまして、単に、現在審議されております法案に對する反対、批判の意見等のデモ、あるいは文書の配布等についての制約を加えるものでないことは明らかだと考へております。

○佐藤(徳)委員 そうだとすれば、この部分については当然撤回してしかるべきじやありませんか、あなたのおっしゃるようなことであれば、例えばストライキ行為の問題についてはいろいろ見解が分かれております。しかし私はその問題について今ここで言及しようとは思ひませんけれども、制約するものではないとするなら、ここに書いてあるような文章、表現そのものは存在をしないということに理解するのが当然じやありません

か。大臣いかがですか。大臣、答弁。

○中島國務大臣 失礼いたしました。

先ほどからおっしゃっているところは、第十六条、二十一条に關しましてのことでございますが、私は、そこに含まれましたものは一般的、原則論的に法制局長官が答えになったとおりだというふうに申し上げた次第でございます。

ただ、その場合法制局長官は、具体の例を想定できませんが、ということが前提でございます。そして、今や具体に政府委員からお答えしたわけでございますが、私はそのような理解ができるであろうというふうに思うわけでございまして、法制局長官の御答弁と今の政府委員の答弁とは乖離があるとは思いません。

○佐藤(徳)委員 それは立法院の根幹にかかわる問題ですから、きちんとしておいていただきたいと思つて私は発言をしているわけであります。

つまり、繰り返すようになりますが、憲法二十一条は、集会、結社及び言論、出版の自由、表現の自由を認めているのであります。そして、私が確認を求めたことに對しても、例えば団体、個人を含む、これによって示威運動、署名運動の企画・指導あるいは文書、図画の発行・回覧等を行うことさえも認めているということを先ほど確認をいただいたわけでありますから、そうだとすれば、まさに憲法が我が国の基本でありますので、よつて、先ほど申し上げたこの部分については明らかに、憲法違反とは申しませんけれども、その疑いがあるし、これらをもつて事前に抑え込む、しかも国会がまだ審議に入つてない段階で、文部省の意図するところを行政権力によつてこれを抑え込むというものは、私はまさに問題であると思つております。大臣いかがですか。

○中島國務大臣 私も再三申しますように、国会で御審議をいただく、あるいは世論としていろいろな御意見があるということは当然であらうと思つております。ただ、その第十六条につきましても、請願をしたことによつて差別されることはないが、ただこれは平穩な請願、こういうことでござい

まして、具体に申し上げれば、一つの実行事象に對しまして、それを例えばストライキというような違法な行為がある場合、こういうものは当然避けなければなりませんし、それはもう先生もおっしゃるとおりでございます。そのほか、違法か違法でないかということにつきましても、これを妨害するということと第十六条の平穩な請願ということとはやはり心すべきことだと私は思ひます。そして御答をいたしておるところでございます。

○佐藤(徳)委員 平穩な請願、まさにそのとおり憲法の条文には記載してあり、私も承知しておりますが、平穩でなかつた状況が一体あるのでしょうか。実効行為がまだ伴っていないというような状況で、そしてこのような争議行為をやるかやらないかもまだ決定もしておらない、判断もしていない段階で、しかも国会がまだ審議に入つていない段階で、こういう通達を出すことは好ましくないと、しかも誤りである、こう私は思うのであります。また、こういう表現に對してはまさに好ましいものではないと思ひますが、大臣どうですか。

○中島國務大臣 先ほども申し上げましたように、具体の例を想定できませんがという法制局長官の御答でございしましたが、例えばここでは教育改革に關することも出てまいります。あるいはもつと具体的に言えば初任者研修の試行についてということでありまして、まだ初任者研修に關します法案はこれから御審議をいただく、これは先生おっしゃるとおりでございます。ただ、それを進めるにつかまして、試行というのは試みに行ふこととございまして、だからこそ、そこにいろいろな御意見なり反省点も出てくるわけでござい

すので、いいところは伸ばし、反省点は改めるというための試行でございまして、試行を進めるということとは、やはり法案を準備いたしますためには必要な準備行為、このように思ひます。その試行部分を妨害されるようなものについて違法であるいは平穩の度を過ぎるようなことがあつてはいけ

ないという予告的な通知でございまして、そのようにお受け取りをいただきたいと存じます。

○佐藤(徳)委員 時間の制約がありますからそう多くをこれに割くことはできませんが、しかし予防的措置だとすれば、まさに戦前行われました治安維持時代の予防拘禁と類似するように解されるような中身については、まさに民主主義の否定につながるものである、こう私は思ひます。そして、從來までも文部省がたびたび通達、通知を出していることを、その中身についても私はよく知つてゐるつもりでありますけれども、しかし、今回のようにこのように強圧的に、しかも予見を前提にしてこういう文書を出したということについてはこれが初めてではないか、こういうふうには私は思ひます。

私は実は思うのであります。したがういまして、我が同僚議員が私の不足する部分については後ほど指摘しながら質問をするかもしれませんが、まさにこのような通知そのものが教育現場を混乱に陥れる引き金を文部省自体がつくり出した、こう言つても私は過言ではないと思つておるわけであります。

重ねて、通知の撤回を求めたいと思ひます。大臣いかがでしょうか。

○中島國務大臣 再三の御質問でございしますが、私も先ほど申し上げたとおりのことでござい

ますので、撤回の意思はございません。○佐藤(徳)委員 本来ならば、大臣の所信表明に對する質問の時間をもつと費やすことができれば時間を割いてやりとりしたいわけですが、これは与えられた時間の配分もございまして、今回はこの部分でこの問題については打ち切らしていただきしたいと思います。

さて、本題に入ります。義務教育諸学校施設費国庫負担法は、公立の小中学校並びに盲学校の小中学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することに、これらの施設の整備を促進し、もつて義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを目的として、御承知のように昭和三十三年

に制定されたはずであります。

さて、そこでお尋ねいたしますのは、本法案の提出に至るまでの経緯につきまして御説明をいただきたい、こう思ひます。

○加戸政府委員 今回の提案いたしております義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正の経緯でございますが、先生御承知のように、児童生徒の急増が始まりました時点、具体的には昭和四十八年からこれらの人口急増いたします市町村に對します補助率のかさ上げをさせていただいたわけでございまして、それは四十八年から五年間の措置として規定されておりました。その後、五年たちました昭和五十二年、さらに五十八年と、二回、五年間ずつの延長措置を講じてまいつたわけでございまして、昭和六十二年度をもちましてこのかさ上げ措置が満了いたしますものですが、現時点におきまして、全国的には児童生徒の急増の状況というのとはなつてきたわけでござい

ますが、まだ一部の市町村におきましては依然としてそういう状況、特に宅地造成等に伴います事情が出てまいつたわけでございまして、これらの人口急増市町村につきましてもなお引き続きかさ上げ措置を継続して講ずることにより円滑な義務教育の実施を図りたいという観点から、さらに五年間の延長措置を当該法案においてお願いをして

いる次第でござい

ます。○佐藤(徳)委員 次に、国庫負担の問題について大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

この問題を整理しているうちに、私は広辞苑を引いて当てはめてみました。つまり国庫負担、これは国庫と負担の二つに分かれた解釈になつて

係からこ二、三年攻撃がかけられてきておりまして、これは大臣初め文教委員会全体がこれに対して食いとめるという措置をとって成功してきています。それだけに、国庫負担の問題につきましても、国民生活におきましても学校教育におきましても極めて重要な位置づけでございますので、今の問題を含めまして、国庫負担についての概念と申しましようか、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○中島国務大臣 おっしゃいますように、私は二つあると思ひまして、一つは、やはり国庫負担というものはその責任を課せられる範囲があると思ひます。それで、学校設置法によりまして、学校の設置につきましてはいわゆる設置者負担が原則である、こういうことは原則としてまずある。この二つを申し上げたいわけでありまして、設置者負担主義であることは事実でありますけれども、しかし、その前提の上で、義務教育施設が十分な水準を維持するということがやはり国の責任であり地方の責任であるという意味におきまして、これは国、地方がともに責任を分担するものである。その中で、国が義務教育の水準の維持あるいは向上という面で、その分を補助、育成するというよりは、その分の責任分担という意味が多いのではないかと、私はそのように解釈して、広辞林は引いておりませんけれども、国庫負担というものは基本としてはそのように考えてしかるべきものではないかと思ひます。

○佐藤(徳)委員 この部分について、前段申し上げました、いずれお尋ねしようかと思つておりましたが、仮にまた大蔵省あたりから事務職員、栄養職員の国庫負担適用除外の問題が出てこないという保証もありません。これは従来歴代の大蔵省が、この点については学校の根幹にかかわる基本の問題である、つまり基幹職員であるということから、反対の意思表示をされて大蔵省にも折衝に当たつてもらったのでありますが、新しくなりました大臣、いかがでしょうか。見解を承りたいと思ひます。

○中島国務大臣 おっしゃる事務職員、栄養職員等に関しましては、これは基幹的な職員というふうに考へまして決着したいところでありますが、今後いろいろ出てまいりましたら、またその基本精神で頑張るつもりでございます。

○佐藤(徳)委員 毎年こういう問題が出ないよう、今おっしゃられたようにぜひ決着をつけて、大蔵省が文部省に持ち込まないというようにひとつ強力な運動をお願い申し上げたいと思ひます。さて、次であります、中首根内閣が発足いたしましたから、六十三年度、今年度の予算に至るまでの各年度ごとに、教育費、それから社会保障費、防衛費等の国家予算全体に占める割合とその伸び率を明らかにしていただきたいと存じます。

○野崎(弘)政府委員 まず教育費の関係でございますが、文部省所管予算ということで説明をさせていただきます。五十七年の場合、対前年度比伸び率が二・六％ということでございます。各年度ごとに全部数字をあれしめようか、概略の形で……(佐藤(徳)委員「中首根内閣以降」と呼ぶ)はい、昭和五十七年以降ということでございます。五十七年は二・六％でございます。それから五十八年は若干マイナスでございます。一・一％の減、それから五十九年は〇・八四％の増、六十年は〇・〇五％の増、六十一年は〇・〇四％の減、六十二年は〇・〇三％の増、六十三年は〇・〇六％の増ということでございます。国の一般会計に占めます文部省予算は、五十七年が九・二％でございますが、その後九・〇、それから六十三年には八・一％というふうな形になっております。ただ、一般歳出に占めます文部省予算は大体一四％前後で推移をしております。

それから社会保障関係費につきましては、五十七年が伸び率二・八、五十八年が〇・六、五十九年が二・〇、六十年が二・七、六十一、六十二年が二・六、六十三年が二・九ということでございます。構成比は、五十七年の場合一八・三％、大体これぐらいの推移で来ております。

て、六十三年も一八・三％というように把握をしております。

それから防衛関係費でございます。防衛関係費は、五十七年の伸び率が七・八、五十八年が六・五、五十九年が六・五、六十年が六・九、六十一、六十二年が五・二、六十三年が五・二という伸び率でございます。構成比は五十七年が五・二、これがだんだん上がりまして六十三年には六・五の構成比になっている、このように把握しております。

○佐藤(徳)委員 数字をもつて明らかにしていただきまして、今お答えになった部分だけでもこれはだれもが気がつくことではあります、全体に占める割合の伸び率からいいますと教育費が著しく少ない。これは与野党を問わず共通する考え方ではないかというふうに私は思ふのです。

問題はどこにあるかということになるわけでありまして、人件費が高まるわけでしょう、そういたしますと政策経費がそれに伴つて減少せざるを得ないという今日のシステム。だから、どちらかを別枠にしてしまえばこういう問題は解消できるというように私は考へるわけでありまして、予算上からの問題だけを言いますと、極めて憂うべき日本の教育予算の現状であると言わざるを得ません。特に、初任者研修等についてはいづれ触れるにいたしても、全くあれに費やす金というのは膨大でしょう。国民が望んでいるものではないと私は申し上げたいわけでありまして、本題はその議論でありませんが意見だけ申し上げておめておきますけれども、いわば教育予算に係属して、私が今申し上げました中身についてを含めて、大臣の見解をお示しいただきたいと思ひます。

○中島国務大臣 御指摘の点は、ある意味では訂正をいたせ、ある意味では御激励と受けとめさせていただきます。国全体の予算の中でおっしゃられますと、一般会計とおっしゃられますと、これはなかなか比べにくいものでございまして、一般会計の中には

国債費十一兆円が入っておりますので、一般会計と比べるよりは一般会計と比べる方が正しいのであろう。そういうふうな考へさせていただきますと、大体一四・〇、〇・一％上下いたしますけれども、大体は維持をしまひたいと思つておる。六十三年度につきましては二十九億四千万の四兆五千七百六十億で賄つていただく、こういうことでございます。

それを前提といたしますと、今後、教育改革も含めまして中長期的な改革を遂行するためには、やはり公財政支出の枠をふやさなければいかぬ、こう思つておられます、六十三年度概算あるいは予算編成時には御激励を御鞭撻とさせていただきます。先生おっしゃるようにはこれは枠外でございまして、はっきり言えばその意気込みでやらしていただくかなやなぬな、こう思つておる次第でございます。六十三年以降さらに努力をいたすということだけ申し上げておきますので、御鞭撻をお願い申し上げます。

○佐藤(徳)委員 決して後ろ向きな状態にならないようにお願いしたいわけでありまして、それにいたしましたも、伸び率、先ほどお答えになつて明らかにいたしましたとおり、他と比較いたしますと残念ながら非常に低いと言わざるを得ないわけでありまして。

かつて、海部文部大臣の時代に連合審査がございました。その連合審査のときに私も質問をさせていただきました。いただいた経験があるわけでありまして、そのとき当時の海部文部大臣は明らかに、私が指摘するように、どちらかを別枠にすることにやつて政策経費が高まる、こういう同意見の見解を述べられたわけでありまして、どうも大蔵大臣が同じような答弁になりませんが、残念であつたわけでありまして。全体的な大きな予算の中で占める教育費の割合、同時にそのことはこれからの教育を推進していくための極めて重要な問題でございますから、これらの問題につきましても十分心して頑張つていただきたい、こう思ひます。

そこで、この部分について関連してお尋ねするのでありますが、現在文部大臣が考えておられます望ましい教育予算の比率というのはどのくらいだとお考えになりますか。

○中島國務大臣 これは現在六十三年度に臨むところでございまして、予算をようやく成立させていたところでございまして……(佐藤(徳)委員「とらわれないでしゃべってください」と呼ぶ)一応、とらわれたところを一度申し上げさせていただきますが、六十三年度はこの四兆五千七百六十六億、これである、こういう前提でございまして、今後は、いろいろ教育について、例えば申し上げさせていただきますと教育改革、これは中長期的なものでございまして、今までのくらしと申し上げるわけにもまいりませんし、また申し上げて逆に枠をはめるといことがあってもいいかもしれません、もうできるだけこういうことで頑張らせていただきます。

○佐藤(徳)委員 いずれこれは予算の段階が参りますのでそのときに詳しく意見を申し上げます。大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。さて、次の問題に入りますが、公立学校施設整備費の過去十年間の実績がどういうふうになっておりますか、明らかにしていただきたいと思っております。

○加戸政府委員 御承知のように、児童生徒の増減状態によって学校建築の動向も左右されるわけでございまして、いわゆる児童生徒の急増状況といえますのは四十年代から五十七年まで続いたわけでございまして、その間におきます公立文教施設費の予算も当然伸びまして、五十七年をピークとして児童生徒が減少する傾向に伴いましてまた予算並びに事業費も減少している形勢でございします。

ちなみに、数字といたしましては、昭和五十三年度の予算が四千二百九十億でございしますが、昭和五十五年のピーク時に至りまして五千七百十三億、予算上も事業費もいたしましてピークに達したわけでございしますが、それから年々二、三百

億ずつの減少を続けまして、六十三年度には予算といたしまして二千六百七十五億円の予算を計上しているという状況でございします。

○佐藤(徳)委員 今お答えになりましたような状況であります、この過去十年間における公立文教施設費の実績額、私の手元にも資料がございしますけれども、いずれもその伸び率というのは減少しているわけですね。これは教育費全体の問題とのかかわりもあるということはお承知しておりますが、局長、あなたはかなり専門家でありますから将来の見通しも立つのだからと思ひますけれども、年々減少している、これを回復していくために、大臣にお聞きしたいと同じようなことでありますけれども、望ましい状況というのはどういう状況を想定されておりますか。

○加戸政府委員 これまでの学校建築は、いわゆる児童生徒の急増に伴います量的整備というところを重点に考えてまいりましたわけでございしますが、ちょうどこういった減少時期に入りまして、いわゆる質的な整備が求められている時代だと考えておるわけでございします。

そういう意味におきまして、単に子供たちの数を収容するという意味では余裕が出てまいりましたわけでございします、学校が豊かで潤いのある環境として条件整備をする時期に参っているという考え方から、多様な観点でいろいろな施策をきめ細かく展開する必要もございします、また新築、改築、増築のみならず、大規模改修という形で学校のリニューアルを図っていくというような点にも力を用いていかなければならないと考えておるわけでございまして、そういう点では、これらの事業費自体は年々減少する時期でございしますけれども、そういった質的な整備に向けて意を尽くすべき時期に参っていると考えているわけでございします。

○佐藤(徳)委員 関連いたしましたとお尋ねをいたしますが、教育の近代化、それから情報化、国際化、これらの社会に対応するために、さらに

は行き届いた教育の実現のために、公立学校の施設整備につきましても抜本的な検討、施策が必要じゃないかという声が高まっていることは御承知のとおりであります。

さてそこで、六十三年度三月二十二日に教育方法等の多様化に対応する学校施設の在り方に関する調査研究協議が調査研究をまとめて発表をしたはずであります。これは御承知でしょうか。

○加戸政府委員 三月二十二日付で「教育方法等の多様化に対応する学校施設の在り方について」という調査研究のまとめを、文部省内におきます調査研究、いわゆる外部の学識経験者等の協力を仰ぎましてまとめたものでございまして、これは六十年八月から約三年近くかけて、先ほど申し上げましたような量的整備から質的整備へ転換を図るという視点のもとに、例えば今申し上げた「教育方法の多様化」のみならず「情報化に対応する施設の在り方」あるいは「豊かな教育環境としての学校施設の在り方」、さらには「地域社会における学校施設の在り方」といったような各般の視点を踏まえましてその検討を行いました成果を一応取りまとめて、地方公共団体あるいは学校等に対して一層の普及・指導をする観点から作成したものでございします。

○佐藤(徳)委員 私はこの全文を拝見いたしました、極めて重要な部分が提起されているという認識をしたわけであります。そこでお尋ねをいたしますのは、この中に「調査研究の目標」が掲げられております。四つございしますが、この目標について一体どのようにとらえられておりますのか、ひとつ具体的に明示をいただきたいと思います。

○加戸政府委員 この「調査研究の目標」としましては、今先生おっしゃいましたように四つございします。

一つが「児童・生徒の個性の伸長や創造性の育成等を重視した多様な教育への対応」でございまして、これはそれぞれカリキュラム等も変わってまいりました、またカリキュラムが同じでも教育の仕方自体が変わってまいり、今の時代の進展に

対応して、学校施設がどのようにあればいいのかという観点からの検討でございします。

第二点が「コンピュータ等の導入への対応」でございまして、情報化社会、情報化時代と言われておりますけれども、学校教育の場でもコンピュータが大幅に導入される時期になってまいりました。学校施設はどのような形であればコンピュータ教育が適切に行い得るかという観点からの検討でございします。

第三番目が「児童・生徒の心身の豊かな成長を促す環境づくり」ということでございまして、これは従来ともすれば学習の場としてとらえられていた学校をいわゆる子供たちの生活の場として、そこで一種の豊かで実りある生活が送れるような学校の環境というものを、従来はともすれば副次的に考えられていた事柄でございしますけれども、そういった視点に立つ豊かな教育施設という観点からの検討でございします。

第四点が「生涯学習、社会活動の場としての役割の重視」ということでございまして、これは今や日本が、臨教審答申にもございしますように、生涯学習の時代に移ってまいりまして、学校施設は単なる学校教育の場としてのみならず生涯学習の場としても、地域住民に開放し利用できるような観点から、学校施設がいかにあればいいかというような観点からの検討をいただいたということでございします。

○佐藤(徳)委員 私は昨年の前の国会のときに、特に学校のコンピュータ導入の問題について質問したことがありますが、幾つかお答えをいただいたわけであります、当時申し上げましたように、アメリカや先進ヨーロッパ諸国と比べますと、我が国の学校教育におけるコンピュータ導入というのはかなり低い。内閣拡大の問題を含めまして、これからコンピュータが学校教育の中でも極めて重視されるというところは御承知のとおりなものであります、前年度から比しますと予算上は十億ふえたようでありまして、今後の見通しとか文部省のこれからのコンピュータ学校導入

に対する考え方とかをひとつお聞かせいただきたい、こう思います。

○加戸政府委員 六十三年度予算におきましては、いわゆる教育方法の開発研究という考え方で、従来のコンピュータ機器等の学校に對します導入の補助金につきましては、先生今おっしゃいましたように、十億近く的大幅増額をさせていただいたわけでございますけれども、これは一つの研究の観点から学校教育上コンピュータを有効利用する、そういうような視点のものとございまして、全国にすべてこれを配置することに對する補助金ではないわけでございまして、ある意味では十全なものとはいえないものがあると思ひますけれども、そういった今の欧米諸國の傾向あるいは設置率等にかんがみすれば、日本でもこれからどんどんそういった方向へ向かう時期に参つてゐると思ひます。

ただ、事柄としては、教員の方におきましてコンピュータ教育が十分できるような能力、資質、そういった面の養成も急がれるわけでございまして、それと両々相まちまして、教員のそういった情報化教育並びに学校におきまして情報化教育関係の施設というものの充実とこれから力を尽くすべきだと考えておるわけでございします。

○佐藤(徳)委員 前回申し上げたとおりでありまして、新しいものがどんどん開発をされていく、そうすると新しいものができるのではない、あるいはあるはもつと安くなるのではない、か、そういう先入観がありまして買ひ控をしてゐるというふうな傾向が、これは学校関係だけではなく、家庭においてもそういうのであります、特に学校においてはそういう意味では統一規格のコンピュータを導入を考えたらどうかという提起をしたのでありますけれども、その点についてはどうなつておりますか。

○加戸政府委員 現在、確かに各学校等に導入されております機器につきましては機器の規格あるいはソフトの規格はそれぞれ違つてゐるわけでござい

まして、それは地域の實態に應じ地域においてそういう利用のされ方をしておりますが、確かに全国的な形での規格の統一というところは望ましいこととございしますけれども、これまた機器提供側あるいはソフト提供側の立場もございしますので、私どもとしましてはなるべく共通の規格でできるような要請をしてゐる次第でございますし、またメーカー、ソフト開発企業等におきましてもそれぞれの段階等におきましてそういった方向での精力的な取り組み、検討が行われておるといふこととございまして、私もその成果を期待してゐるといふ状況でございます。

○佐藤(徳)委員 全体が関連するわけであります、第二章には「教育方法の多様化に對する学校施設の在り方」について触れてあります。この中から幾つかお尋ねをしたいと思ひます。

今のはやりと申ししようか、多目的オープンスペースの導入、これが全国的に広まつてゐるのではない。私の選挙区内における学校でも幾つか目新しいものがつくられてゐる、非常に興味を持たれてゐるわけであります。このオープンスペース導入の全国的な傾向であるとか実態であるとか、それから多目的オープンスペースを導入したところ、それによる短所、長所と申ししようか、いろいろあるだろうと思ひますけれども、これらについての実態の中身、それから考え方を聞かせたいと存じます。

○加戸政府委員 先生おっしゃいました今の多目的オープンスペースあるいはオープンスペース等の考え方は、どちらかといひますと欧米等で行われてゐる教育の実態等を見まして、日本にも導入可能あるいは導入した方がよいと考えられるような観点からそういった機運が出てきたわけでございします。文部省といたしましては、昭和五十九年から多目的スペースのための補助基準面積を改定いたしております、多目的スペースを導入して校舎を建築いたします場合には、従来の補助基準面積に、小学校でいいますと七・六%、中学校でいいますと六・〇%加算することとしたわけでござ

います。この結果として、文部省の補助を受けましてオープンスペース等の導入が図られました小中学校は、昭和五十九年度におきまして三百五十七校、昭和六十年年度で四百三十八校、昭和六十一年度四百六十三校、昭和六十二年におきましては五百一校、年々累増してゐるわけでございまして、過去四年間だけで合計いたしました、既に千七百五十九校におきましてオープンスペース、多目的スペース等の導入が図られたということとでございます。

これらの長所、短所というお尋ねもございしましたが、導入いたしました学校におきましてはいろいろな観点で学校としても有効利用ができるし、また子供たちの校内での活発な活動も展開できる、あるいは相互コミュニケーションも図られる等の利点もございしますけれども、短所として指摘されたあるいはこれでは困るというような御意見は私もまだ聞いていない段階でございまして、そういう意味ではこれからどんどん伸びていく事柄だと思ひますし、全国に広がつていく、そういういい方向へ向かうものと私もは期待をしてゐる次第でございします。

○佐藤(徳)委員 私も、長い間の学校における経験がございしますからよく知つてゐるつもりであります、幾つかの学校をお訪ねして見せていただいたことが何回かございします。確かに立派ですね。まさに趣が変わつたといひます、従来の学校の生活というものが考えられないような展開になつてゐるというところは事実だと思ひます。今局長から報告がありましたとおり、年々増加しているというところはそれだけ予算が認められてゐるの、こういうふうにも感ずるわけであります、が、どうも私どもの経験では、やはり一つの教室に生徒と一緒に、しかも仕切りだけで、いざとなつたら全部それを取り払つて学年集会をやるとかその他の行事ができることは確かなんでありますけれども、私は、必ずしも利点だけではない、幾つか欠点があるはずだし、今後直していかなければならぬような状況が必ず生まれてくる、こう

いうふうな理解をしてゐるわけでありますけれども、さらに全国的に調査をしていただいてそういう点をまとめて見解を出すというお考えがあるんですか、ありませんか。

○加戸政府委員 確かに先生おっしゃいますようなそれに伴う短所もあつたことだと思ひますし、そういった点はつぶさきにまた地方の御意見等も踏まえて対応したいと思ひわけでございします。ところで、この多目的スペースあるいはオープンスペース等につきましては、いわゆる既存の学校で既存の建物がある状況の中であつて、技術的にも面積的にもかなり難しい話でございまして、実態的にはほとんどが新増築等の改築等が行われました場合に多目的スペースの導入が図られるといふこととございします、計画的にこうするといふことではなくて、これからつくられていく新改築あるいは増改築を行われる学校につきましては導入の方向で指導し、また市町村も積極的に取り組んでいただくことを期待してゐるところでございします。

○佐藤(徳)委員 この問題については先ほどお答えいたしましたように全国的に進行中でありまして、今の段階でここがよいとか悪いとかという指摘がなかなか難しいと思ひますが、私は、やはり子供たちがいい環境の中で勉強ができる、学習ができるという状況づくりをどうすれば発展することができのか、その点については、建物ばかりではなくて子供たちの心身の問題をどうやってひとつこれから十分御研究をいただきたいものだなというふうな考えをしております。さて、その次の問題であります、これもこれから新しくできるであろう、学校がいろいろな配慮をすることだと思ひますけれども、この報告書の中でも指摘をされておりますが、教材教具、教育機器、先ほど申し上げましたような適正配置の問題を考えなければならぬと思つておりますし、この点については収納できる学校用家具等の導入等についても検討すべきであるといふことが指摘をされてゐるわけであります。お考えをお

聞かしてください。

○加戸政府委員 確かに教育方法等の多様化に伴いまして多様な学習方法を可能にいたしました。これは、多種多様な教材や教具あるいは教育機器等が適正に配置されていることが必要になるわけでございます。具体的に申しますと、児童生徒が自由学習メディアを利用できること、あるいは教師がどの場所でも円滑に教育機器が利用できる、あるいは個人の教材等が整理しやすく、かつ、使いやすい位置に用意すること等についての工夫というのが必要になるわけでございます。このためには当然学校用の家具、例えば机、いす等を整備しておくことや、それに対応した施設計画を行うことが大切であると考えておるわけでございます。

現在のところ、児童生徒の減少時期に向かっているわけでございますので、例えば空き教室等を利用し、それを改造して一つの収納を図るということも考えられましようし、また、将来の機器の発展等は予測しがたいものがございますし、その効率的な使用というのは学校それぞれの事情があると思えますけれども、それぞれ御判断いただきながら適切な方向へ持っていくような一つの参考指針として報告書があるわけでございますので、各学校現場でその学校の施設の実態に応じた内容の改訂なりをどうしていくかということが大きな課題になるであろうと考えております。

○佐藤(徳)委員 この中では情報化に対応する施設のあり方についても指摘されていますね。これに対するお考えもお聞きたいです。同時に、この中では余り触れられておりませんけれども、木造校舎建築の問題について、前の百九回国会で私は問題提起をしながら、特に長野県からも来ていただきました。考え方を聞かせてもらったことがございます。そのときに、私の選挙区の学校の事例をとらえて発表させていただいたわけでありました。

皆さん御経験があたりだと思えますけれども、木造校舎というのは非常に温かみがあるといま

すかぬくもりがあるといえますか、最近非常に見直されてきている。特に木材需要の関係でいいますと、国産材を使えるという運動がかなり年々広まってきているわけでありまして、これらについての現状、それから考え方、木造建築校舎に対する考え方等についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○加戸政府委員 豊かな人間性をはぐくむ環境という点では、確かに木造の場合にはやわらかな手ざわりや温かみが感じられる環境として、そういった素材の活用ということが効果的であると考えておるわけでございます。

文部省としては、既にそういった視点に立ちまして、昭和六十年八月付の教育助成局長通知によりまして、木材を学校施設に積極的に使用するように指導しているわけでございます。また、国庫補助の面に關しまして、昭和五十九年度以降、木材を内装に使用して校舎を建築した場合につきましては、補助単価のかさ上げを行うということといたしております。また、六十一年度には木造校舎の補助単価を鉄筋並みに合わせまして、従来の木造単価から約六九%という大幅な改善を行う。そのほかに、木の教育研修施設の補助制度を創設する等の多様な施策を展開しているわけでございます。

これらの結果を踏まえまして、現在、小中学校の木造校舎の建築実績といたしましては五十九年度で十三校、六百四十一平方メートルにすぎなかったものが、昭和六十二年度におきましては四十六校、二万六千八百六十二平方メートルという形で、大幅な増加がされているわけでございます。もちろん、全国の学校数に比べますれば極めて低い比率ではございますけれども、そういった木材使用の方向へ目が向いていっているというところでございます。また、今申し上げた木造校舎以外に学校の校舎の中に木材を内装に使用している学校もどんどんふえておりまして、例えば昭和五十九年度の三百四十校から六十二年度には七百七十三校と、着実に増加をしているわけでございます。

す。

こういった過去の木材使用の実績あるいは実況等を参照されました地域におきましては、それとどんでん取り入れられる方向に行くだろうという予測をしているわけでございます。今先生おっしゃいました方向へ向かっての努力を私もさらに続けていきたいと考えているところでございます。

○佐藤(徳)委員 ひとつ十分な対応をされるよう、私の方からも要請をしておきたいと存じます。

次であります。今回の特例措置を五年間延長するに当たりまして、児童生徒急増市町村の小中学校施設整備事業計画と国の助成計画は一体どのような形になっておりますか、お答えください。

○加戸政府委員 この整備計画という形でございます。私どもは未整備なものがどの程度あるかという把握を、そして、毎年度市町村からの事業計画をとりまして対応するという形になっております。そのほかに、もちろん全部一遍に整備されることは望ましいわけでございますが、市町村の財政状況、その地域の必要性等に応じてそれぞれ違うわけでございますので、当面、私どもは、将来を展望いたしまして、今の状況の中で学校建築につきましても、事業規模計画をとり、それに必要な事業費を計上していくという形で対応している状況でございます。

○佐藤(徳)委員 次に、過大規模校の解消についてお尋ねをいたします。未解消の実態はどういうふうになっておりますか。

○加戸政府委員 いわゆる児童生徒の急増に伴います過大規模校は五十四年がピークでございます。五十四年度におきましては小中学校合わせて二千四百八十一校というものが三十一学級以上の過大規模校として存在したわけでございますけれども、その後減少いたしました。昭和六十二年五月一日現在では千二百三十一校ということで約半減をしたわけでございます。しかしながら、この千二百三十一校につきまして、過大規模校の解消

の方向で各般の努力をしておるわけでございます。御承知のように学校管理運営上からもいろいろな問題が生ずるわけでございますし、学級規模の適正化という観点から、なお今後の努力をしたわけでございます。

このための問題としましては、六十一年度予算におきましては、児童生徒急増市町村以外の市町村における過大規模校につきましても、分離を促進する観点から用地取得費の補助を始めたわけでございます。各市町村からの実情を毎年市町村長等から、あるいは市町村の教育長等から事情を聴取いたしまして、具体的な解消策についての指導を行う。そのほか、また分離・新設に伴う用地取得費の補助を行うという形で進めているわけでございます。現在私どもの把握しています限りでは、千二百三十一校のうちの約八六%につきましては解消の見通し予定が立っているわけでございます。残りは、かなり解消困難な学校等もございますけれども、今後なお努力を続けてまいりたいと思っております。

○佐藤(徳)委員 過大規模校の基準は、現行は一体どういうふうになっておりますか。

○加戸政府委員 私どもが今申し上げました過大規模校分離のための用地取得費の対象としたしておりますのが、基本的には三十一学級以上というところでございますけれども、三十学級以下の学校につきましても、これはケースによるのでございます。分離をいたしますと、地域によりましては、分離した結果として標準規模を維持できない小規模校というものが出現する可能性もあるわけでございます。そういうことで今申し上げた三十一学級というものを、これは一応考え方としては、学校指導上あるいは学校管理運営上特に問題が生じやすいとか、あるいはこれまでの学校設置者の考え方として三十学級程度をおよその目安として分離の計画を立てるというのが一般的である、そういう状況もございまして、文部省といたしましては、三十学級と三十一学級で区分した考え方をもちまして対応している次第でございます。

○佐藤(徳)委員 学校管理運営上支障を来す場合については説明もございましたが、これは文部省自体も既におわかりだと思えますけれども、三十一学級よりは三十学級の方が効率的である。あるいは二十八学級、二十七学級、減少すればするほど、限界はありましようけれども、大きな学校にしておくよりはさらに適正規模の学校に直していく方が、これは教育効果をもたすためには非常に大事な部分だと私は思っているわけがあります。

そこで、学校教育法施行規則第十七条には、小学校の場合ですけれども、「学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。」こうありますね。そういたしますと、これとも関連をいたしまして、三十一学級以上校にしている法律的な根拠がちょっとおかしくなってしまうような気がするものでありますが、これとの関連でどうお考えですか、その法的根拠を示してください。

○加戸政府委員 先ほどもちょうと申し上げましたが、三十学級未満のものにつきましては、仮定の話でございますけれども、それを分離いたしますと、通常、地域の実情によりまして真つ二つというところは考えられないわけでございます。したがって、その結果としては、十二学級未満の学校が出現する可能性が極めて高いわけでございます。そういう意味で、学校の適正規模としては「十二学級以上十八学級以下を標準とする。」という考え方が基本でございますけれども、これ以上の学級であるから分離するという考え方をとるといたしますれば、かえって適正規模以下の小規模校をつくる結果となるという問題もございまして、また市町村の財政負担上の問題もござい

○佐藤(徳)委員 それは私は全面的に否定するものではありませぬけれども、確かに地域によってはどういうところも出てくるかも知れません。しかし、一般的に言いまして、先ほど申し上げましたように、学校教育法施行規則第十七条、つまり「十二学級以上十八学級以下を標準とする。」という適正規模にできるだけ近づいて、そして、子供たちがよりよい環境の中でより効率的な学習が進められる、そういう方向が私は望ましいのだというふうな今でも理解しているわけでありまして、文部大臣なり局長が大規模校を学校訪問した経験があるかどうかはわかりませんが、三十学級以上あるのは二十七、八学級、特に中学校の場合なんかは大変な状況なんでありまして、何とかこれを改善しなくちゃいけないという地域の声も高まっていることは事実なんでありまして、

文部大臣、大臣に就任されましたから幾つもの学校を歩かれて、これに関連するお話ですけれども、もし歩かれましたら、どういふ感想をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○中島国務大臣 幾つかの小学校あるいは養護学校あるいは専修学校等を含めまして拝見いたしました。生徒諸君にお会いをいたしましたり、その教育内容、限られた時間でございましたので、すべての面で十分納得できる視察、見学ができたかどうかはあれでございますが、特にお尋ねの学級規模あるいは教室の生徒数その他については、比較検討するほど多く拝見したわけではございませ

ん。ただ、御指摘の大規模校につきましては、一応二千四百八十一校が千二百三、四十校に減つてまいったわけでございますが、先生おっしゃいますように、その規模は、たとえ十二学級から十八学級とおっしゃるその標準というところは確かにございませぬけれども、しかし、現在三十一学級以上の過大規模校をできるだけ早く整備をする、これに努力をいたしていくべきこととございまして、またそれを分離することによりまして小規模校ができてしまうということもございまして、うから、そこは十分参酌しつつまいりますけれども、当面はやはり大規模校の解消に努力をいたすべき

ときだ、このように考えております。

○佐藤(徳)委員 それは御指摘のとおり、あるいは今お考えが示されましたとおり、事務的、機械的に学級規模をこうするというわけには、地域の実情なり地理的条件を考えないでやるといふことについては、やはり問題があることも事実であります。しかし、基本は、大臣がお答えになりましたように、よりよい教育効果を求めるためには適正規模に近づけていく、できるだけ年々そういう状況をつくり出していくということが望ましいのでありまして、ぜひひとつこれからの促進方をお願いしたい、こう思っております。

さて、関連いたしますが、公立義務教育諸学校施設の整備の促進を目的とした義務教育諸学校施設費国庫負担法及びその施行令について再検討する時期に来ているのではないかと、こう考えられていた状況にもあります。特に施行令に定める「特別教室の種類」、それから「適正な学校規模の条件」、「学級数に應ずる必要面積」等については積極的に改善のための検討がなされるべきであろう、こういう考え方が非常に広まっているわけでありまして、これらにつきまして、担当局長並びに文部大臣の見解をお尋ねいたします。

○加戸政府委員 施設費国庫負担法の条文におきましては、学校の分離に関する規定はないわけでございますけれども、学校を分離する場合は当然に新しい一つの学校をつくる、つまり新築に相当するわけでございます。実際上の処理としましては、そういう学校新築の一形態として取り扱えば足りるわけでございます。また、このことによる支障も生じていないかと考えておるわけでございます。

なお、これは過大規模校の場合のみならず、普通の過大規模校に相当しないものにつきましても、地域の実情にに応じましてこれを分離するケースは幾つかあるわけでございますから、それを画一的に法律で規定するのはいかかという問題も一つあると思えます。

問題もございませぬけれども、これは予算上の補助基準を定めておりますが、例えば五十人学級から四十人学級に変わると、四十五人学級から四十人学級に変わると、教室の面積の基準を変えないというところは総体的にはゆとりが出ていないという状況もございまして、ただ、今後の状況を見てもいいと思います。例えば先生が先ほどおっしゃいましたような、教育方法の多様化等に伴います各般の設備というのは変わってまいっているわけでございますから、そういうのを踏まえまして、学校の補助対象の基準というののも当然また将来の検討課題として大きく出てまいらざるわけでございますけれども、その辺は法律できざし書き込みますと、弾力的な運用といえますが、実態的に機能しない状況も想定できるわけでございます。私どもは予算上の現状の措置で十分対応できる事柄ではないかと現時点では考えているわけでございます。

○佐藤(徳)委員 学校統合の場合に、上限学級数は何学級になっておりますか。

○加戸政府委員 小規模校あるいは過小規模校を統合する場合の統合の基準をいたしましては、二十四学級を上限といたしております。

○佐藤(徳)委員 そうですね、二十四学級なんでありまして。そういたしますと、法律を整備するということにも関連するわけでありまして、大規模校の場合、先ほど申し上げました学校教育法施行規則の第十七条の適正規模「十二学級以上十八学級以下」の基準の問題、これらについては、もちろん地域によっても異なってくることは明らかであります。基準をいたしまして、あるいは望ましい状況といたしましてはこれらを整備しなければいけないんじゃないか、そうでないと矛盾が出てくる、こういうふうには思っているわけであり

十五人学級にいたしました四十人学級にいたしましたも、場合にによりましては児童生徒数がある年に一名変わるたびに学級数が増減するというところがございますので、これからの児童生徒の減少時期、方向を考えてみますと、一つの基準でこの学級規模を規定した場合に、学級規模数が当然に減少していくという事態が相当程度に起こり得るということもござります。そういう点では、一応の目安として適正規模をどの程度という考え方はございまして、その適正規模校との間の中間地帯というのは常に存在し得るわけでございまして、いかような形で定めまして、そういう面一的に学級規模によって学校を規律するというのはかなり難しいことではないか。そういう意味では、おおよその目安として対応し、例えば過小規模校、過大規模校を解消する、そういう方向での一つの求心力へ向かっての努力ということが私どものなすべき事柄ではないかと考えております。

○佐藤(徳)委員 ちよつと文部大臣にお尋ねいたします。私は、文部大臣がおかわりになるときにいつもこの問題をお聞きするのでありますが、教育効果を上げるためには一学級の学級編制は何人ぐらいが望ましいと大臣はお考えになっておりますか。

○中島国務大臣 私どもは、当面四十人学級を目指しまして、六十六年度完成を目指して努力をいたしておるところでございます。第一目標を四十人学級、これに最大限の努力をいたしておるところでございますので、それに頭がいっぱいだと云ってしまえばそれまででございますけれども、現在は四十人学級、この完成のために最大の努力をいたしておるところでございます。

○佐藤(徳)委員 それは政治家の答弁でございまして、納得するかどうかは別にいたしまして、海部さんが文部大臣をやっているときに同じ質問をいたしましたら、海部文部大臣は三十五名と答えました。いい答えでしたわ。ところが、四十人学級が進行中である、昭和六十六年度が完成年度である。御承知のとおり、これは財政の關係もあつたのでありましようが、延長されて六十六年度完成ということになったわけですね。ところが、今日既に社会的運動として三十五人学級を実現したかどうかという運動さえ実は起きているわけでありまう。ですから、完成年度を少し早めて、そして世界的趨勢に合うような、そういう学級編制基準を指向すべきじゃないか、こんなふうに考えるわけですが、将来の見通しについて、いつまで大臣をやっておられるかわかりませんが、せめて大臣をやっておられる間、確信を持ってひとつその点をお聞かせいただきたいし、次の大臣にそれを譲り渡してください、まだ早い話でしょうが。

○中島国務大臣 これは歴代大臣の中から示されました目標でございまして、まず私が、その与えられた任期中に責任を持って、与えられた六十六年四十人学級完成というものを目標として、しかも前大臣がおっしゃられましたように次の目標を早く掲げられますように、とりあえず四十人学級完成を目指してまいります。また恐らく来年度概算要求をさせていただけたと思っておりますので、頑張つてまいりたいと存じます。そして、次にその目標をさらに受け継いでいけるように責任を持って頑張ります。

○佐藤(徳)委員 ぜひ責任を持って頑張つていただきたいし、これは結果が出ることでありまして、評価はそのときいたしますから、信頼しておりますのでひとつ十分力を出し切つてほしい、こういうふうに思っています。

さて、次の問題であります。児童生徒急増市町村における不足教室の現状は一体どのようなようになっておりますか。

○加戸政府委員 児童生徒急増市町村におきまして一校当たりの不足普通教室数は、昭和五十七年度には〇・四七教室でございましたが、昭和六十二年度には〇・三七教室となつております。それから、一校当たりのプレハブ教室数は、昭和五十七年度の〇・二〇教室から昭和六十二年度には〇・一四教室となりまうなど、それぞれ著実に減少している状況にございます。

○佐藤(徳)委員 四十人学級の実施により全国で増設を必要とする教室は、昭和五十八年の本法改正の際、昭和五十八年度から六十六年度までの九年間で六千三百教室。これは当初の計画では多分八千三百六十教室だったと思うのでありますが、昭和五十八年度から六十二年度までの増設状況と昭和六十三年度以降六十六年度までの四十人学級計画期間内の増設事業計画は、一体どのようなようになっておりますか、お聞かせください。

○加戸政府委員 御承知のように、昭和五十七年をピークといたしまして児童生徒数は減少しているわけでございます。現在のところ、四十人学級を学年進行によりまして小学校、中学校それぞれに人口・児童生徒急増状況に際しましては、今着実に進められているわけでございます。この実施に当たりますのは、施設の新増築を行なうことも、空き教室の活用あるいは特別教室の転用等で対応できるような施設余裕校から実施しているわけでございまして、今までのところ四十人学級の施設余裕校という用語が用いられております。施設余裕校という用語が用いられております。その施設余裕校という定義について、ひとつ御説明ください。

○加戸政府委員 これは、四十人学級を実施するために当然なる増設が必要とされる、つまり現状の施設では対応できないものを除いた、それ以外の学校を施設余裕校という考え方をしているわけでございます。運用上の問題としては、本来ならばこの施設増設が必要であるけれども、既存のプレハブ教室をなお継続してしばらく使うという場合、あるいは特別教室を暫定的に普通教室に転用するといふ場合も施設余裕校に含めて運用いたしておるわけでございまして、その結果としては、施設余裕校に該当しない学校というのは極めて数が少ない、レアケースになっているというのでございまして。

○佐藤(徳)委員 さらに念を押させていただきますが、臨時的なものとして特別教室の転用も含まれているのですか。

○加戸政府委員 当該学校教育を円滑に遂行するために特別教室を転用しても支障がないと認められるようなケースにつきましては、そのような対応をさせていただいております。

○佐藤(徳)委員 さて、説明ありましたとおり昭和六十三年度で負担率の抑制措置の期限が切れることになるわけですが、六十四年度以降の負担率三分の二は当然保障されなければなりません。政府の都合によっていろいろな移り変わりがあつたのでは将来にかなり影響する問題でありますからお答えをいただきたいのでありますが、文部省の御見解をお尋ねいたします。

○加戸政府委員 今回の改正案におきまして、昭和六十三年度はいわゆる補助金特例法との横並びの關係がございまして十分の五・五のかき上げにさせていただきます。六十四年度からはどうなるかという御質問でございます。そういう期間特例措置の終了後におきます負担割合の取り扱いは、人口・児童生徒急増市町村地域だけではなくて、いわゆる文部省の他の領域のみならず各省庁すべてにわたる補助金のかき上げの問題に關連いたしますものから、それらは諸情勢の推移、あるいは国、地方の役割分担、さらには財源配分のあり方等をも勘案しながら、関係省庁で協議をして、適切に対応すべき事柄だと思つてい

るわけでございます。

○佐藤(徳)委員 時間ももうあとわずかしかありませんので締めくくりたいと思つていますが、学校建築に当たりましては、先ほど若干お答えがありました。用地買収・取得が困難になつていくという状況の中にはあるわけですね。それで、

転用するといふ場合も施設余裕校に含めて運用いたしておるわけでございまして、その結果としては、施設余裕校に該当しない学校というのは極めて数が少ない、レアケースになっているというのでございまして。

○佐藤(徳)委員 さらに念を押させていただきますが、臨時的なものとして特別教室の転用も含まれているのですか。

○加戸政府委員 当該学校教育を円滑に遂行するために特別教室を転用しても支障がないと認められるようなケースにつきましては、そのような対応をさせていただいております。

○佐藤(徳)委員 さて、説明ありましたとおり昭和六十三年度で負担率の抑制措置の期限が切れることになるわけですが、六十四年度以降の負担率三分の二は当然保障されなければなりません。政府の都合によっていろいろな移り変わりがあつたのでは将来にかなり影響する問題でありますからお答えをいただきたいのでありますが、文部省の御見解をお尋ねいたします。

校地等の提供にかかわる際の税制上の優遇措置は一体どういふふうになっておりますか。現行、多分三千万円までは非課税と記憶をしているわけですが、改善の余地が考えられるのかどうか。現状とあわせてひとつお聞かせいただきたいと存じます。

○加戸政府委員 個人所有の土地を学校用地として譲渡した場合の所得につきましては、個人の場合には所得税、法人の場合には法人税が課税されるわけですが、先生が今おっしゃいましたように、租税特別措置法の規定によりまして三千万円までの特別控除が認められているわけですが、これがいまして、文部省といたしましては、この金額では不十分であるという考え方に立ちまして、特に公共性の極めて強い学校用地であるということでございますので、この特別控除額を金額の引き上げを昭和五十六年度から関係省庁に要望をし続けているところでございますけれども、一方におきまして、道路や公園に提供する場合につきましては、同様の取り扱いがされているわけですが、同様の学校用地のみに限っての引き上げの実現を見るに至っていない段階でございます。今後とも必要を続けてまいりたいと思っております。

○佐藤(徳)委員 過大規模校、いわゆる三十一学級以上を指しているわけですが、この分難のための用地取得費補助については、五十九年度にそれまでの急増用地補助を拡大する形で制度化をして、六十一年度から過大規模校解消の学校用地費補助事業として五年計画で進めてこられたと思ひますけれども、今後の解消計画についてどのようにお考えになっておられますか。

○加戸政府委員 ただいま先生おっしゃいましたような各級の施策、特に用地取得費の補助によりまして過大規模校の解消に努めているわけですが、先ほども申し上げましたように、千二百三十一校のうち千六十一校、具体的には八六%に相当するものにつきましては、将来における解消が見込まれておるわけでございます。

残りしました学校数につきましては、周辺に用地がないとか、あるいは過大規模校でございますけれども土地、校舎等も基準を満たしているというような状況もございまして、そういった計画がないわけでもございまして、そういった困難点もございまして、今後とも解消の方向に向かつての努力が続けたいと思っております。

○佐藤(徳)委員 最後に一つお尋ねをいたします。急増市町村の関係者からも非常に要望の強い体育館の負担率の問題であります。これは一般市町村との均衡上の問題から捉え置かれてきたはずであります。現在では九〇%以上の学校が保有をしている。こういう現状から考えまして校舎と同一の負担率にすべきではないか、こういう要望が非常に強いわけでありまして、これらについての展望をお示しください。

○加戸政府委員 急増市町村につきましては、確かに校舎についての補助のかさ上げを講じているわけでもございまして、体育館に関しましては一般市町村と同様の取り扱いになっているわけでございます。

これは一つには、人口急増市町村の場合には何よりも児童生徒を収容するという校舎の整備が最も急がれるわけでもございまして、そういった観点からのかさ上げをしておるわけでございます。

一方、体育館のほうの保有率は急増地域のほうが一般地域よりも高いという状況にございまして、また、どちらかと申しますと一般市町村よりも人口急増市町村の方が財政力指数も高いわけでもございまして、その意味では、体育館の整備が急がれる点におきましては急増市町村のみならず一般市町村も同様でございまして、急増地域だけに限って補助率のかさ上げをするということは均衡を失するものではないか、私どもはそう考えておるわけでもございます。

○佐藤(徳)委員 ちょうど質疑時間が終了いたしましたというメモが回ってまいりました。時間があればもっとと掘り下げた中身で議論したい

のでありますが、時間の制約もありますのでこれで終わりますけれども、どうぞひとつ今まで九十分間議論をしたその中身を十分大臣も精査をされまして、さらにこの問題につきましても大きな力が示されますよう、私どももすべては子供たちのために頑張りたい、こう思いますので、それをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○中村委員長 馬場昇君。

○馬場委員 まず大臣に、先ほど佐藤委員も質問をいたしましたし、参議院でも同僚の久保委員、この本委員会でも中西委員が質問したのですが、三月二十九日に加戸助成局長が、各都道府県の教育委員会の教育長に「教職員の服務規律の確保について」という加戸通知を出しておられるわけでもございます。私もこの通知を実は地元に戻ってるときに見たのです。これを見まして直観的に、これは戦前の治安維持法、これで思想とか言論とか表現とか出版の自由を全面的に圧殺した、ああいうはしりではないか、そういうおそれ実は私は感じました。これは運用次第によつては本当に民主主義を殺してしまうのじゃないか、そういうおそれがあると私は直観をいたしました。だから私は何回でもやりますけれども、これは決して与党とか野党とかというのじゃないに、やはりこの国会が民主主義を守るという立場において、そういうおそれがないようにきちんとしておかなければいけないのじゃないか、そういう考え方を持っておりますので、少し重複するかもしれませんが、まずこの問題から質問をしたいと思ひます。

大臣が本委員会でも中西委員にお答えになった速記録も、それから参議院で久保委員にお答えになった速記録も、またただいまの答弁も聞いておるわけですが、重複いたしますが、大臣の考え、文部省の統一見解、法制局長官が言うからさうだとか、こうだからこうでなしに、大臣自身の文部省の統一した見解という形で聞きしきるので、ぜひそのようにお答えいただきたいと思ひます。

まず第一に、参議院の議論の中でも出ておりますが、憲法十六條に定める法、命令、規則の制定、廃止、改正その他の事項に関する国民の請願権はすべての国民に保障されているものであるというのを法制局長官が答弁して、大臣もそのとおりだとおっしゃったのですが、これはそのとおりと確認していいですか。

○中島国務大臣 三月二十九日の助成局長の通知についてのお尋ねでございますので、今おっしゃいました憲法十六條に關しますことにつきましては、おっしゃるとおりだと思ひます。

○馬場委員 一つ一つ、これは速記録にそう書いてあるものから、それを読んで確認しておるところでございます。

それから次に、「各省で立案の段階におきましてその法律案につきまして何らかの御意見を有する方々が請願をなさる」ということは、これは当然の憲法十六條の請願権の範囲」であります、こうなっておりますが、いかがですか。

○中島国務大臣 これは法制局長官もお答えしたと思ひます。これはそのとおりだと思ひますが、十六條で「請願」と言うのは平穩な請願、こういうことがございまして、法制局長官は、具体の例が頭に浮かびませんが、一般論・原則論として申し上げます、こういうことでございまして。したがって、違法でない限り、おっしゃるとおりだと思ひます。

○馬場委員 平穩であるかないかというのは、どういふのが平穩か平穩でないかということの後でお聞きしますから、この部分について確認していただいたわけでもございます。

次に、国や公の機関が既に決定した法令であっても、その政策に対して意見があり、廃止や改正を求めるといふことは憲法十六條の請願の権利に含まれているということですが、そのとおりですか。

○中島国務大臣 そのとおりと思ひます。

○馬場委員 「思ひます」ということと「そのと

おり」というのは違うのですか。ちょっとはつきりしてもらっておかぬと、思い違ひだったなんて言われると困りますから。

○中島國務大臣 先ほど「思います」と申し上げたのは、委員の御指摘の中に法制局長官が言われたからこうというふうな御関連もあつたもので、私の中では、私の申し上げる質疑はその後こういうことでございましたので、前回法制局長官がお答えをいたしましたことを受けてお答えしたわけでございまして、私もそう思うというのは、法制局長官が答弁されたとおりであります、こういう意味であります。

○馬場委員 それから、やはりその議論の中で、教職員団体がその請願の権利で法令に反対の意思を明らかにして、その権利を行使する目的で集会を開催する、そして団体の意思を確認した後は決定する、これは国民が集会の権利、表現の自由を持つていけるので何ら違法な行為として制限される行為ではない、こういうことをおっしゃっておられますが、そのとおりに大臣も考えておられますか。

○中島國務大臣 今おっしゃったのは憲法第二十六條の解釈だと思ひますが、第二十六條の一般解釈はおっしゃるのとおりでございます。

○馬場委員 さらに、適法な——私が今言つていますのはみんな違法ではない適法な話ですからね、適法なデモあるいは署名活動は行政が決められた政策に対して反対するからといって禁止されるものではない、大臣、そのとおりに思つておられますか。

○中島國務大臣 法解釈上そのとおりでございます。

○馬場委員 次に、請願のために必要な文書、図面を発行し、その文書を必要の人たちに回覧に供することは言論の自由ということで憲法の保障する範囲である、これはそのとおりだと思いますか。

○中島國務大臣 憲法解釈上そのとおりでございます。

○馬場委員 最後に憲法第二十一條の、繰り返しになりますが、言論、出版、表現の自由は何人に対しても保障されている、このとおりですね。

○中島國務大臣 そのとおりでございます。

○馬場委員 そこで最後に、幾つかのことを今お尋ね申し上げたのですけれども、ただいまのやりとりというのは文部大臣、それから文部省の統一見解として確認してよろしいですね。

○中島國務大臣 法解釈上おっしゃるのとおりで、結構だと思ひます。

○馬場委員 そこで、加戸通知を読んでみますと、これは大臣がよく言われる中段の部分ですが、「公立学校の教育公務員については、他の地方公務員とは異なり、その職務と責任の特殊性にかんがみ教育公務員特例法により政治的行為が制限されている、こういう前置きを中段に書いて、そしてさわりのところは、「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するために、示威運動や署名運動の企画・指導等を行うこと、そのような目的を有する文書、図面等を行つて、回覧に供すること等は政治的行為に該当するものとして禁止されているところであります。」と書いてございませうね。これは、ただいま文部大臣が文部大臣の見解、文部省の統一見解としておっしゃいましたことと大分違ふのです。そういうことで、先ほどの答弁を聞いておりましたら「妨害」ということがやはり議論になるようでございますので、ここに書いてある「妨害」というのはどういうことを指しているのですか。

○加戸政府委員 局長連達は、国家公務員法並びにそれに基づく人事院規則を受けて流したものでございまして、その人事院規則で「実施を妨害する」というのは、人事院事務総長通知になされております。その通知によりますと「実施を妨害する」とは、その手段方法のいかんを問はず、有形無形の威力をもつて組織的、計画的又は継続的にその政策の目的の達成を妨げることという。従つて、単に当該政策を批判することは、

これに該当しない」という解釈がございします。したがひまして、単に反対とか批判の意見を述べただけでございしますれば問題ないわけでございますけれども、当局側に対して有形無形の威力をもつて組織的、計画的、継続的に政策目的の達成を妨げる場合を指しておるわけでございます。

○馬場委員 今加戸局長は威力をもつてというふうなことをおっしゃつた。私が聞いてゐるのは、威力とは何だということを知りたいわけなんです。そういう意味において威力とはどういう行動形態を言うのですか。

○加戸政府委員 威力といふのは、その政策を決定した当局側においてその自由意思において判断する行為に対しては制圧を加へることをもつて、威力と考えております。

○馬場委員 それでは、例えば初任者研修制度反対であるということでも集会をする、国民にわからせるために署名運動をやろう、そしてそこで例えば署名運動をしてこれを請願しよう、ここに請願の行動をする、それで国会に請願署名を出す、このことは威力ですか。大臣どうですか。

○中島國務大臣 まさに公務員の政治的行為の制限の問題でございしますが、法的に申せばこれは教育公務員特例法がございしますが、その第二十一條の三を敷衍いたしますとこれは国家公務員法に反する。国家公務員法で規定されてゐるものは、これは人事院規則で書かれてあるものでございします。その中に妨害という言葉が出てまいります。その妨害といふのは、国、行政が決めましたものに對する御意見、それから実際に決めましたその行為が実行できなくなる、できなくなるといふことはこれは妨害でございまして、このできなくなるといふのは、例えば署名運動をする、あるいは請願をする、これは私は当然許された行為であると思ひますが、どこから妨害的な行為かというとなればこれは妨害、こういうことであらうと思ひ

ます。その範疇で考えていってよろしいのではないかと、こう思ひます。

○馬場委員 今、初任者研修の試行をやつていまして、それを例えば諸願権でもって県議会とかあるいは県の教育委員会とかにして、こういうことはしないといふことを決めたとする、そうすると文部省が企画する初任者の試行はできなくなる。それは威力による妨害ですか。

○加戸政府委員 初任者研修の試行に關しましては、都道府県教育委員会が試行することを決定して試行をスタートさせる段階以降のことを指しておりました。試行するかどうかの段階におきまして反対行動等に触れてゐるわけではございませぬ。具体的に試行をやる都道府県教育委員会が決めたその政策を実施しようとする段階において、その政策を実施させないためのいわゆる有形無形の威力を用いて行動する場合を指してゐるわけでございます。今申し上げたように、この事柄はあくまでも都道府県教育委員会が試行を決定し実施要綱を発表しそれ以後におきますその実施を妨害する行為を指してゐるわけでございます。

○馬場委員 ここで余り時間をとりたくないのですけれども、有形無形などと言ひますと、はつきり言へば、無形なんていうことはわからないわけですよ。違法な行為でもつてそれを妨害するといふことは確かに触れますけれども、例えば無形なことでもつては妨害とならないのです、形がないのですから。そういうことで、もうここで議論するのはなんですか、この文書は今言つたようにたくさん問題を含んでゐるのです。それで拡大解釈といひますか解釈の違いと言つて、逆にこういうことは混乱を招くだけの話なんです。これは文章で解釈の相違がいろいろございします。もうみんな、例えば署名運動はいんだという憲法になつてゐるんだけれども、これは違法だと言つてゐるし、文書、図面等を行つて回覧に供することとは憲法で認められてゐるんだとなつてゐるのに、それも禁止されてゐる。いわゆる妨害といふ

第一類第六号 文教委員会議録第五号 昭和六十三年四月十三日

ような拡大解釈ができる行為でもって、憲法で許されておることが禁止されるとこれには書いてある。この妨害ということとは、今抽象的に行政府がこれを考えれば事が済むことだというように受け取れるのですよね。だから、これはやはり出し直したかどうかですか。そして説明を——さっき前段で私は憲法十六條、二十一條、こういう国民の権利はあるのだということを確認しました。しかし違法なことでは妨害なんかすることはやはりいけませんよ、こういう趣旨だろうと私は思うのですが、これでは非常に誤解をいたしますから、さつき文部大臣が統一見解として確認されました基本部分、そういうものを踏まえて、違法なことはいかぬ、こういうぐあいにして説明を付加されたらいかかと思うのですが、大臣いかがですか。

○中島國務大臣 御質問の趣旨は先ほどから伺っております。逐一御確認になりましたときに、法解釈一般論として法制局長官がお答えしたとおりでございますと申し上げました。そしてそれは違法のない限りと私も申し上げましたし、馬場委員も、自分が聞いていることは違法のない限りで聞いている、こういうことでございました。それは正しいことだと思えます。そして、この三月二十九日の通知の集約されるところは、教育というのは人づくりでございますし、国家百年の大計でございます。学校教育が国民から信頼を受けるということが一番必要でございますので、そのために違法な行為をしたり、あるいは教育が政治的中立を損なうようなことがあって学校教育が国民からの信頼を損なうてはいけません、そういうことがないようになさってほしい、これがこの通知の最大ポイントでございます。したがって、じゃあ違法とか教育の中立性が損なわれるというのは何かというところが中段にございまして、その中段の、憲法に定められたものはそれとおりであるというところは当然わかっておる上で、妨害というのは何か、これは、人事院規則で書かれております妨害というのは、国が定めたものを実施していく、それに対する妨害があつてはいけません、こ

ういうことでございますので、おっしゃる意味は、前段に当然憲法あるいは基本法その他の問題を頭に入れた上で、最後に集約いたしましたように、かつ、その中で違法、教育の中立性が損なわれることがあつてはいけません、こういう通知でございまして、そのように御理解をいただきたいと存じます。

○馬場委員 違法という言葉については、例えばストライキ等については、これは違法でない、あれは違法だ、いろいろ見解にも違いがあります。裁判でも争っているわけですから、この辺について「違法」の言葉の違いというのはあることを確認しておいていただきたいと思います。私が言うのは大臣、今までは大臣の言われた通りの通達が出ていたのです。今度それが変わったのです。今までは、例えばよくストライキなんかをやる、これは違法だ、違法でないという議論はありますけれども、そういうときにはよく通知を出しているのです。例えば去年の売上税のときにも加戸通知を出している。それは「教職員の争議行為について」という通知を出しておいて、争議行為が実施される場合には、違法とすつちは思つておられるのでしょうか、学校教育の正常な運営が阻害されないように教職員の服務について十分な指導を徹底することということで、前文とか中文とかは書いてないのです。ここにわざわざ、誤解を招くと思うのに、その中に説明をつけ加えたというのは、やはり意図があると思わざるを得ませんし、それは混乱のもとですよ。本當を言つと、これがひとり歩きすると憲法十六條、二十一條の精神というのはゆがめられていく。その結果は、例えば労働運動とか民主主義というものの弾圧とか破壊につながってくる。そういうおそれ、今までと変わったことを出していますから非常に感ずるわけですよ。これははっきり言つて、大臣の意向で今までより変えて出せと大臣が言つたかどうか知りませんが、そういうことを一局長が出すということは、政治家出身の大臣としては、また国会議員としても、例えば私に

ちは、初任研反対ですという請願を受けて、この文教委員会が請願の審査をやっているでしょう。あるいは、こういう法律をつくつてくれ、この法律はやめてくれという請願を受けて、この委員会では審査をしているのです。ところがこれを拡大していきますと、そういう署名をして請願をすること自体がおかしいという、国会の審議権さえも否定するというところに実はなるわけでございます。そういうことで、この問題については、従来より変えておつたところ非常に意図がある。そのことは労働運動弾圧とか民主主義の否定という方向にいく可能性がある。だから、この国会において、民主主義とか国民の権利、憲法十六條、二十一條を守るといふ立場から、この加戸通知といふのは従来のような通知に変えるか、あるいはさつき言つたように大臣が確認された、そういう国民の権利はあります。しかしあなたの方の立場からいふと違法なことは困りますよ、こういうわかりやすい、憲法に抵触しないような、また国民が理解できるような通知に出しかえるか、あるいは大臣が説明を行うべきじゃないか。そして、民主主義をこの国会があるいは大臣が守ることにするべきじゃないかと思うのですが、大臣どうでしょう。

○中島國務大臣 私、先生がおっしゃる後段の意味、それはすべてが民主主義を守つてまいる、憲法に規定をされました、要するに理想的な国家のあり方、これをつかさどつていく中心は教育だといふふうに教育を位置づけたのは教育基本法でございますし、それに従つて私どもは教育改革も進め、教育行政も進めておるつもりでございますので、根本的には私は先生と差異はないと思えます。

ただ、そういう民主的な国家を培つていきます教育だからこそ国民の信頼が必要である、その国民の信頼を培つていくには違法行為あるいは教育の中立性が損なわれてはならないのだ、これも先生と御一緒だと思つておるわけでございます。したがつて、そういうものは前段に明らかにございまして、

明らかにある上のごことでございますから、先ほど申し上げましたように、ここで対処しておりますのは教育の中立性、それから違法行為が行われないうようにということがあくまでも主でございます。これは私に説明しろと言われれば何回でも御説明を申し上げるところでございます。そして、その違法という範囲につきましてもこのように御質問をいただくことは結構であります。また妨害といふのは何かということについても質疑をしていただきます。妨害といふのは、先ほど申しましたように、私どもは一つ一つの憲法に保障された行為そのものは一般論として当然認められるものでございまして、一つの行政上進めるべきものが妨害されるといふようなことは、先ほど申しました教育の中立性、それから違法に入らない範囲においてということについて御忠告をいたしましたということでございます。今までは違つた厳しい通知というわけではないと思ひます。

それから一つ訂正させていただきますが、先ほど私は、先生の御質疑に対して、それは憲法第二十六條の解釈として申し上げましたが、第十六條の解釈でございます。

○馬場委員 大臣が今答弁されておるのは私もわかるのです。前段にちゃんと十六條、二十一條があります。それはきちんと守つた上でのことですとおっしゃるけれども、前段に、この文章にはそれは書いてないのです。それを書きなさいと私は言っているのです。

それから、今大臣が言われる教育だからこそ、学問とか研究の自由、教育の自由、これが日本の平和国家あるいは文化国家をつくつていくといふ、これは憲法、教育基本法の精神でございますから、教育にこそ自由とか民主主義とか平和といふことが必要だといふことが教育基本法にも書いてあるわけでございますから、そういうことも非常に大切だと思つておるわけです。

そこで、今大臣が憲法十六條、二十一條についてさつき確認されましたけれども、ぜひお願いしておきたいのは、この誤解のある中段は削除し

そこで、法案の審議に入っていくわけでございます。先ほど佐藤委員もある程度詳細にわたって質問いたしましたし、重複する部分もあると思いますが、まずこの國庫負担法の一部を改正する法律、ここで見てまいりますと、この法律は四十八年度にできて五年、五年、五年と、十五年経過してきておるわけでございます。だから、その急増地域の施設をつくるのに金が支出され、金が二分の一から三分の二になったわけですから、言うならばどれだけかさ上げされたかということを調べますと、十五年間で四千三百二十三億円、これだけかさ上げが行われた、そういう意味においてはこの法律をつくったということは非常によかつたことだと私は思います。

○加戸府委員 先生御承知のように、小中学校の児童生徒数は昭和五十七年がピークでございまして、それまで年間三十万人程度の増加を続けたわけでございますが、学校建築の場合には大体二年前ぐらいに建築に対応するのが一般例でござい

この予算上の問題でございますが、予算については、毎年度市町村からの事業量を把握いたしまして、それに見合った予算計上をしておるわけで、意図的に抑え込んだわけではなくて、各市町村におきます事業量の減少に伴いまして予算が減少した、こういう実態になっているわけでございます。

○加戸府委員 昭和五十八年に五年間の再延長を行いましたとき、当文教委員会において附帯決議が四項目についてつけられております。第一項目が指定都市等の小中学校……(馬場委員)「それはわかっています。私の言った危険校舎とか体育館と用地、それも附帯決議に入っているのです。」

その部分だけでいいです。ほかの部分はどういいです」と呼ぶ。今の文教委員会の内容としては五十三年の附帯決議ではないかと思いますが、五十三年については、児童生徒急増市町村の屋内運動場、用地の整備費に対する助成措置の改善に努め

この内運動場の新増築につきましては、市町村の計画事務を踏まえまして大幅な事業量の増を図ってきたわけでございますし、また基準面積につきましては、小規模校あるいは積雪寒冷地の学校についての引き上げを行ったという状況がございます。また補助単価につきましても、毎年物価上昇等を考慮しながら引き上げを図ってきたというところでございます。なお、補助率につきましても、児童生徒急増市町村の方がその他の一般市町村よりも屋内運動場、体育館の保有率が高いわけでございますので、そういった点で一般市町村との間に格差をつけるということは必ずしも適切な施策ではないという考え方で、急増地域のみに限って体育館の補助率のかき上げをするという措置は講じていない次第でございます。

○馬場委員　これは大臣に質問しますけれども、四十八年も五十三年も五十八年も、実は三回とも危険建物の改築費の国庫負担率の引き上げといふことが附帯決議でついているのです。これは大臣、古い話ですし余り具体的に御存じないかも知れませんが、私が聞きたいのは、国会で附帯決議をつけるでしょう。ところが今、話のように、国会議員がどういう意思でもって政府はこうしなさい、といつても、おれたちは関係しないんだ、大体は急増地は体育館が多いんだ、そうでないところは体育館が少ないんだ、国会議員はばかかな附帯決議をつけるものではないかというような今のような

答弁で、そんなのはしませんよという答弁でしょう。しかし、国会議員がここで附帯決議をつけるのは、それなりの、たくさんの方の地方の事情も知っているし、たくさん勉強もされて、国民の代表としてここへ出てきて、こういう公の委員会です。附帯決議をつけるわけですから、附帯決議というのは、尊重しなければならぬと私は思うのです。

そこで、もう内容については言いませんけれども、附帯決議の尊重について大臣の所見をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○中島国務大臣　委員会でも附帯決議をおつけ

○**風場議員** そういう意味におきましては、この法律の附帯決議というのはほとんど尊重されている、非常に遺憾だということを申し上げておきたいと思います。

次に、現行の児童生活営繕地は、政令の定めるところによりまして文部大臣が指定することになっておりまして、指定基準があるわけでございましてけれども、この指定基準について今まで十五年やって何か問題はありませんでしたか。

○加戸政府委員 この指定基準につきましては昭和四十八年に基準が定められまして、その後五十二年度にはこの緩和措置を講じておるわけでございます。例えば、児童生徒数の増加数は少のうございまして増加率が高いものにつきましてはこの特別かさ上げ措置を適用できるように、小学校あるいは中学校についてそれぞれ人数並びに増加率という観点で、具体的に申しますと小学校では三百人以上の場合かつ増加率一五％以上、それから中学校につきましては百五十人以上かつ一五％以上の増加の範囲にまで、指定要件の緩和を図つたわけでございます。昭和五十五年度におきましては、急増指定の有効期限が従来でございます。

単年度で切れて補助対象になかったわけでございますけれども、一年間延長しまして、言うなれば期限切れ後の翌年につきましても、指定要件が外れた場合につきましては当該年度に限って児童生徒急増市町村として取り扱うというような措置で対応させていただいたわけでございます。それから六十一年度におきましては、今のような過大規模校の分離につきましても、児童生徒急増市町村以外の市町村に対しても補助対象にするというような用地取得費の補助で、実質的に申しますと指定要件の緩和に相当するような行為を行って

わけでございます。

以上のような措置によりまして、児童生徒の急増の実態に即した対応を行ってきたと考えておるわけでございます。

○馬場委員 この指定基準によりましてこの法律が今から五年間いくわけです。先ほどもちょっと質問あったようにすけれども、五年間で児童の急増地域、それから生徒の急増地域、これはどういう推移をたどるのか。その五年間でもこの基準でいってもまだ終わらないのか、この見通しを教えてください。

○加戸政府委員 児童生徒急増市町村は、小学校のケースと中学校のケースとでそれぞれ市町村数は異なるわけでございますが、延べ市町村数で申しますと、ピーク時が昭和五十七年の千七百二十市町村でございます。それが現時点で、昨年度が四百七十八市町村でございます。

なお、今後の見込みでございますが、六十三年以降は児童生徒が大幅に減少していきます関係上、特定の宅地造成等が行われる特定市町村で、数は減ってまいりますが、とりあえず六十三年の見込みとしましては三百七十五市町村が予定されているわけでございます。この延長五十年の最終年度でございます六十一年度におきましても、約百市町村ほどが対象になるであろうという予測をしているわけでございます。

○馬場委員 生徒急増が小学校、中学校、高等学校にずつと移っていくわけでございますが、もちろん高等学校の負担の方はないわけでございますけれども、文部省としては、高等学校の生徒の急増対策というのについて、各都道府県市町村、そういうものに対してこの急増対策としてどういうことを行われ、どういう成果が上がったのかということ、高校の急増対策についてちょっと説明してください。

○加戸政府委員 高等学校につきましては昭和六十四年度が生徒数のピークに達する年でございますが、学校建築等の整備につきましては、六十四年度を想定しますと六十二年度までにほぼそ

った校舎の整備等が行われたわけでございます。その意味で、文部省としましては、五十一年度から六十二年度にかけては高校急増対策としての補助を行いまして、延べ学校数でございますが、全国で六百六十四校をこの補助の対象として実施をしたということでございます。

また急増対策としましては、それ以外に、高等学校を新設する場合のほか、校舎の増築あるいは特別教室の転用による学級増であるとか、暫定的な措置でございますけれども一学級の定員増というような形態で一応対応してきてはおるわけでございます。六十四年度をピークといたしまして今後減少に向かうわけでございますので、急増対策につきましては今申し上げた措置によって、あとは一般的な地方公共団体、都道府県の事務として対応する事柄であらうという考え方であるわけでございます。いずれにいたしまして、高校急増対策につきましては各都道府県において円滑に進捗しているものと承知をしている次第でございます。

○馬場委員 これは大臣にお尋ねしますけれども、結局、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律とか国の補助金等の臨時特例に関する法律、こういうのが六十年、六十二年に出まして、補助率が三分の二が十分の六になり、十分の五・五になる。こゝしも十分の五・五になっているのです。補助率が三分の二から下がっているわけでございますが、これは先ほど佐藤委員の御質問にもございましたように、この国の補助金等の臨時特例に関する法律は三年でしかたから、こゝで終わるわけでございます。そこで六十四年度から当然三分の二に戻るものと私たちは思っております。こゝでございませう。二、三日前の新聞の報ずるところによりますと、大蔵省はまたこれを続けたいということ、さらにそれに社会保険だとか公共事業分野もつけ加えたいとか、いろいろな考え方を持って各省庁、自治とか建設、厚生、運輸、農水、文部、こういうののOBを集めて、学識経験者も含めて補助金問題検

討会みたいなものをつくって、六十四年以降も補助金の削減を続けていきたいというようなことを考えておるといことが報道されておるわけでございます。

そういうことについて、これはこの前の予算委員会でも議論になりました。予算委員会の我が党の委員の質問に対して、堀山自治大臣は国会でこういう答弁をされています。緊急避難の暫定措置であるからこの法律は廃止すべきだ、六十四年以降続けるべきでない。こういうことを言いながら、また一方では、交付税交付金三二%をずっと引き上げてくれれば補助率が少し下がってもというようになことを言っているようにすけれども、いずれにしてもこの法律で補助率を下げるということはもうこれでおしまいだ、こういうことを自治大臣は言っておるわけでございます。

そこで、今後、さっき言いましたような大蔵省を中心に自治、建設、厚生、運輸、農水、文部等々で話し合いが行われていくと思うのですが、この話し合いに対して文部省は、文部大臣は、この法律はもう廃止すべきだということを主張すべきじゃないか、こういううぐあいに思うのですけれども、この法律の延長問題というものの対する、今後の話し合いになると思えますけれども、大臣の決意のほどをまず聞かせていただきたい。

○中島國務大臣 おっしゃるとおり、今提案し御審議いただいておりますのは六十三から六十七の問題でございます。特にその間の六十三年度分について国の特例と横並びで十分の五・五、こういうお願いをしておりますので、おっしゃるのが正しいと思います。私も政府答弁というのがございまして、諸情勢の推移、国、地方の役割分担のあり方、財源配分のあり方等を含み、関係省庁と協議をいたす、こういうことでございます。が、おっしゃることを含んで頑張ります。

○馬場委員 優等生答弁というのですかね、そういうのを。しかし、私は政治家文部大臣に対して、堀山さんみたいに、おれはこれは反対なんだ、そういう主張をするよ、こういう積極的な答

弁を求めたのですけれども、大体そういうことで御答弁になったと理解しておきたいと思えます。そこで、今度は少し話を交えて、今急増地の対策というのをこの法律で議論しておるわけですが、もう片一方に過疎地、僻地、こういうところの問題を抱えた地域があるわけでございます。国土の均衡ある発展というのは、そういうところが落ち込んでいくということでもって今大きな問題にもなっているわけでございます。私は教育を考える場合、私はこのところ地方をずっと回って見たのです。過疎地の教育とか僻地の教育というのは、過疎町村なんかがあるものですから本当に大変な、財政事情も困難な状況でございます。

そこで、この急増対策にさっき言ったように四千何百億というたぐさんの金が使われたのですが、僻地とか過疎対策というのに対して文部省はこの間にどれだけやってくれたのかということをお考えをいただけないのです。いわゆる過疎地・僻地に対する教職員の加配の問題と、それから一年生・二年生の複式がまだ大分あるのですが、今年・二年の複式が幾ら残っているのか。今は新学期ですが、行ってみますと、一年・二年の複式というのは教育になっていません。一年生というのは家庭におって、僻地とか過疎とかの複式のあるようなところでは、就学前の保育とか教育とかいうのはほとんど行われていないところも多いわけですから、まず第一に言葉というのが理解できない。だから、その一年生と二年生を同じところにに入れて授業します。授業にはならないと先生たちは言うのです。私も授業を見ていました。これではちょっと授業にはならぬと思いましたが、少なくとも一年生・二年生の複式だけは早急に解消すべきだ。何にも増してそのことは優先的に早くやるべきじゃないかと思うのですけれども、僻地に対する加配の問題とか一年年の複式の解消問題についてどうお考えであるかということをお聞きしたい。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○加戸政府委員 今、僻地指定を受けています学校が全国で五千五百校、児童生徒数にして四十万人弱の子供たちが学んでいるわけでございまして、今言った僻地対策というのは非常に重要な事柄だと思つてゐるわけでございします。厳しい財政状況のもとでございしますけれども、文部省としても従来からその充実にできる限り努力してまいつたわけでございします。

現在、複式学級としましては小学校で七千八百四十学級、中学校で二百九十学級存在するわけでございしますけれども、このうち小学校の複式学級につきましては、第五次教職員定数改善計画の中におきまして、現在の学級編制基準を、複式の場合につきましては、小学校の第一学年を含む複式学級につきまして現在の十二人から十人に減らしていく、それから第二学年以上の複式学級につきましては一学級二十名から十八名に改善するといふ形で現在計画を進めてゐるわけでございまして、特に低学年に対する配慮は今申し上げたように意を払つてゐるところでございします。今後、文部省としましてこの着実な推進に努めてまいりたいと考えてゐる段階でございします。

○馬場委員 大臣、今言つたように複式がまだたくさんあるのですが、私は、一学年・二学年の複式の中に——去年、僻地加配といつて、僻地の例えは六学級しかないところには教員の一人加配といふようなことも行われてゐるのです。ですから私は、一年・二年・三年・四年・五年・六年と複式のあるところ、まあ一年から六年まで一クラスずつあるところには一人加配があつて、そうでない複式のところでは加配が行われてゐない。それで、例えば一年・二年の複式のあるところには専科の先生くらいをやつて、そして国語だけは、言葉だけはきちんと修得させる、その上に教育を積んでいけばいいと思ふのですが、そういう国語の専科教員だけでも何か一年・二年の複式のあるところには加配をしてはどうかということをお願い現場に行つてみてつくづく感じてきたのです。そ

ういふ点について、大臣ひとつ検討を庁内ですていただきたいと思いますので、いかがですか。

○中島國務大臣 今、僻地あるいは過疎対策、大変大事なことを御指摘いただきました。まさに低学年では特にそういうことは必要でございします。うから、おっしゃることを心に置いて努力してみたいと思ひます。

○馬場委員 そこで、また施設整備費に返るわけでございしますけれども、いわゆるマイナスシリリング、ゼロシリリングが始まりましてから物すごく施設整備費が減額をされて続けてきておりますね。五十七年に公立学校施設整備費が六千四百四十二億四角あったのですが、五十八年はそれを三百五十七億四角削減されてゐる。五十九年には八百三十億四角削減されてゐる。六十年には千二百十三億四角削減されてゐる。六十一年には何と千五百四十億四角、前年度から削減されてゐる。六十二年はさらに前年度から千八百七十四億四角削減されてゐる。そして六十三年度は昨年に比べて二千六百六十二億四角削減されてゐる。どんどん施設整備費というものが削減されてゐる。どうして施設整備費と云ふものが削減されてゐるわけですか。そういう中で急増地域の負担がふえてゐるわけですか。削減されてゐる中でふえてゐるというのはどこから金を持ってきたのか。ほかを削る以外ない。トータルがずつと下がつてゐる。その中で急増地域のはふえてゐるわけでしょう。この金はどこから持ってきたのかといふことをまず申し上げておきたいと思ふのです。施設整備費が減つて急増地の負担金がふえる、この辺の關係についてどう理解されてゐますか。

○加戸政府委員 毎年度の公立学校施設整備費の予算は、各市町村が翌年度に計画をいたしてあります事業量を把握いたしました。それに見合う予算措置を講じてきておるわけでございします。一般的傾向は、先生おっしゃいましたように、五十五年度をピークといたしまして予算は減少を続けてゐるわけでございしますが、それは主として児童生徒数の急減に伴います事業量減少に由来するものでございまして、そういった点では人口急増關係のものにつきましても、同様なピークから

ボトムへという傾向で、一般的な全体の事業量とはばスライドした形で急増の分も行われてゐる状況でございします。

なお、急増についての特別な傾向としましては、先ほど先生おっしゃいました補助金特例法によります三分の二のかき上げが十分の五・五に減少したことに伴います金額の減少がなおそれに加算をされてゐるという状況が、特別な事情としてあることは事実でございします。

○馬場委員 とにかく加戸さん、あなたの説明と云ふのは血が通つてないですよ。そして事の本質というのを完全にそらして、言葉でちらちらとごまかすというふうな答弁ですよ。大臣、よく聞いておつて下さい。だれでも知つてゐるのですよ、施設整備費というものがどういふことで削減されてゐたかといふのは、それを今聞いてみますと、各市町村とかなんとかの計画に基づいて予算は計上してゐるのですから、少しもほかの要因で削減されるようなことではなくて、地元の計画どおりやつておられますとか、生徒が減つてゐるので、それから施設整備費が減るのは当たり前ですとか、まさに血もない、何ともない、現実を無視した、聞くにたえぬような答弁ですけれども、本大臣、例えばこのゼロシリリングの中で各大臣が一番困つたのは、人件費がどんどん上がつていく、それを現在の枠の中で、ゼロシリリングの中で賄ひないさいといふものだから、人件費が削減ない場合は施設整備費なんかをどんどん削つてその金を今日までずつと回してきたんじやないですか。それで、今人件費の割合が文部予算の中で七六・五％になつてゐるでしょう。そして施設整備費の割合がずつと下がつてゐるでしょう。全体のトータルが伸びない。だから施設整備費がやはり犠牲になつてふえないのです。それが基本的な原因ですよ。それを市町村側の計画だとか生徒が減るから当たり前だ、こんな考え方では文部予算の財政を扱わせておくわけにはいかぬですよ。

そういう意味で、そういう政治的な、例えばゼ

ロシリリング、マイナスシリリングが始まつた中で、施設整備費が犠牲を受けなかつたかどうか、これは大臣どうですか。

○中島國務大臣 それはまさに両方ありまして、厳しい中をゼロシリリング、マイナスシリリング、これはそれぞれの省庁が大変厳しい中をやりくりしてきたと思ひます。したがつて、文部省としてもやりくり算段をしたというのが正しい実情じやないかと思ひます。

ただ一方で、幸か不幸か急増から減少に向かつておつたということで、施設費に投じる規模というものも予算との乖離がそう生じずに、今日まで何とかやりくりができたというのが正しい表現じやないかと私は思ふのです。したがつて、これはいつも言われます、それぞれの分野においてこれで十分なのか十分でないのかといふことについてはいろんな御議論があるわけでございますけれども、六十三年度は御承認いただいた決定額、四兆五千七百六十六億で回してまいりますけれども、確かに人件費が七六％を占める文教予算について、全体の根本的なあり方について心を定めてと申しますか肝に銘じてと申しますか、中長期的に見て相当強い姿勢で関係省庁と折衝をしていく必要がある、また今後生じてくるといふふうには私は率直に考えておまして、これからよほど腰を定めてと申しますか頑張つていく必要があるやうな、実感としてそう思ひます。

○馬場委員 これはもう大臣も痛切に感じておられると思ふのですけれども、例えば五十四年度から十年間を見ても、国家予算は五二・六二％伸びてゐますね。文教予算は二六・五八％しか伸びておりません。その十年間に防衛予算は六九・〇三％伸びてゐますね。それから、ゼロシリリングが始まりました昭和五十八年くらいいまでも、国家予算は一三・六八％伸びてゐます。文部予算は〇・二％マイナス。そういう中で防衛予算は三六・九三％ふえてゐる。少なくとも日本は平和国家、文化国家、福祉国家で行きましようといふのがあの新しい憲法をつくつた戦後政治でし

よう。文化国家の基盤になるとか、そういう中の教育。防衛予算が三六・九三%もゼロシーリングの中で伸びるのに、これが〇・二%減るということとは私はちよつと許されない問題ではないかと思うのです。こういう国家予算の伸び、防衛予算の伸び、それに比べて教育予算がマイナスになっている、このことについての文部大臣の感想をまず聞いておきたい。

○中島國務大臣 一つには、いろいろな省庁の予算がございます。それを束ねたものが国家予算でございまして、国家予算については言及できると思いますが、その中にも先生が触れられましたように長い間、ゼロシーリング、マイナスシーリングを課せられた。一方で、その間に国民の方々の返済というものもそれぞれの年度の国家予算に盛らなければならぬ、そういう状態。だから、国も厳しい、それぞれが厳しいという結果が今国債費十一兆円というもので出てきておりまして、それを含めて五十六兆の国家予算というものはやはりそれだけ伸びておるけれども、厳しい中の後始末が残っておるのだなあとという傷跡と申しますか、厳しいの名残があるわけでございますから、その中で文部省予算が一般歳出から見れば一四％程度をとにかくキープしてきた。これは各委員の御激励もありましたでしょうし、歴代大臣の努力目標もあったと思いますが、そこまでは努力目標を。○・一％前後のところとにかく維持してきた。こういう御努力を、今私は責任を持たされておる中で今後これを落とさないように、先ほども申しましたように、七六％も人件費をもって占められておる文教予算について根本的に腰を据えて六十四年度以降頑張っていかなければならない事態に来ておるなという感じは十分いたします。こういうことでございまして、それぞれの委員の御努力そのものによつて一四％を一般歳出で占めてきたということは、私はやはり過去のことば評価し、これからさらに努力するということが正しいのではないかと思います。

○馬場議員 過去のことをただ評価されたら、今後のことは全然よくはいきませんよ、あなた。過去のは、こうあるべきじゃなかったとかもう少しこういう努力をすべきだったとか、例えばみんな国民は借金を持っていますよ、国債があるわけですから。そういう中でも、今言いましたように防衛費なんかがどんどん伸びていつているわけでしょう。例えばこれは予算を査定する場合に聖域だ、という言葉を使われているでしょう。本当に教育こそ聖域だ、という言葉をゼロシーリングの中でも使つて、ここは聖域だから踏み込んでもらっちゃ困る、削っちゃ困る、そういう国民のコンセンサスを受けてそしてこれを聖域として持つてきて、削らないとかふやすとかそういう努力をしてしかるべきだったと私は思うのですよ。それを思わなくて、過去は一生懸命やられたから何とかじやなしに、やはりよかった点は確かによかった点であると思う、頑張った点もあると思う、しかしまずかった点、足らなかった点もあるわけですから、そういうことを肝に銘じてやらなければ、さっき大臣が言われましたように心を定めてとか肝に銘じて、というの、具体的に行動するのなければ金は入ってきませんよ、肝と心では金は入らない。

それで具体的に言いますよ。じゃ今後肝に銘じて、心を定めてやられると言うのだったら、少なくとも七六・五％という人件費の比率、もう文部省というのは給与支払い省と言われても仕方がないじゃないですか。それならば、まずこの給与というのは別枠にするという、教育における給与というこの特殊性をはかの省庁に理解させて、給与に関する限りは別枠といいますか、少なくともシーリングの別枠にはする。そういうように予算編成の仕方を変えて、そして施設整備費なんかは削られてきたのですが、例えばそういうものを他省庁並みに伸ばしていくとかあるはいろいろなことで、こういう予算の構成のあり方、編成のあり方というのを再検討する必要があると私は思う。そうしなければどうにもいかない。これが具

体的な今後の心と肝の具体化じゃないか、こう思うのですけれども、大臣どうでしょう。

○中島國務大臣　私も、今後のことについて申し上げたことでございまして、今後はまさに七六％以上の人件費を抱えておる文教行政そのものを根本的に見直し、訴えるというところから始めるべきだと思ひます。どの部分を枠外にということはいろいろ技術論もございましょうけれども、少なくとも枠外を少しでも取っていくことであらうと、やはりこれは相当厳しい。私はやはり厳しさは早く今後表へ出してそして訴え、頑張ります。ということが必要であらうと思ひますので、当面、六十三年度でございましてから八月を目指して頑張ります。

○馬場委員 大臣、本当に真剣に考えて、少なくとも六十四年度の予算編成においては抜本的な予算の構成のあり方等も含めて頑張ろうという決意を示していただきましたので、ぜひやっていただきたいと思います。

文部省がこの間発表されました大学生の生活費の調査がございましたですね。こういうものを見てみますと、五十七年のゼロシーリングになりましてから、例えば大学の授業料も五十七年は年間二十一万六千円だったのが六十三年度は三十万円になっている。入学料が五十七年度は十万円だったのが六十三年は十八万円になっている。入学検定料が一万七千円だったのが二万三千円になっているとか、大学病院なんかも二千四百八十億だったのが三千八百三十二億に収入をふやせと、こういうぐあいにとんどんなっておりますて、大臣御存じと思いますけれども、今やまさに教育費貧乏、教育費地獄という言葉がございます。さらに言うならば、学力というものあるいは学歴というものは金で買わなければならぬ時代だ。金がない人は行けないのだから買えないのだ、こういうことさえ言われておりまして、そういう中で父母の負担というのはもう限界に来ておる。こういうぐあいに教育予算が削られた分、ふえなかった分は全部父母負担に転嫁していつているのです。そ

れはおたくの調べで具体的に数字がはっきり出てるわけでございまして、この間の調べによりまして、とにかく東京に下宿して私立大学にやりますと百九十六万八千八百円要るんだ。二百万円時代だ。家庭の収入が大体、大学にやる人は七百八十三万円、それから大学にやってない家庭はこれよりも二百万円ぐらい少なくて平均は五百万円ぐらい。だから七百万円ぐらいないという学校にやれないという状況になってきていますし、その人でも収入の大体二〇％ぐらいは子供に仕送りしなければならぬ、こういう時代になってきておるわけでございます。考えてみますと、これが進んでいきますと、憲法や教育基本法に言いますところろは教育の機会均等というのはなくなってしまう。金がなければ教育ができないということに今なりつつあるわけでございますが、これを解消するのは教育予算を大幅増額する以外にないのです。

そうして、ユネスコなんかの統計によって見ましても、例えばGNPに対する教育費の予算というのは日本は低いです。例えば高等教育については、日本は〇・三七、イギリスが一・〇四、米国が一・七三、西ドイツが〇・五八、GNPに対してそういう比率である、こう言われております。例えば奨学金なんかにつきましても、奨学金が高等教育費に占める割合は、日本では四％で、イギリスは三・五％、西ドイツは一・六％と、諸外国に比しても教育予算は本場に少ない。

こういうことから教育費貧乏、教育費地獄、憲法、教育基本法の機会均等がだんだんこれで空洞化されていっている。金がなければ学校へ行けない、勉強もできない、こういう方向に行きつつあるという現実は大臣もお認めにならざるを得ないのじゃないかと思うのですが、父母負担を軽減し、教育の機会均等を守るという立場からもぜひ教育予算の増額について奮闘をしていただきたいと思いますが、この父母負担の問題についてどういうお感じをお持ちですか。

○中島國務大臣 おっしゃるように父母負担が家に占める割合がだんだん重くなる、消費支出に

○中島國務大臣 おっしゃるように父母負担が家計に占める割合がだんだん重くなる、消費支出に

占める教育関係費の構成がだんだん重くなる、これはゆゆしき問題だ、こう思います。

それで、先生おっしゃるようには教育費予算をとにかく大幅に頭張れ、これはよくわかります。先ほどおっしゃったように六十四年度は頭張るということでございますし、また一方で、そういう方々については複合的に対処いたさなければならぬでございます。今後は所得減税の機会があれば、特に教育費負担が過重に感じられる年齢層、所得層にとって特段の配慮をいたすとか、あるいは地方から出てこれて下宿その他の費用が高いという場合にはやはり寮その他の完備とか、こういうことも含めて総合的に考えていくべきことだと思えます。

○馬場委員 今言おうと思ったのですけれども、やはり教育費減税なんかというのは早急に実現させなければいけないのじゃないかと思えます。で、これも頭張っていただきたいと思えます。

それからもう一つ、先ほどちょっと言い残したのですけれども、ODA関係の予算の取り扱いですね。文部省の予算というのはことし余りふえていないのに、ODA関係の予算というのが六十二年年度百五十四億、ところが六十三年度は二百三十億、四九・二％ODA関係の文部予算は伸びておるわけでございますが、そういうものの主な内訳は、留学生を受け入れるというような問題、あるいは学術・文化の外国との交流の問題、国連大学等の協力の問題ということになっていきますけれども、ODA関係の予算というのは、文部予算の中に置く、外に置くは別にして、僕は別にした方がいいんじゃないかと思うのです。そして文教予算にしろ寄せて来ないようには、今後この留学生問題なんというのはどんどんふえていきますからね。ところが、文部予算がふえないでこれだけふえていったらほかのところをどんどん削られるということになるわけですから、このODA予算の取り扱いというものを対してこれまた検討し、工夫を重ねるべきじゃないかと思うのですが、どうですか。

○中島国務大臣 おっしゃるとおりだと思えます。そのとおり御一緒に頭張りたいと思えます。

○馬場委員 大臣は臨教審、臨教審とおっしゃいますけれども、臨教審の答申の中に例えば文部省は政策官庁にしないというのがありますね。しかし、金が全然ないのに政策を出したって実行はできぬ、こういう格好に今なっていますね。悪い政策はしてもらわれない方がいいのですけれども、とにかくそういう面も含めて頭張っていただきたいと思えます。

余り時間がございませんので、先ほどもこれは出しましたが、第五次学級編制及び教職員定数の改善計画について、六十三年度、ことしは九年目でございますけれども、その進捗率は四十人学級が四〇・五％、教職員定数の改善が四五％でございます。そういう進捗率でございますが、あと三年ですね。先ほど力強い大臣の決意は聞かしていただいたわけでございますけれども、十二年計画を六十六年度まで完全に実行したいとおっしゃいましたけれども、できますか。頭張ってください。

○中島国務大臣 これにつきましては与野党を問わず各委員の方から大変な激励をいただいております。おっしゃるようには四十人学級が四〇・五％、それから教職員定数の改善率の方は四五％でございます。あと残されました年数がだんだん短くなりますが、最大限の努力をいたすということはもちろんでございますし、また、教職員定数の改善率につきましては多少のばらつきがございますが、これはばらつきをできるだけならして一斉に押し上げていくというふうにしたい、こう思っておりますが、これも先ほどの決意と表裏一体のこととでございます。最大の努力をするという以上は、やはり教育予算全体の枠組みをしっかりと腰を定めて枠外のものには枠外でとっていく、ODAが伸びた分も枠内調整ではどうにもならぬというようにすることもすべて含めて、これを努力の中枢に置いて頭張ってまいりたいと思えます。

○馬場委員 この第五次の改善計画の中で、研修

代替教員というのが二千四百人あるわけですね。ところが初任者研修の試行を今やっておるわけですが、試行の中でも指導教員というのが大分要るわけですね。これが本実施になるかならないかは国会の審議にかかっておるわけでございますけれども、十二年計画をつくる際には、研修代替教員というのは初任者を予想せずに計画があるわけですから、少なくともこの十二年計画の研修代替教員と初任者の指導教員をふやすことは完全に別だということを確認しなければならぬと思うのですが、いかがでございますか。

（岸田委員長代理退席、委員長着席）
○加戸政府委員 先生おっしゃいましたように、この十二年計画の中では研修等定数として二千四百名を目標にしておるわけでございますが、六十二年の試行並びに六十三年度の全面的な試行という形で、この二カ年度にわたってそれぞれ指導教員等の定数の措置をさせていただいておるわけでございますが、今申し上げました研修等定数の枠を借りまして、その中で試行を実施させていただいておるという状況でございます。

ただいま御審議をいただいております初任者研修法案、もし成立をいたしますれば昭和六十四年度からは本格実施になるわけでございますので、この教職員定数改善計画とは別建てで定数措置をしたいと考えているわけでございます。そうなりますと、現在試行で使っております分は、段階的に本格実施がされるということになりますと、全部ではございませんけれども、本格実施に移した分野につきましては、今申し上げた指導教員等の定数は本格実施の方に振りかわるわけでございますので、この研修等定数の中で今指導教員等に使っております定数が浮いてまいりますと、本来の研修等定数のためにこれは使用したいと考えている段階でございます。

○馬場委員 次に、義務教育の国庫負担金の問題についてでございますけれども、補助負担率が昭和六十一年度引き下げられましたね。そのときに、大蔵大臣と自治大臣が覚書を書いておるの

もう大臣も御存じのとおりです。引き下げは今後三年間の暫定措置とし、この期間内においては、地方の財政関係を基本的に変更するような措置は講じない、こういう大蔵大臣、自治大臣の覚書がございまして、この義務教育国庫負担の中から事務職員、栄養職員を外そうという大蔵省の攻撃が毎年かかってくるわけでございますが、そのとき私どもは大蔵大臣にも、もちろん文部大臣も一生懸命頭張ってこれたわけですが、自治大臣にも会いまして、国と地方の関係を変えないという覚書があるじゃないか、これを外すことは変えるわけじゃないか、この覚書に従って絶対に外してはならないというようなことを武器に使用しまして、今日までこれこそまた与野党全体で頭張って外していないわけでございます。ところが、この覚書が三年で切れるわけで、あと六十四年度からどうなるかということを先ほどまた大臣に質問したわけです。こういうことで、基幹職員である事務職員や栄養職員をこの国庫負担の中から外すということは教育の基本にかかわる問題でございますので、こういう覚書が例えば切れるとかいう場合になったときに、また相手側の攻撃が強まるかとかいうこともないわけではない、あるかもしれませんので、文部大臣としては、この国庫負担の中から事務職員や栄養職員を外さないという不退换の決意をぜひひとつ表明をしていただきたいと思えます。

○中島国務大臣 御指摘の事務職員、栄養職員につきましては、これはあくまでも基幹的な職員というふうには認識をいたしております。当然、本来ならばもう決着をしたところでございますけれども、今後そのようなことが出てまいりますれば、今申し上げた基幹的職員であるという認識のもとに頭張ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○馬場委員 これは予算編成のときに大臣なんかも苦勞なさいますけれども、甚で言うところと勘立てみたいに使しまして、これをやらなければこっちをとるぞ、これをやらなければこっちをとるぞと

だから、そういう効立てをなくするということが、今大臣が言われましたやはりこの問題を決着しないと、教育界を混乱に陥れるだけですからね。そういう意味で本心に決着をつけていただきたいということ、大臣もそういう決意でございすので、申し上げておきたいと思ひます。

次は、高等教育の整備についてお聞きしたいのです。私立大学の経常費の補助、現在日本の高等教育、大学というのは七二%は私立大学におんぶしてあるわけでございますから、私立大学の充実発展なくして日本の高等教育の充実発展は語ることができないわけですから、そういう意味で経常費の二分の一補助ということも打ち出してきておるわけでございます。

実は、ことしの予算を見てみまして、私学補助が十億四千万、十億四千万といたって、よかったです、よかったですと言っております。削られたよりもよかったです、中身を見てみますと、一般補助は二十億四千万減っているのです。特別補助が三十億四千万減っている。だから差し引き十億四千万減っている。特別補助というのは、具体的に項目をつけて研究とか何とかに出していくわけですから、経常費の一般補助は減っているのです。そういうところから、例えばさっき言った教育費地獄とか授業料を上げていくとか、こういうことが出てきておるわけでございます。

特別補助の中身を見てみますと、国際交流で七億五千万、六三%ふえておる。研究所なんかで六億四千万、三〇%ふえておる。それから大学の一般に対する公開で四億四千万ふえておるとか、いろいろこういう特別補助はふえておる。一般補助が減っている。こういうことで、私学の経常費の補助が五十七年度には二千八百三十五億あったのが、六十三年度は二千四百五十三億。だから、ゼロシリリングが始まります前に比べますと三百八十二億円減額されているのです。そのことが私学振興に役立っていないし、あるいは父母負担に転嫁されておるわけでございます。

そういうことで、まず聞きたいのは、大学の一般補助と特別補助の関係というのをどのように考えておられるのか、こういう点をまず明確にしてください。

○坂元政府委員 先生も御承知だと思いますけれども、臨時行政調査会で私学助成について答申されておるのですが、その中でも、「私学の独自性が十分發揮され、その質的向上が図られるよう適切な教育研究プロジェクトについての助成を重視する等の改善を図る必要がある」という御指摘がございす。それから、昨年四月の臨教審第三次答申におきまして、私立学校振興助成法に基づく「経常費補助を基本的に維持・充実しつつ、特色ある教育研究プロジェクトに対する補助の大幅な拡充を図る」という提言があるわけでございす。

私どもとしましては、私立大学が独自に特色ある教育・研究をしていただくということをエнкаレッジするという観点から、ぜひとも経常費補助における特別補助の割合を高めていきたいというふうな考えでございまして、ここ数年間経常費補助全体の伸びはそうございせんけれども、その中で特別補助の方の割合は徐々に高めてきておるわけでございす。

例えば、六十一年度は前年度に比べて二十五億、この年はトータルは前年度と同額でございした。六十二年度は前年度に比べて二十五億はふやしてございすし、六十三年度は三十億ふやしたわけでございす。したがって、先生御指摘のとおり、全体で十億ふえておるけれども一般補助の方は二十億減っておるというふうになっておりますが、これは特別補助も一般補助もすべて経常費に対する補助でございすので、私立大学に行く補助金額としては、全体としては十億ふえておるというふうな私ども考えているところでございす。

今後とも、できることならば全体の経常的経費の総枠をふやしつつ特別補助をふやしていくというの、最も理想的なふやし方だと思ふのでございす。そういう意味で、国の財政状況等あるいは先ほど来先生が御指摘のような文部省全体の予算の構造的な問題がございすけれども、その中で、従来も私学助成についてはなるべく確保しようというところで頑張つてまいりました。そういう問題もありませんけれども、全体として経常的経費、経常費補助をふやす努力を続ける中で、特別補助の割合を引き上げてまいりたいというふうな考えでいるところでございす。

○馬場委員 私はやはり、特別補助と一般補助というの、簡単に特別補助をふやした方がいいという理屈にはならないんじゃないかと思ひます。それは十分検討してもらいたいと思ひますし、今の答弁ではちよつとまだ疑問が残ります。

大臣、なぜそういうことを言うかという、特別補助の中に例えば国際交流とかというのが入つて、ことしはもう六三%補助がふえておるのですよ。こんなのはさっきのODAの中に入れてしまふとか、さっきちらつとお話がございましたという知恵を働かせれば、一般の補助というのはいくらふやしてもいい。そういうふうな、特別補助というのはいまだそういう検討の余地がいっぱいある項目があるわけですから。そういうものは、今一つの例を申し上げましたけれども、国際交流の七億とか何とかというのODAの方に繰り入れていくとか、そういう知恵を働かせる必要がある、こういうことでございすので、先ほどのODAの問題のときなんか、ここにもそういうことがあるということをひとつ御記憶いただきたいと思ひます。

次に、留学生の問題について申し上げます。もう余り時間もないわけでございますけれども、二十一世紀の初頭には外国人留学生の受け入れ規模を十万人にするということになっておるわけでございます。この中で、具体的にどうやって二十一世紀初頭に十万人にされるのかということで、量の問題が一つございす。

それから、今聞きますと、留学生諸君としようちゅう会うのですけれども、生活とか日本語の問題とかを含めて非常に苦しい状況はもう大

臣も知っておられると思ひます。そして、なかなか親日にはならなくて、せつかく来て日本で勉強しながら、反日といひますか、日本の国、社会に反感を持っているという人たちがどんどんふえてくるような気がして私にはならないわけでございます。せつかく留学生を受け入れるんだつたら、その人たちが帰つてから、日本の国との親善友好、日本の国はよかつた、立派な国だ、仲よくしよう、助け合おうという、それがまた留学生を受け入れる一つのあれでもあるわけですが、それが帰つていって、日本留学のときに苦しめられたとかよくなかったとかいって、今後の日本の国との国際交流の中においてマイナスになつては困るわけですから、この留学生問題というのは本当に長い目から見て実に大切な仕事であるわけでございす。もう中では、例えば十万人受け入れるとした場合、国費の留学生はどういうふうにして増員していくのか、それから私費の留学生についてはどのように援助をして私費留学生をふやしていくんだ、それから外国から来た場合の宿舎とか、その他の受け入れ態勢はこうやって、そして十万人にふやしていくんだ、そういう具体的なものを明らかにして、そのこともつてこういうことで一生懸命頑張ります、留学生を受け入れますというところで、国際的に高く評価されなければならぬ立場にあるんじゃないかと思ふのです。そういう留学生問題について、大臣の今後の所見というのか決意のほどをお聞きしておきたいと思ひます。

○中島国務大臣 留学生は確かに大事なことでございまして、強いて言へば、日本に入られる前の事前の予備知識を十分持たせていただくという段階、それから留学をしていただくおの段階、それから留学が終わった後の、それぞれの重要な仕事につかれますと思ひますけれども、そのアフターフォローの問題、こういうふうな三つに分かれますと思ひます。

特にその中で留学中の問題、これは今二万二千人おられますけれども、そのうち確かに一般のア

パート、それから下宿におられる方が四分の三でございまして、あるいは留学生会館そのものの施設も今の二万二千人に對しましてもなかなか道遠いところでございます。

それともう一つは、諸外国を見ましても、私費留學生、國費留學生、大体九対一ぐらいのところでございます。今の二万二千人の段階ではそれを國費留學生が上回っておりますけれども、この率をできるだけ落とさないように頑張つていかなければいかぬでしょうし、今の私費留學生の中からもできれば國費留學生に組み入れていく方を多くしていかなければならぬ、こう思つておるわけでございます。

ただ、もう一つは、私も留學生諸君に伺いますと、留學生会館はありたいけれども、留學生と日本の青年と一緒に共同生活をしたいという御希望も多いものでございますから、そういう面では、一般の民間施設の開放も含めまして、日本の青年と留學生諸君が同じ屋根の下で共同生活をする。これは心の交流もありましようし、語學の習得もありましようし、習慣の理解もございまいしょうから、そういう面も含めて、民間にもお願いし、そして民間財団も大分できておりますから、その民間財団に対する法人、個人の寄附行為に對しましても、より税制上の優遇措置も講じられる範圍があれば講じるというように、これは総合的に努力をしてまいる重要な部分だと思つております。

經費については、先ほどの總体的な枠外の問題もございまして、これはまた全体のこととして頑張つてまいりますが、以上のようによろしく考へます。

○馬場委員 具體的にちよつと聞きますけれども、學位を取る希望者が留學生の中に非常に多いわけですね。ところが、博士の學位取得が非常に困難だと言われておりまして、大学局長が五十七年に、そういうことであるべく取れるように、実効の上がるようにやってくれという通知を出しておられるようにございすけれども、まだ根本的に改善されていないようにございすが、留學

生が博士の學位を取ることについて十分でないという点についてどう改善しようと思つておられますか。

○植木(浩)政府委員 留學生の學位の取得状況でございますが、修士課程では、既に先生御案内のとおり九八％が修士課程を修了するというところで、ほぼ問題はないと思つております。博士の理科系でも既に八四％が學位を取る。これは日本人の學生の平均よりは上回つておるわけでございす。問題は、今先生が御指摘ございました人文社会系でございまして、これが二六％という数字になつております。留學生、日本人學生全体を含めますと、四％ということですから、これも留學生の方が上回つておるわけですが、問題は、日本の大学では留學生のみならず學生一般に對しまして文化系の博士の學位の取得が非常に困難である、特にアメリカなどに比較しまして難しいということとで、今後さらに改善していかなければいけないということでございます。

それで、留學生の學位取得に關しましては留學生の特性に應じまして教育研究の指導が必要であるということとで、その通達の中にも指摘されておりますが、外國語による論文作成を認める、あるいはチュートリアルをつけたり、それから留學生専門担当教官というものを配属をしたり、そういう努力を年々重ねてきておるわけでございすが、基本的にはやはり新しい學位制度の趣旨に沿ひまして、通達の中にもございすけれども、適切な學位の授与ということにつきましてもっと大学の方面の御理解をいただきまして、留學生に限らず日本人の學生も含めてそういった趣旨で推進をしていただきたいということで、私も機会あるごとに大学側にもお願いをしていけるわけで、今後とも續けてまいりたいと思ひます。

○馬場委員 時間が來ましたが、あと一つ大臣に、これは前から言つておるのですけれども、文部省は機構改革を今度やるわけでありまして、その中で結局学校給食課というのが名前がなくなるわけでございますが、これはだれが考へてみて

も、やはり名は体をあらわすでもって、学校給食の輕視につながるという意見が一般の人には非常に強いのです。だから、健康教育課とやつておられますけれども、健康給食教育課というくらいにして、やはり「給食」の名前を残した方がいいのではないかと、統合しない方がいいけれども、やはり給食という言葉を残して給食教育というのを推進していかなければいかぬと私は思ふのですが、こういうことを検討してみませんか。

○中島國務大臣 これは私からぜひ逆に御理解、御協力を得たいところでございまして、その言葉にひとり歩きをしていただくとは本當に困るところでございます。少なくとも給食の重要性は十分考へておりますし、今までの給食だけでいいのだから、少なくとも食器、それからランチルームの拡充、こういうものも含めまして、六十三年度は二億四千万ほどでございますけれども計上いたしまして、少なくとも食文化というところから見た健康につながる、また小学校、中学校にも成人病がふえているというゆゆしき状態でございすから、家庭との接点としても、そして健康教育、それから食文化の吸収ということからいたしまして、これは教育の一環上の問題で給食の地位を高めていこう、こういう感じを私は十分持つておりますので、そこで教育の一環であり健康の一環であるということとで、いろいろ知恵を絞りました健康教育課といたしております。給食という文字がなくなつたということについての寂しさはわかります。しかし、これは給食がさらに大きくなるのだというふうにとつ幅広くお伝えいただいて御理解を得たい、このように考へます。よろしくお願ひします。

○馬場委員 これは基本的に言つて私と全然考へ方が違ふのです。消えるということとは、過去の例を見ればみなそうなのですから、これはぜひ検討してもらいたいという要望をして終わります。

○中村委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後二時三十分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。鍛冶清君。

○鍛冶委員 私は、提案になつております義務教育諸学校施設費國庫負担法の一部を改正する法律案に關しまして、若干の関連も含めて御質疑を申し上げたいと思ひます。午前中の質疑ともしダブるところがございました。午前中の質疑を願つて御答弁をいただきたいと思ひます。

最初にお尋ねをいたしますが、学校施設の整備の問題というのは、学校教育を進めていく上で最も基本的な非常に大切なことである、教育条件整備の一つの大きな柱である、私はこういうふうな考へておりますし、行政としても、その思いの中で真剣な取り組みをしなければならぬ大切な問題であると思ひます。

ところがこの數年來、公立学校施設費の國の予算額を見ますと、毎年大体一割近くが減額されてきておる。これは学校施設の整備に大きな支障が出てきておるのではないかと、こういうふうな心配をいたしておるわけでございすが、最初に、この点についてひとつ詳しくお答えをいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 ただいま先生御質問ございましたように、公立学校施設の予算は、五十五年をピークといたしまして大幅に減少を續けているわけでございす。

理由をいたしましては、基本的に、児童生徒數の減少に伴ひましてそのような需要が減つてきたということとでございすけれども、數字的に申し上げますと、児童生徒數がピークに達しましたのが五十七年度でございまして、小中学校の児童數千七百二十五千人というものが最高であつたわけでございす。これまでに増加をたどる一途といたしてございすから、當然学校施設の整

備がその二年前ぐらに行われるわけでございますので、結果的には公立学校施設の予算も昭和五十五年度にピークに達したわけでございます。その五千七百億という金額から、先生がおっしゃいますように毎年減少を続けたわけでございます。

児童生徒数の減少が五十七年からどんどん移っていついてるわけでございます。例えば昭和六十三年度、本年度の児童生徒数で見ますと千五百四十三万七千人ということでございますので、この間わずか六年間で約百八十万の子供たちが減っているという状況でございます。今までの学校施設は、どちらかと申しますとそういった児童生徒数の増に合せて予算をふやしていった、事業量もふやけたということがあつたわけでございますが、今申し上げた子供たちの減少に伴ひまして、学校施設の整備を新しくするという必要性はだんだん減ってきているということが一般的に言えるわけでございます。そういう意味で、この児童生徒の増減に関連します校舎の新増築につきましては、今後とも事業量はなお減少していくであろうということを考えているわけでございます。

しかしながら、そのほか市町村の側からは、新増築のみならず強い要望がございますのがいわゆる大規模改修というものでございまして、その大規模改修によります学校施設の衣替え、あるいは機能的に子供たちの教育に適するような方向へという動きがだんだん出てまいっているわけでございます。予算全体は今申し上げたように減っている中ではございますけれども、例えば強い要望のございます大規模改修費につきましては、昭和六十三年度には大規模改修費ということで名称を変更いたしまして、九十二億円増の三百三十四億円を計上しているというような実態にあるわけでございます。また、臨教審の第三次答申等を踏まえまして、ゆとりのある充実した部活動のための部室の整備ということにつきましても、六十三年度は新たに補助制度を創設いたしまして、市町村から要望の強い小中のクラブハウス等につきま

でもなお増額をする、そういう形で、金類的には減少する中にありましても、きめ細かい配慮をしているわけでございます。

このように、予算の計上に当たりましては市町村等の整備計画を十分に勘案いたしておるわけでございます。計画をする施設整備に支障を生じている実態には余りないのではないかと私も考えているわけでございます。また、教育条件の充実を図るために、多目的スペースあるいは小中クラブハウス等の補助制度の改善も行っているわけでございます。こういった量的な整備がだんだんに変わりまして質的な整備の方向へこういう学校施設の予算も重点的に振り向けていきたい、そんな考え方でいるわけでございます。

〇鑑治委員 児童生徒数が減少しつつあるということは事実でございます。それに伴って事業量が減ってきたというのは、一面考えますと確かにそうかなというふうな気もするのですけれども、今ちょっと答弁の中でも触れておられたようですが、いろいろな変わった意味での施設の改修とか整備というものの要求も出てくるであろう。さらには、児童生徒が減少していけば今まであった校舎等も必要なくなつて、極端に言えば空室ができてくるかというふうなこともあるかも知れない。そうすると、これは後でもお尋ねをする予定ではおりますが、今後やはり生涯学習という流れの中で学校の開放ということも考えなければならぬというふうなことが来ていると私は思うのです。そういったことに生かして使っていくという面からいえば、今まで一番ピークになってきていろいろのいろいろな道具でもそうですが、手を入れませんでしたかというふうなこともあり得るわけでございます。しかし、そういうことでは、せっかくの税金を子供のためにつくった施設、これを何かの形で生かすという意味からいっても、一面からいえば減少ということはそうかなと、繰り返すようです

が思われもしますが、そういう面から考えると、やはりこういう形で減少していくということは極めて好ましくないのではないかと。そういう意味からいって、今後のこういう関連の予算の推移というものは私は非常に重大な関心を持っておるわけでございますけれども、どういふふうな形で今後推移し、考えていかなければならないのか、改めてまたお尋ねをいたしたいと思います。

〇加戸政府委員 確かに今後の児童生徒数の推移を見てみますと、高等学校の生徒につきましては六十四年度がピークでございますので、なおこの一、二年は増加状況があるわけでございますが、既に小学校が五十七年度以降引き続き減少を続けておりますし、中学校の生徒数も六十一年度をピークとして減少してあるわけでございます。から、小中学校合計して依然として減少傾向があるということは、先ほど申し上げた状況にはございします。しかしながら、一方におきまして、昭和二十年代から三十年代に建築された建物があるわけでございます。今までの急増時期といひますのは、児童生徒を収容しなければならぬ、そのための校舎の整備ということでございます。したが、かつての、今申し上げた二十年代、三十年代に建築された学校の建物を中心といたしまして、今までは木造の危険改築が多ございましたけれども、非木造、鉄筋・鉄骨の校舎もだんだん老朽化してまいっている状況でございますので、これらの改築が必要になってくるという状況が一つ現象として出てくると思ひます。また、先ほど申し上げましたように、大規模改修事業という形で、まだ十分な耐用年数内ではございますけれども、衣替えをして近代的な教育に対応したい、また快適な教育環境をつくりたい、そういった志向も市町村の方から同時に出てくるであろうと思ひわけでございます。そのほか、教育方法の多様化に伴ひます施設の整備というものが当然必要になるわけでございますから、きめ細かな各級の要望にこたえていろいろな手直しをし、学校の施設の整備ということとは必要になってくるという意味

で、総合的に勘案いたしますと、今後の予算額というものは余りふえるということとは予定できないとしても、減り方も横ばいあるいは漸減傾向で、今までのような急段階を降るような形ではなくて予算を確保し、その予算の中できめ細かい施策を展開していく時期に来ていると考えているわけでございます。

〇鑑治委員 今までの御質問に多少答へるかも知れませんが、確かに今までは児童の急増という時期に当たりまして、小中学校の整備とか高校生の急増対策に対する高等学校の整備というものが非常に緊急な必要とするものであり、また、むしろ量的に拡大しなければならぬというふうなことで迫られてきたというのが実態であつたのかなという気はいたします。私もかつて北九州市議会に席を置いたことがございしますが、特にあの昭和四十年の初めのころでございまして、そのころはとにかく財政的にも大変ではございましたが、子供がふえていく中で校舎をどうするかということで大変問題になって、あのころは実はとにかくくろくが先決だということと、私もそのころを思い出してみますと、学校の校舎なんかはもう画一的に設計図もつくつて、設計図の経費を節約してでも、とにかくそれをいろいろ活用しながら、同じ校舎でいいから早くたくさん建てるといふような時期があつたことを覚えておるわけ

です。ところが、やはり時代が変わつてまいりますと、先ほど局長の御答弁の中にも質的という意味でちよつと触れておられたと思ひますけれども、やはり学校の建物も個性のある、地域のいろいろな実情ののつとつた、地域地域によつてある程度は個性のある、異なった学校づくり、校舎づくりというものが考えられていいのではないかな。また、そういう意味での整備が行われていいのではないかな。要するに、質的にも十分考えていかなければならない、今そういう時期に来ているのだというふうな私には思つたわけでございます。そういう意味からは、そういったいろいろなことを

て」という報告書を研究協力者会議でまとめていただいたわけでございますけれども、その中でも

ちにとって快適な環境であり、また教育に資する、そういう観点からの各般の施策というものを、進めなければいかぬと考えておるわけでございませ

になり、それを振り返り、そして今の学校の校舎なんかを見まして、よく学校にも行くことがござ

うど学校が宿日直が廃止され、無人化の方向へ進み、また火災が起き、そういった状況も一つは拍

車をかけたのだと思えますけれども、学校安全のためにというような理由から鉄筋、鉄骨化が進められた、そのこと自体を否定するわけじゃございませんけれども、その結果として木造校舎が失われていっているという寂しい状況にあるわけでもございます。

私は、実は二年前までは文化庁次長を三年間いたしております。文化財の保護関係をしておったわけでございますけれども、すばらしい文化財の古い建物、何百年もたった木造建築が今立派に残っておりますし、ああいうものを見ますと、木は永遠だなという感じがするわけでもございます。

学校建築の場合に、大規模校について木造建築にするというのは、これは建築基準法上、その他若干の問題もございまして、あるいは構造上の問題もないわけじゃございませんが、普通の適正規模程度の学校でございすれば、木造でも十分に耐え得る事柄でもございます。そういった観点でございますまして、木造に対する要請を受けて、文部省といたしまして、学校の木質化というのは温かみと潤いのある教育環境づくりに大いに役立つ、期待ができるということで、木材を学校施設にも積極的に使用したいという考え方で、昭和六十年八月に教育助成局長の通知によりまして各都道府県を指導している段階でございます。

また、国庫補助の面におきまして、昭和五十九年度以降に木材を内装に使用いたしました校舎を建築した場合には補助単価のかさ上げをするということで、木材の内装使用を奨励したわけでございます。

さらに六十一年度におきましては、従来木造単価というのは極めて低かったわけでございますが、この理由としましては、一般的に鉄筋化の方向へ進んでおりましたために、木造建築を抑制するような意味合いもなかったと言ひ切れませんけれども、それを鉄筋単価と同じように上げるということで、当時としては画期的でございますけれども、木造単価を六九%一挙に引き上げたとい

うような措置を講じました。

さらに、学校の校舎のみならず、環境としまして、近辺にも木の教育研修施設の補助制度を創設することによりまして、木を使つたいろいろな施設というのを、学校の敷地内ではございませうけれども、校舎の周辺につくるといふような制度も設けておるわけでございます。

そういったことで今木材使用を奨励しているわけでございますが、この結果といたしまして、小中学校の木造校舎の建築面積につきましては、昭和五十九年度ではわずかに十三校しか木材を使用した校舎はございませうけれども、六十二年度におきましては四十六校、しかも面積的には二万六千八百平米という大幅な伸びを示しているわけでございます。全般的には、学校数が非常に多いわけですから、今の木材使用の学校数というのはこれでもまだ少ない方だと思ひますけれども、今言つたような形のほかに、鉄筋・鉄骨の校舎でございまして、教室の中にあるいは床に木材を使用する学校がどんどんふえてまいつておりました。木材のよさというのが見直されているということでもございまして。

また基本的に、今後木造建築がどうあればいいのかということ、安全上あるいは構造上、さらには子供たちの教育影響面というふうな観点から、六十二年度に木造校舎の推進方策に関する調査研究会を設けまして、今その研究を進めている段階でございまして、その成果を受けまして、なお一層の木材の使用を図ってまいりたいということをお考えおるわけでございます。この事柄自体は、一般的に見ますと、やはりその市町村長さんあるいは教育長さん方の認識によりまして、いつちよう木造でいつちようとか木をたくさん使つてみようという発想をしていただけたことがまた必要なことでもございまして、私ども、いろいろな木造建築のいい例あるいは成功している例といふものを資料をつくりましてお勧めしてまいりたい。そういうことで各市町村の認識も変わってくるんじゃないかという形で、日本の失われたよ

さを取り戻したいということで、なお今後とも努力を進めてまいりたいと思っております。

〇鐵治委員 これまでのやりとりの中で、学校施設の整備につきましてのお考えといふものもお伺いいたしました。私どもの考えも申し上げました。そういったものを踏まえながら、時代の流れにも即応しながら、ひとつ質的な、またバラエティーに富んだ形での、本当に子供のために役立つ校舎づくりといふものを進めていっていただきたい。御要望を申し上げておきます。

さらに、学校施設の整備といふのは、何といつても財政的な、お金が伴うものでございまして、特にこれは市町村段階で十分な対応をしていかなければならないし、具体的な対応がなされるわけでございますので、そういう意味では、やはりこれに対する国の助成を充実しなければならぬといふのは当然のことであると思ふのです。国庫の予算の確保といふものが重要になってくる、この点は言うまでもないことでございませうけれども、この点もあわせて強く要望を申し上げますが、本改正案についてまた幾つか御質問を続けたいと思ひます。

児童生徒の急増市町村に対する負担割合のかさ上げ措置というのは、昭和六十年度には三分の二から十分の六に下がった、さらに昭和六十一年以降は十分の五・五に引き下げられた、こういう流れが出てきております。今も申し上げたように、市町村にとってはこれは大変な問題であろう。校舎を建てるといふ意味では、財政的には国の方がむしろ補助率を上げてでもバックアップしていかねければならぬ、こういうふうにも考えなければならぬところを、こういうふうにも考えなければならぬところを、こういうふうにも考えなければならぬところを、これは非常によくないことじゃないかと私は思ふのであります。この引き下げられたことによつて、市町村において財政的な面から校舎の整備等に極めて支障が出てきているという可能性もあるのではないかと、こういうふうにも思ふわけでございますが、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

〇加戸政府委員 先生今おっしゃいましたように、昭和六十年度に十分の六、それから六十一年度から三年間の措置として十分の五・五といふ三分の二からの引き下げ措置が講じられたわけでございます。この問題につきましては、市町村におきましては財政上そういった経費の面で整備率に支障が生じているのではないかと御質問であつたように受けとめるわけでございます。

ところで、この問題につきましては、三分の二の国庫負担のときにつきましては残りの三分の一が地方の負担になっていたわけでございますけれども、その地方負担分のうちの二五%については地方交付税算定の際に算入されていたということでございますので、残りの七五%が地方債によつて措置されるというふうな状況でございました。その残りの七五%の地方債措置のうち、いわゆる将来の元利償還が必要になるわけでございますが、元利償還分の七〇%につきましては、地方交付税上、後年度の地方交付税において措置をしていくということ、実質的には地方負担分のうちの三〇%が自己財源、結果的にございませうけれども、将来の交付税措置を含めればそういうふうな措置になっていたわけでございます。

ところで、負担割合が現在十分の五・五に落ちているわけでございますが、この分の差額分につきましては臨時財政特別措置ということで財源措置をしていくわけでございます。これにつきましては、後年度の元利償還分につきましては同様でございます。後年度の負担はございませうけれども、計上しているわけでございます。ということは、結果的には三分の二の時代と十分の五・五の時代とは財源措置的には地方の単独負担という比率は同じなんですけれども、いすれにいたしましてもこの国庫負担が減少した分は地方債で措置するわけでございますから、地方公共団体にとつてみれば、後年度の交付税で措置するとはいひながら、やはりそれなりの、単年度措置ではない、後年度からの追いかけて措置であるという点の差は当然あるだろうという感じはするわけござ

います。

そこで、今のような補助率の引き下げによります影響の問題でございませうけれども、数字的に見ますと、そういった措置が講ぜられました六十年、六十一年度、六十二年度の間にあります急増市町村の整備状況を見ますと、校舎整備率は着実に上昇しているというところでございませう。例えば人口急増市町村につきましては、昭和五十九年度では校舎の整備率が九〇・五%でございましたけれども、六十二年度では九二・八%の整備率に向上しておるわけでございませう。こういった急増地域を含めましたすべての全国平均の整備率が、昭和五十九年度は九一・五%でありましたものが、六十二年度は九三・八%に上昇しております。全国、全国の整備率と急増市町村の整備率との伸びはほとんど差がない状況でございませう。整備率自体は一般的に他の市町村よりもおくれれているというところは言えますけれども、伸び率を見るとそれほどでもないというところでございまして、今のところは施設整備に大幅な支障は生じていないのではないかと考えておりますけれども、制度的に申し上げれば、先ほど申し上げた後年度の交付税措置でいくとその年に国から補助金が単年度でストレートに出るというものは、やはり財政的な意味においても違いまして、また心理的な意味でも校舎整備を図る誘導要因として違うという点は先生おっしゃるとおりでございませう。そういった点は十分意を払っていかねばならない事柄の一つではあるかという感じは私も持つておるところでございませう。

○鑑治委員 人口急増地域についてのかさ上げ措置の引き下げについての必要な補てん措置というものはなされておるに今のお答えの中であらうか、この補助金特例法が期限切れになった場合にどうなるのかというようにございませう。同時にまた、特に地方の市町村においても教育のことに関する限りは相当財政的には無理をしてここに過ぎ込むということもあるのだから。そういう

ようなこともありますし、それがまた他の方面のいろいろな住民の皆さんに対する施策にマイナスの影響が出てくることにもならないだろうか。

○加戸政府委員 補助率のかさ上げ措置は人口急増以外にもたくさんあるわけでございまして、過疎地域に対するもの、離島地域に対するもの、あるいは特別豪雪地帯、あるいは奄美、小笠原、沖縄とか、各方面にわたりますいろいろなかさ上げ措置がございませう。これらがすべて補助金特例法によりまして、三分の二の高率補助が十分の五・五に引き下げられておるわけでございませう。こういった問題はそれぞれ地域の事情の違いはございませうけれども、地域特例に対するかさ上げ措置を現下の財政状況にかんがみ十分の五・五に引き下げておるという実態があるわけでございまして、今後の問題はこれからの状況の推移も見なければなりませんし、また国、地方でどの程度の役割の分担をするのが正しいのか、財源配分等の問題もございませうけれども、少なくとも私どもの考えとしては、他の地域と比べて人口急増市町村におきましますかさ上げ措置の扱いがバランスを失しないように、不利な扱いにならないように力を尽くしていくべき当然の事柄であると思っております。

○鑑治委員 これは先ほどの御答弁の中にもありましたが、小中学校の児童生徒数は昭和五十七年度をピークに減少に転じていることはそのとおりであります。今後その傾向が続いていくものと考えられますし、したがってこれからは学校施設の有効な利用を図っていく必要があるだろう。これは前に御質問申し上げたとき若干触れたのでございませうが、この件について文部省としては、やはりはっきりとした方針を持ちながら対処

すべきではないか、そういう時期にも来ていると思うのですが、これについてはいかがでございませう。

○加戸政府委員 既に児童生徒の減少が五十八年度から始まっているわけでございまして、それだけの地域によって違いますけれども、現在でもある程度余裕教室がだんだんできておる状況でございませう。今後児童生徒の減少によりましてなお一層余裕教室が出てくるのじゃないかということはお考えられるわけでございませう。

学校教に比べてまして教室の余裕があるというところは、将来の学級増に対応するとか、弾力的な学級運営を図っていくとか、あるいは例えば習熟度別学級編制をする場合の利点にもなるか、いろいろ望ましい面があるということはお考えられるわけでございませう。

将来の児童生徒数の変動を見込みまして、普通教室として使用することは考えられない余裕教室につきましては、むしろ改修時期をとおえまして、例えば特別教室に改造するとか多目的スペースに転用したりするとかいった形、さらには地域への開放ということ、先ほど申し上げた生涯学習の場として活用できるようなものとしても考えていくとか、空いたままではなくて、積極的な有効利用ということを考える時期に来ておるであろうと思っております。

このために、公立学校の大規模改修事業につきましては、特に今申し上げたような余裕の出ました教室を利用いたしまして、新たに特別教室や多目的スペースを設けるなどの改修事業を補助対象にいたしておりますけれども、一方におきまして、昨年の七月には「学校施設のリニューアル」という、余り横文字の言葉はよろしゅうございませうけれども、ナウい意味で「学校施設のリニューアル」と題しましたパンフレットをつくりまして関係施設にお配りをしまして、これからのそういう余裕の出た教室をどういう形で再生させて使っていくかという手引書を出しております。これに基づいてそれぞれの市町村が実情に即

して、空いた教室をどういう形で使っていくのかということでもさまざまな創意工夫を凝らし、学校施設がそういう意味で生まれ変わっていくというのを期待し、むだな形ではなくて、それが積極的に将来の学校あるいは地域のために利用できるというのを念願している次第でもございませう。

○鑑治委員 学校を地域に積極的に開放していくということは今後の大切な視点であるし、今具体的にいろいろお取り組みのお話もございました。これは我が党が従来から主張してきたことでもありますし、それが実現していくことは大変うれしいことでありますけれども、この開放という意味、地域社会に積極的に開放しこれを活用していくというような意味からいって、学校の施設自体も、今後の施設整備を図る、または改修するとかいうようなときには、学校開放ということ前提にした整備のあり方というものはこれは一つの重要な視点として考えていくべきときが来ているのではないかなというふうにも思うわけでございませう。この点について文部省としてはどういうふうな考え方を持っております、具体的にどう取り組むというお考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○加戸政府委員 学校教育法の中におきましても、学校施設は学校教育に支障のない限り、社会教育等のために利用させることができるという規定はございませう。ただ、この規定の趣旨を考えると、学校というものは本来学校教育のためのものであるから、それが支障なければ社会教育には使っていくという程度の意味でありまして、積極的に社会、公共のものとしてこれを開放する考え方がなかったのは、学校教育法制定の時点ではそうではなかったかと思うわけでございませう。個人的なことを申し上げて恐縮でございませうけれども、私、昔学校給食課長時代にハワイの学校給食を見に参りましたときに、そこで地域の老人に對しまして学校給食が行われているという状況がございまして、不思議に思っていました。それから、これは住民の税金でつくったものであるから

住民のために使うのは当然だ、しかも、できた施設設備というのは屋一回しか使わないというのはむだだから朝・昼・晩も使うのだということ、日本とは実情が違いますが、学校というのは学校教育のためのものじゃない、地域社会のものだという認識があったという点に非常に感銘を受けた記憶がございます。

日本におきましても、学校の設備が学校だけのものだという認識ではなくて、学校開放の必要性というのが、特に余暇時間の増大に伴いまして、地域の人たちの活動の場がない、近くにグラウンドがあるじゃないか、あるいは体育館があるじゃないかということ、学校開放の要請が出てきたわけでもございます。そういう意味で、そういう動きというものがだんだん加速度的にふえてまいっておりますが、先ほど申し上げましたように、これからの生涯学習社会というものを考えてみますと、そういったスポーツ活動のみならず地域住民のいろいろな活動の場としてそれが使えていく、そういう方向へ学校も生まれ変わっていく必要があるのではないかと考えている次第でございます。

従来から学校開放のための各般の施策を講じておりますけれども、何しろ学校という場に地域住民が入ってくるわけでございますから、それが学校の中をひたすら回す結果になってはいけません。そのためには、例えば更衣室のためのクラブハウスであるとかミーティングルームであるとか、これは学校教育とは切り離れた形で、地域住民だけが使う場としてそういうものの特別な設備を設ける必要がある。そういうクラブハウスを設置するための補助金もまた出しているというような状況でございます。これからのいろいろな形の学校の開放を図っていくべきであると同時に、これから建てられる学校というのは、もともと学校教育だけのためではなくて、学校開放を前提として、それを念頭に置いた設計をし、学校の児童生徒に対する教育のみならず地域住民のためにも使えるような方向で、設計から考えていかなければなら

いかというふうに思っているわけでもございますし、今申し上げた既存施設の学校開放並びに新しい学校開放を前提とした校舎建築というところまで踏み込んで、今後の施策を展開していく必要があると考えている段階でございます。

○鑑治委員 では次に、ちょっと問題を変えまして、関連でお尋ねをしたいと思います、学校のアスベストの問題がマスコミをずっと今までもにぎわしてまいりました。この問題でちょっとお尋ねをしたいと思います、アスベストは急性の毒性というものではないと言われているようでありすけれども、これを長期的に吸い込んでいくということによって肺がん等の原因となることがあるというふう言われておいて、アメリカでは日本よりも極めて厳しい規制が行われておる、こういうふう聞いています。これは非常に長時間にわたる児童生徒が家庭に次いで非常に長時間過ごす場所でもございます。この児童生徒の健康と安全を考えますと、これは国においても地方においてもこれに対する対応は早急にとるべきである、こういうふうに考えます。

文部省においては、昨年、吹きつけアスベストの使用状況というものを教室等を中心に調査をされたようでございますけれども、その結果についてお伺いをしたいと思います。

○加戸政府委員 ちょうど昨年の初めでございますが、マスコミ各紙等でも非常に取り上げられましたことでございます。児童生徒の健康、安全に関する問題でもございますので、全国的な概況を把握したいということで五月に調査をお願いし、十一月に取りまとめたわけでございますが、公立の小中高等学校約四万校でございますけれども、悉皆調査を実施いたしました。普通教室、特別教室、それから屋内運動場、寄宿舎、それぞれの部門におきましてどの程度の吹きつけアスベストの使用状況であるかという調査をさせていただきました。昨年十一月にまとめたものが全国で千三百三十七校でございます。学校数にすれば全体の三割でございます。多いと言えは多い

し、少ないと言えは少ないし、物の見方はございまいしょうけれども、いずれにしても千校を超えるような状況があるということにつきましては、私も早急な対応をしなければならぬと考えている次第でございます。

○鑑治委員 文部省が調査をなさったその内容を見てみますと、廊下や調理室というものが入っていないようですね。これは設置者としては当然の調査を行って、そして状況をしっかりと把握をした上で対応しなければならぬ、こういうふうな思われるわけですが、こういう点については文部省は地方に対してどういうふうな形で対応されているのか、お伺いをしたいと思います。

○加戸政府委員 昨年五月に実施しました調査におきましては、全国の公立学校約四万校でございますが、それはどのような概括的な使用状況であるかということで、それぞれ先ほど申し上げましたように普通教室、特別教室、それから体育館、寄宿舎という四つの項目にわたって調べたわけでございまして、これで一般的な大よその概数というのは大勢が把握できますので、それによりまして対応策を予算措置あるいはその他で講じていくという考え方があったわけでございます。したがって、廊下とか調理室につきましては、先生御指摘のように調査の対象にはいたさなかったわけでございます。しかしながら、各学校におきまして使用状況というのは詳細を設置者におきまして的確に把握しておく必要があるわけでございまして、そのことは既に指導いたしておりますし、恐らくは各市町村におきましてすべての状況を把握されていることと思っております。

私どもは、別に今回調査をした学校であるからあるいは調査対象になった部分であるから補助対象にするということではなくて、廊下や調理室につきましても当然改修の申請があればこれに対応する構えでおるわけでございます。一般的に申し上げまして、廊下や調理室のみでアスベストを使用しているという状況は比率的にはそんなに高くないのではないかと考えますが、いずれにいたしましても、調査自体は先ほど申し上げましたように一般的な概括傾向を把握し総合的な対策を講ずる参考資料とさせていただきますという観点からのものでございまして、もちろん設置者はすべてを把握し、把握した上での適切な対応をとられる、それに対する私どもの対応も十分に万全を期してまいりたいと思っております。

○鑑治委員 当然設置者はこういう廊下や調理室の吹きつけアスベストの問題についても把握はしておられるのだらうと思えますけれども、そういった点を踏まえながらも、この吹きつけアスベストの撤去改修工事について補助対象とすべきではないかな、こういうふうにも思うのですが、この点について。

さらには、この吹きつけアスベストの撤去のためにはどのような施策を講じていらいしやるのか、市町村に対してどのように指導し対応されていらいしやるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○加戸政府委員 昨年このような調査をいたしまして千三百三十七校という実績が判明したわけでございまして、そのすべてが喫緊に差し迫って危険があるというわけでもございせんので、著しく老朽化しているために危険性があるというものにつきましても早急に措置する必要があるということで、市町村に対してその旨の指導を行ったところでございます。

文部省におきましては、従来から大規模改修に對します補助制度がございましたので、昭和六十二年度につきましては大規模改修を行います学校で申請のございましたものにつきましては、吹きつけアスベストの撤去等も工事対象の補助対象に加えて実施をいたしました。その結果、昭和六十二年には三十六校が吹きつけアスベストの対策工事を実施していただいたということでございます。

この吹きつけアスベストの問題につきましましては、撤去がいきなり込みがいいか封じ込めがいいか、いろいろな方法論があり得るわけでござい

まして、確定したような段階ではございませんけれども、いずれにいたしましても、その市町村の実情に應じいろいろなガイドライン等も踏まえましてそれぞれの対応をしていただくわけでございますが、こういった状況でございますので、私もいたしましては、六十二年度は大規模改修の中の一工事として工事対象にしたわけでございます。今までの大規模改修の工事費が下限額が二十万円以上ございましたものから、アスベスト単独で工事をしようとすると小さい工事になるわけでございますので、今度の六十三年度予算におきましては、大規模改修の中で吹きつけアスベスト対策工事に限りましては工事費の下限額を四百万円以上の工事であっても補助対象とするというところで、具体的には他の工事と共同でなくとも吹きつけアスベストのみの工事でも補助対象にするという考え方で予算を計上いたしておりますので、市町村からの要請がある大部分のアスベスト対策工事については十分対応できるものと考えております。今後とも、関係省庁とも緊密な連絡をとりながら学校施設におきましてアスベスト対策に遺漏なきを期してまいりたいと思っております。

○建設委員 ちよっと時間が早いのですが、大体予定しておりますものを御質問申し上げます。最後に、大臣お答えしたくうずうずしておりますけれども、ひとつ今まで御質疑申し上げたことを総括する中で、学校施設を取り組み、また財政的な負担の問題等を含まして、最後に大臣に総括してお答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○中島国務大臣 公立学校の施設整備費につきましていろいろと有意義な御指摘をいただきました。先生のおっしゃっておることを拝聴しております。児童生徒が減ったからそれでいいというものではなくて、一方で余裕のできたスペースをよりゆとりのある、そして温かみのあるものに変わっていく、例えば木材使用促進などを含まして御指摘がございました。その点は先生もおっしゃ

いますようにそれは生涯学習の一環でもあるのではないかとということでございますので、まさにクラブハウスの整備ですとか一般の方々も学校施設を十分に使えるような配慮も、政府委員からお答えいたしましたように入れてございます。また一方でアスベスト、これは健康に関するところでございますから非常に重要なことでございまして、廊下、調理場に対する御指摘もございましたけれども、これから御指摘の点を十分踏まえまして、大変有意義な御指摘だと思っておりますので、きめ細かく対応してまいりたい、このように感じました。ありがとうございます。

○建設委員 質問を終わります。

○中村委員長 林保夫君。

○林(保)委員 大臣を始め皆様、御苦労さまでございます。義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の内容及びそれに関連いたしました現在提起されている問題がどのような実情にあるのか、そしてこれが社会との関連で一体どうなのか。過日一般質問の中でも申し上げましたように、法律、制度だけやっておいたのではまず教育改革はできないということになるかと思っておりますので、そういう視点で、少しプリミティブな質問を含まして御質問申し上げます。

大臣は、本問題につきまして、いろいろ日本の経済水準あるいは国際的な比較あるいはまた、私は地域の偏りが非常に大きいのではないかと、これをきょう局長にも教えていただければとこのように思うわけですが、そういった中で住宅環境、かなり整備されてもおどろきません。教育が図抜けて悪いのかいいのか、どこをどういうふうにしていって、次代を背負う子供たちをどう育てていったらいいのか。これは施設だけではございません、いろいろございまして、なお施設についてはどういふ御認識をお持ちでしょうか、承りたいと思います。大臣からまず承って、後でひとつ局長の方からお願ひしたいと思います。

○中島国務大臣 先生の御指摘は水準をどこにと

るかということでございますが、私は、やはり教育というのは人づくりでございますので、その施設というものはあくまでも人を育てるという上で考えていくべきであらうと思うわけでございまして、一人当たりの校舎の保有面積はこの十年間で、例えば小学校は三六％、中学校は一一％ふえておる、とはいふものの、それでよしとするものでもなからう。一方で、先生は日本の経済事情と比較しておっしゃいますが、確かに日本の経済は世界的な中で経済大国と一口では言われておりますけれども、しかし、家庭生活そのものは果たして経済大国と言われるにふさわしいような居住生活を含めまして環境があるかどうかということも今指摘されておるところでございます。そういう面では、学校におきましても、やはり今も御指摘がありましたように、例えば学校の教室あるいはその面積が確保されている以上に、例えば木材使用の促進がどのくらいあるのか、少なくとも学びの舎と言われる中でございまして、冷たい校舎よりは温かみのある校舎を、そして学校の校庭で体育をいたします場合にもやはりそこには緑のある体育の場、そして環境のいい学び舎というものを総合的に考えていくべきではないだろうか。そういうことから考えればこれは予算は幾らあっても足らぬということになるかもしれないけれども、その与えられた中でその環境整備を急いでいくべきときに差し加かっているのではないだろうか、概括的にそのような考えを持っております。

○加戸政府委員 私の個人的な感じになりますけれども、日本の学校施設状況といえますか環境を見ても、例えば普通教室、特別教室、体育館、プールとかいったような形で、諸外国に比しては、それぞれ施設整備は相当進んでいるであろうという感じはいたします。

一方におきまして、日本の学校は、どちらかと申しますと規格品でございます。あれが学校だといふものがわかるようなものでございます。そういった点では、諸外国の学校を見ても、それぞれの地域、風土に根差した個性のある学校が存

在している。だから学び舎というものが全国画一的な規格品でいいのかなという反省が一つあるわけでもございます。

もう一つは、学校の置かれた環境条件の違いもございまして、特に都市部におきましては、学校に建物があつてグラウンドがあるというだけで、何か潤いがない感じがするわけでもございまして、そういった周辺といいますか、学校、校舎を取り巻く環境の整備というのはまだまだ日本としてはどうかという感じも私は個人的な感想として持っているわけでございます。

○林(保)委員 私も大臣及び局長に同感なのでございますが、やはり画一的といいますか、非常に基本的なことでおる面はありますが、なお地域によつては大きな差が出ておるような実情を私は目にしております。これをどのようにレベルアップして標準化すると同時に、今の新しい時代、二十一世紀に向かって多様化してビッドなものにしていくかということで、大変御苦勞な役割を担っていると思ひます。

またもう一つ、これは要らぬことのように思ひますが、ついでに申し上げておかなければならぬのですが、日本の私たちが住んでいる家が、役所その他に比べて必ずしもよくはないですね、こういう事実、世界的に見てもやはり貧しい住まいになっている。しかし、中に持つておる道具とかそのほかのものは大変豊かになっている。ところが、学校はそういうものがありながら全く使われてないというふうないびつな世界になっておる。そうすると、その結果として家庭と学校との落差、教室だけでなく教材とか器具の問題ですけれども、そして、社会へ出てすぐに会社で先頭に立つて働こうとしたときに、そういうものも学んでいなかったから、どこかの機関でもう一段階勉強をやるか会社へ入ってからやらなければ使ひ物にならない、こういういびつな状況が出てくると私は思ひます。そこらあたりを、これから長きにわたってということになりましようけれども、あくまでも基本的な条件だけはしっかりと上で、何か

先ほど来余裕の出た教室を使う方向が出ておりましたが、私も後で聞かせていたのだと思います。ところが、こういう土地と建物はあるのですから、本当に真剣になってそれをどう使うかということ、ひとつ後ほど御報告いただきたい、そういう趣旨で御質問申し上げたいと思います。

そこで、本法を御提案なされた経緯を御面倒でもお聞かせいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 この法律案を提案した経緯、理由でございますが、この児童生徒急増市町村に對します補助率のかさ上げ措置と申しますのは、ちょうど昭和四十八年にスタートした制度でございます。当時、小中学校、特に小学校につきまして児童の増加が始まった時期でございまして、急激にふえます子供たちに対応して校舎の整備が急がれる事情がございました。それは急増市町村における特別な需要、要請であつたわけでございまして、財政負担が非常に膨大なものになるという観点から、一般市町村の補助率二分の一に比べまして三分の二の高率補助を行うことによつて校舎の整備の対応を図つていただこうという観点から出たもので、當時は五十年の暫定的な措置でございました。それを昭和五十二年並びに五十八年の二回、五年ずつ更新をいたしまして、昭和六十二年末をもつてこの措置が切れることになつたわけでございます。

その間におきまして、この三分の二の措置は、補助金等の特例措置によりまして昭和六十年度は十分の六、六十一年から六十二年におきましては十分の五・五と切り下げられていたわけでございますが、その措置が六十二年で切れるわけでございますので、私もとしましては、児童生徒の急増時期はほぼ全国的には終わつてこれから減少時期に向かうところでございますけれども、一部の市町村におきましては、依然として宅地造成あるいは団地の造成等によりまして子供たちを収容するための学校建築が急がれる地域もあるわけでございますので、そういったものに対する財政負担を緩和するために、従来に引き続いて、なお昭和六

十七年度までの五年間においてこの補助金かさ上げ措置を講じたいという考え方をとつたわけでございします。

なお、先ほど申し上げました補助金等の特例措置は、他の領域におきましても昭和六十三年年度まで横並びで措置されておりますものですから、その関係上、昭和六十三年年度につきましては児童生徒急増市町村に對します特別かさ上げ措置も横並びで十分の五・五とさせていたで、六十四年度からは本則の三分の二へ戻るといふ形の法律案として提案をさせていただいてる次第でございします。

○林(保)委員 基本的なことで恐縮でございしますけれども、このように義務教育施設となつておりますね。それで公立小中学校です、これがもし対象になるとすれば、今全国で小中何校あるのございしますか。急増地域ということではなくて全対象と、それから急増という形ではどれぐらあるのか、お知らせください。

○加戸政府委員 大変恐縮でございします、私も市町村の数で押さえておりまして、そういう人口・児童急増の小学校を抱えている市町村数、あるいは生徒急増の中学校を抱えている市町村の数というところがございまして、ピーク時が昭和五十七年度でございします。昭和五十七年度におきましては、児童急増の小学校を抱えた市町村が四百三十五、生徒急増の中学校を抱えておりますのが六百三十七、合計いたしまして、延べ市町村数でございします。千七百三十二市町村というのがピーク時でございました。それが年々減少いたしまして、昭和六十二年におきましては、児童急増小学校を抱えております市町村が三、わずか三でございします。それから生徒急増の中学校を抱えている市町村数が四百七十五、合計いたしまして延べ数四百七十八市町村でございします。

それで六十三年年度の、これは見込みでございしますが、児童急増の小学校を抱えておる市町村が四、生徒急増の中学校を抱えておる市町村が三百七十一、延べ市町村数が三百七十五の見込みでございします。

○林(保)委員 そうすると、ここに施設となつておりますが、校舎というか教室を主にして考えているのだらうと思ひますが、補助対象となる方で施設というのは何を指されますか。

○加戸政府委員 ここに書いております法律の題名の義務教育諸学校施設費国庫負担法の施設と申しますのは、校舎それから体育館と呼ばれております屋内運動場等を指しておりますわけでございします。が、今回の提案申し上げております人口急増市町村に對しますかさ上げ措置と申しますのは、校舎部分についてのみでございまして、いわゆる体育館と呼ばれております屋内運動場につきましては、一般市町村と同様の二分の一の補助としておるわけでございします。

○林(保)委員 よくわかりました。それで、私が先ほど申し上げましたように地域差が大変あるんじゃないかというのを持っておりますが、この六十三年の四というのは何と何と何と何という村ですか。これは町でしょうか、市でしょうか。

○加戸政府委員 昭和六十二年につきましては、千葉県印西市並びに千葉県栄町、それから京都府加茂町の三つでございします。これが昭和六十二年度でございします。

○林(保)委員 何か金持ちの県のところばかりが出ておるような感じがいたしますけれども、これは何かちょっと考えられぬような気がします。それはそれといたしまして、生徒の方の三百七十一でございしますが、これも全部リストを見たのでございしますが、一体どうなつておるのだからかという感じがいたします。きょうお持ちでなければ、何々地方が割と多いんだぞとか、おまえの岡山県は全部ひっかかるんだというようなことでも結構でございしますが、その辺のニュアンスをちょっと教えていただければと思ひます。

○加戸政府委員 昭和六十三年度はまだ指定告示をいたしておりませんので、昭和六十二年度が既に告示をしておりますものですから、先ほど申し

上げました児童急増小学校の場合は昭和六十二年年度の町名でございします。昭和六十二年年度の生徒急増中学校を抱えております市町村としましては、ぱつと見ましたところ、数が多いのは埼玉県、千葉県が群を抜いて多うございします。それから静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、このあたりがその次あたりでございします。なお岡山につきましては、岡山県では岡山市、倉敷市、山陽町、総社市外二カ村、中学校組合と書いてございしますが、四カ所でございします。

それで、今先生おっしゃいましたように、金持ちのこの御印象でございします、全国市町村の財政力指数は単純平均いたしますと〇・四三でございますが、児童生徒急増市町村に該當します財政力指数は、六十一年度のケースでございします。が、先ほどの全国平均の〇・四三に比べて単純平均で〇・七八でございします。で、全国的な平均からはやや裕福な方の市町村が相當該當しているという例でございします。

○林(保)委員 やはり財政力豊かなところへ人が集まります。ですから急増になつてくる、これも理屈だらうし、そこでテンポが合わないのだらうと思うが、何も特別に市長さんや町長さん、村長さんがサボつておつたということではないと思うのですけれども、皆なかなか豊かなところだという実感を感じ得ないわけです。私も岡山県でも何か四カ所ほど入つておるようでございまして、これはひとつ特段によろしくお願いしたいな、こういうことでございします。

ただ、私も歩いてみまして、今の話はこの対象にはちよつとならぬと思ひますけれども、体育館と運動場、昔の講堂と屋内スポーツセンターみたいなものが今どこにもたくさんできておりますが、この場合は対象になりませんね。まあ本法とは関係ないかもしれせんけれども、こういうものが全国の公立の義務教育の学校でどの程度できておりますでしょうか。できてないのがどのくらいあるのございしますか。

○加戸政府委員 概数でございしますが、ちよつと

今手元に数字を持ち合わせておりませんが、いずれにしましても、全国的に体育館の整備率は九十何%には到達しているわけでございます。一般市町村と人口・児童生徒急増市町村の比較におきましては、体育館の整備率はむしろ児童生徒急増市町村の方が高かったように記憶いたしております。失礼しました。今数字の資料を取り寄せました。

体育館につきましては、小学校では全国平均としまして保有率が九四%でございます。それから中学校につきましては全国平均が九六%でございます。総計いたしまして、全国平均は小中学校合わせて九五%でございますが、児童生徒急増市町村につきましては整備率は九七%でございます。全国平均を二%上回っているという状況でございます。

○林保委員 きょうは陳情の場でございますので、実情だけ申し上げておきたいと思っておりますが、私の総社市というのは、生まれ育ったところで一番よくわかるのですが、私の小学校で、私が入学し卒業証書もらった講堂が、三年ぐらい前にやと新しい体育館と講堂兼用に切りかわったのです。それが市内で最後から二番目なんです。一番最後は、今の総社市長さんの通われた学校が残っております。私も一生懸命早くやりなさいと言っているのですが、きょうは陳情しませんけれども、そういうような形でいろいろな地域で問題があると思うのです。それで、局長なり大臣なりから、どういう形でそういうところが残されているのか、私もこの文教に入りましてのがおとしですか、その辺の事情をしかと知らないままに見て、ああ、これは立派に古いものを持っておられるなというところか、あるいは今民主政治ですから、行政上先にこつちをやつてそれからこつちをやるといふような形で残されているのかという問題とか、いろいろあるのではありませんか、これは局長、文部省では大体どのような認識でそれを見ておられるのか、それからいつごろになったらそれが大体解消するのかわるい腹づも

りを少しお教えいただけただけありがたいと思ひます。

○加戸政府委員 状況等をつぶさに調べているわけじゃございませんが、一般的に申し上げまして、体育館の設置ができてない地域といひますのは、主として用地難ではなからうか。つまりグラウンドを小さくしなければ体育館がつかれないというところで、そういった観点のものが多くかと思ひます。しかしながら、全国的に見ましても、毎年体育館の保有率は〇・何%ずつ上がっているところを見ますと、それなりの努力は、敷地を獲得するなりいろいろ工夫はしていつてののじやないかと思ひますけれども、依然として物理的な状況で、体育館を建てる金がないから建てないというのではなくて、建てたくても建てられない状況が存在するというやういかに私どもは見ております。

○林保委員 そういたしますと、先ほどのお話の九四%、九六%、平均九五%というのが大体いつごろまでに解消するものでございましょうか。

○加戸政府委員 これは先生御承知でございましょうけれども、僻地の方へ参りますと、がけの上の狭いところへ学校を建てているような例もございまして、とても体育館を建てるスペース、余裕がないというやうな状況は依然として続くのじやないかと思ひます。結局地方公共団体、市町村の御努力の問題ではございませうけれども、完全に解消するのが何年先というのを申し上げるのは、ちよつと今の段階で私も甚だ自信のない状況でございませう。

○林保委員 文部省としては、条件さえ合えば鋭意やる、こういう御意向のように承つておきませう。

それで、先ほども出ておりましたけれども、今度の補助率で、市町村の負担する財政負担というのはかなりのものになります。その辺について一般の印象として、大丈夫なのか大丈夫でないのか、出したいけれども、こんなに負担があつたんではとてもじゃないが出せないというところも

あるだろうし、これだけ大きな立派なところばかり出ておきますとそんなにないんじやないかと思ひますけれども、どういふ御印象でございませうか。

○加戸政府委員 今回の措置は、六十一年度、六十二年度に引き続く措置として、六十三年度も十分の五・五で対応させていたかどうかということでございます。いま、この三分の二の差の部分につきましては、いわゆる臨時財政特別措置という形で起債を認めていただいております。この部分につきましては実質的には一〇〇%元利償還費を後年度の地方交付税で措置をするという仕組みになっているわけでございませう。したがって、事業を行います六十三年度におきましては地方債でございませうが、六十四年度以降の交付税措置によつて後追いがその元利償還費が補てんされる、そういうやうな仕組みになっておるわけでございませうので、財政的な理由によつて急増状況に対応する校舍建築ができないということではないと理解をしております。

○林保委員 これに伴う予算措置について御説明を承りたいと思ひます。それから、大規模な改修工事とも認められるやうでございませうので、その辺もあわせてお聞かせください。

○加戸政府委員 児童生徒急増市町村に対します予算額でございませうが、昭和六十三年度におきましては、小中学校合計いたしまして事業量として四十万七千平方メートル、補助金額といたしまして二百四十四億六千四百万円を計上いたしております。ちなみに、この校舍新増築、全国状況の中で占めるシェアは予算額といたしまして五八%、事業量として五六%でございませう。

それから、大規模改修の経費でございませうが、これは六十三年度は六十二年度に比へまして九十二億円の大幅増額を図つてございまして、六十三年度予算として大規模改修に要します予算額は三百三十三億六千五百万円でございます。

○林保委員 言うまでもございませうが、近ごろ用地がえらい上がつておりますし、材木など建

設資材が物すごく上がつておりますので、一体どうなるのだろうか、こういう質問もしたいのでございませうが、時間の関係もございまして、大規模改修の三百三十三億六千五百万円、これをどのような形で使われ、そして、どういふ効果があるかということを少し具体的に御説明を承りたいと思ひます。

○加戸政府委員 この大規模改修はさまざまなのでございまして、ある意味では、完全に老朽化いたしますれば改築になるわけでございませうが、改築に至らない段階での衣がえでございませう。で、例えば窓の枠を取りかえてアルミサッシにするとか、屋根は雨漏りがしやすいので屋根のつけかえをするとか、あるいは外壁が壊れかかっているのをそれをつけかえるとか、あるいは機能的に内容的に構造上使いにくいものを修理をする、例えば目に見えないものとしましては排水設備とか電気、ガス設備といったものの改修もございませう。それから、教育内容を新しいものに適合させるために例えば先ほどの話がでておりました空き教室を改造して別の特別教室なり多目的スペースに転用するとか、そのほか、例えば消防法の規定によりまして注意を受けておりますために必要となる改修工事、そういったやうな事柄もございませう。そのほか、先ほど鍛冶先生の御質問にございませうけれども、吹きつけアスベスト対策工事も当然この中に含めて対象としておるわけでございまして、地域によつてさまざまございませう。要するに学校が少しは変わらざるために衣がえをする、それは外観的にもそうで、機能的にもそうでございませうし、法令の規定にも適合させる。そういう各般の要請で、内容的には画一的にこれといふことを申し上げるやうな状況ではないわけでございませう。

○林保委員 実にそういう時期に来ておりますし、また先ほど来御答弁もございましたやうに、学校の施設そのものを社会的にあるいは生涯学習の拠地から、あるいは地域のニーズに応じて変えていくというあれがございませうが、その点につ

いて、教育効果を上げながらそうやっていくというところについて、大臣、どういう未来図があるの
でございましょうか。

私なりに、山は緑がいいですね。松くい虫はいけませんね。空は青い方がいい。川が流れている。学校がある。それからやはり生産しなければいけませんので、機械の音が聞こえるとか、あるいは近くに自動車工場がなければいけないかも知れませんね。また化学工場もある。その中で、若い者や若年層が生き生きとやっていて、そういう環境の中で、学校をいやる役場とそれから公民館とどういう位置づけをするかという問題、口で言えというとなかなか難しいものでございませうけれども、学校をこれからどういう位置づけをするか、子供だけではなくて青年もそれから若年層も含めてやるようなことまで踏み込むべきなのかどうか、そういうお考えなのではないですか。大臣の御見解をひとつ承っておきたい。

○中島国務大臣 これは、先ほど申したように児童についての優良な環境というのがゾーニングの中に組み込まれるということは当然でありますけれども、これからは生涯学習の一つの拠点でもございませうから、そういう意味で学校は全国的に、僻地にある場合もありますし、また都心過疎校というものもあるわけでございまして、一口にはなかなか申しにくいところでございませうけれども、やはり生涯学習の一つの学習拠点であるということとを考えた上、今ある学校の敷地、用地を、そう簡単にゾーニングを動かすというわけにもまいりませんので、今ある中でできるだけ環境を整備する、こういうことに当面は徹していくべき時期であらうか、このように考えます。

○林(保)委員 先ほど局長のおっしゃいました大規模改造ですが、その後ろ向きのアスベスト対策であるとかあるいは危険回避の対策だとかがありますけれども、御構想の中に、三百三十三億でしたか、前向きでやろうというところではどういふものがございませうでしょうか。

○加戸政府委員 前向きという言葉が適切かどうか

かわかりませんが、強いて申し上げれば、先ほど申し上げましたように、例えば空き教室を転用するとか、あるいは新しく多目的スペースをつくるとかオープンスペースをつくる、そういったような、これからの教育活動を展開するに当たって新たに必要とされるようなものを既存の施設を改造することによって生み出す、そういったような工夫は私どもから見れば当然遊ばすものあるいは使い道がなくなるものを有効利用に供するということとでございませう。また、そのほか、この大規模改造に関連いたしまして、例えば地域開放のためのクラブハウスの設置が同時に行われるとか、そういう併用して行われるような事柄もございませうし、学校の機能として今まで持たなかったものを付加するような内容のものというものは、これは前向きと私どもは理解をしているわけでございませう。

○林(保)委員 その点で、先ほど来お話もございましたけれども、三月二十二日に出されました「教育方法等の多様化に対応する学校施設の在り方について」というのは大変示唆的であり、また方向性をはっきり出しておるものと評価できるものでございませうが、この概要についてひとつ御説明を少し詳しくお願いしたいと思うのです。

○加戸政府委員 この「教育方法等の多様化に対応する学校施設の在り方について」は、昭和六十三年の八月にスタートいたしました。各般の学識経験者、学校建築関係の有識者等によりまして調査研究をお願いしたわけでございまして、約三年近くの御審議をいただいたわけでございませう。

基本的な考え方としましては、四つの観点からこの学校施設がどうあるべきかということをお検討いただいたわけでございませう。一つが、これからの児童生徒の個性や創造性の育成等を重視した、言わねば多様な教育への対応ということとで、これからの新しい布石をしっかりとというような意味の観点からの御討議でございませう。

それから二番目が、情報化社会と言われており

ます現在におきまして、学校教育の中でもコンピュータの利用というのがどんどんふえてまいるわけでございませうので、コンピュータ等を学校に導入する場合の学校条件、環境がどうあるべきのかという問題が第二点でございませう。

第三番目が、これは心の問題でございまして、児童生徒の心身の豊かな成長を促す環境づくりというところで、どういふような学校環境であれば子供たちの心身形成に資するのかがという観点から、学校を学習の場というよりむしろ生活の場としての視点からとらえてみようというところでございませう。

それから第四番目が、生涯学習社会になってまいりますと、これからは地域社会に開放された形で学校を活用していく必要がある。そういう意味で、生涯学習、社会活動の場として学校が果たす役割を重視していきたい。こういった四つの視点におきまして御検討いただいたわけでございませう。

御提言をいただきました一つが、教育方法の多様化に対応する学校施設のあり方といたしまして、教育方法の多様化としましてはいろいろな形がございませうが、一つの例としましては、オープンスペースあるいは多目的スペースの導入を図りまして、学習指導の個別化、個性化を目標とする学習システムにおきまして、一斉指導を含めたさまざまな学習指導を可能にするための考え方である。

それから、この多様化の関連といたしましては、これから多くの教材教具が学校で導入されるようになるわけでございませうけれども、そういった教育機器が適切に配置され、適切な収納場所があり、かつ、持ってきて使う場合に使い勝手のよいような施設計画を考えていく必要がある。それから、さまざまな特別活動が行われるわけでございませうけれども、諸種の学校教育の周辺の事柄としまして、今申し上げた特別活動等のための施設設備面の質的、量的な整備をどう図っていくべきか。そういった活動の多様化に対する配

慮あるいは多様な学習システムの準備、導入、実施のために、教職員がそういう創造的な自主的な活動を展開するためには施設設備の充実をすることが大切である。こういった事柄を教育方法の多様化に対応する環境のあり方として御提言をいただいているわけでございませう。

さらに、情報化に対応する施設のあり方といたしまして、コンピュータを導入する場合に利用目的に合った施設の配置が必要になるわけでございませう。と同時に、コンピュータをどのように配置するか、つまり個別的に教室に置くのではなくて専用という形でコンピュータ教室へまとめて置くか、あるいは教室ごと一台ずつ子供のコンピュータを配置する、言わねば学校内におきましてコンピュータネットワークづくりとかという観点からの施設はどうあるべきかというようにございませう。それから、もちろんコンピュータを導入するわけでございませうので、故障が起きないような、室内環境を快適にするあるいは制御するための空調設備等も必要になるわけでございませう。そういった点をいろいろ御検討いただいたという御提言をいただいているわけでございませう。

さらに、子供の心の問題としまして、豊かな教育環境として教育施設をどうすればいいのかというところの第一点として、豊かな人間性をはぐくむ環境のあり方といたしましては、学校生活で多様な活動が行われるわけでございませうけれども、それが空間的に連続しているということも留意する必要があるわけでございまして、学校内の活動が自由に展開できるような施設のあり方。それから、児童生徒相互間あるいは児童生徒と教師の間のコミュニケーションを図るためには、言わねば一つのオープンスペースのような形で自由にコミュニケーションが図れるような場も必要であらう。これは若干付随的な話でございませうけれども、これからの子供たちの体位向上に伴います施設はどうあるべきなのか。あるいは子供たちが過ごす空間でございませうのでインテリアについても

工夫が必要である。そういったような生活環境とすることが第一でございます。

二番目が、健全な体をつくる環境のあり方といたしまして、子供たちは当然に学校の中で遊びはね、動くわけでございますので、安全で安心して子供が行動できるように体育施設設備という工夫が必要である。同時に、学校教育として行われるもののみならず、子供たちが自由に動けるような屋外環境を整備する必要があるのではないかと。さらに、これは精神衛生の問題でございますけれども、子供たちの保健衛生やカウンセリング体制あるいは給食指導室、そういったものに必要な施設設備も配慮していく必要があるというのが第二点でございます。

第三点としましては、いわゆる文化性を持つ施設のあり方ということでございまして、学校自身が先ほど申し上げましたように規格品になっておりますけれども、自分の学校はこんなふうな姿であるとか、あるいは施設設備面において例えばその学校の歴史、伝統を表現するといった工夫も必要ではないか。学校の中におきましても地域の風土や歴史に根差した文化的な雰囲気工夫していただく必要がある。こういった三つの観点から、豊かな教育環境としての学校施設のあり方についての御提言をいただいているわけでございます。

さらに、地域社会における学校施設のあり方といたしましては、立地条件等を生かしまして、その施設が地域住民による共同利用あるいは、例えば一つの高度化の話でございますけれども、情報通信機能の導入によるネットワーク化を図りまして、地域社会における生涯学習活動の拠点となる、あるいは拠点と連携をするといった施設計画も考えていく必要がある。さらには、学校施設が地域住民や専門的な技能・技術を持つ人が学校教育へ協力できるように施設設備を工夫する必要がある。さらに、生涯学習の身近な拠点となるわけでございまして、学校開放につきましては情報サービス機能も含めた施設設備を将来考えていくべきである。といったことが大きな事柄でございます。

いまして、今申し上げたような視点を踏まえまして、例えばこれから学校建築をいたします場合の基本設計の段階での計画づくりとか、情報をどのようにして得るのか、あるいは面積、コストの関係につきましても多様な観点からどう工夫すればよろしいのか、いろいろな注意すべき視点等についての御提言をいただいておりますのでござい

今申し上げた事柄すべてを満たすのは大変困難なことであろうと思っておりますけれども、その理想のうちの何分の一かをそれぞれの学校において工夫して生かしていくような方向へ向かえば、学校の施設の将来像というのは現状よりははるかに進んだ、住民にもあるいは子供たちにも喜ばれ、豊かなものとして、学校教育活動のみならず、生涯学習活動の場として大きく飛躍的に成長していくものと期待を寄せているところでもござい

○林(保)委員 ありがとうございます。私も本当に同感でして、まさにこういうものこそ根っこにあって、それで諸制度を改革していくということが非常に大事だと思っております。詳しく御説明いただいたわけですが、方向性はすべて出ていると思っております。やるかやらぬかというのは非常に難しい問題ですが、まさに政治の決断以外にないと思いますので、これは大臣に後から聞かせていただくとしたしまして、今出ておることを全部聞くという時間が足りなくなってしまうので、二点ばかりちょっと聞かせていただきたいと思います。

コンピュータの導入につきまして、私どもも見て回つてみますと、私学あたりは熱心なところは物すごくやっていますし、やっていないところは全然してないというアンバランスがある。しかし、義務教育課程で余り差があったのではないかと私は思います。コンピュータ一つとりまして、何かほかに目盛りになるようなものがあるればまた局長の御判断を教えてくださいたいのですが、どのような形に公立学校はなつておるのでしようか、入れておるところがあるのでしようか

いのでしようか、あるいは先生方の間ではこうだけれどもどうだ、子供たちは家庭へ帰ったらどんなやつていけるか、それが学校の現場ではどうなのか、その辺のニュアンスを現状でよろしいからひとつ率直に教えていただいて、それをスライトにしてどうやっていくかという問題を考えたいと思っておりますので、御説明いただきたいと思

○加戸政府委員 文部省としましては、こういった情報化時代に対応いたしまして、学校におきまして教育方法の研究開発という事業の一環といたしまして、小中高等学校におきましてコンピュータの導入につきましては補助を行っております。六十三年度予算では、私どもの局の関係では二十億四千万の予算を二十九億四千万という形で飛躍的に伸ばさせていただいたわけでございます。私、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんけれども、小中学校での設置率が六割台ではなかったかと思

す。中学校が一五、六割程度、高等学校になりましてもっとパーセンテージが伸びると思っております。設置率と申しますのは、学校におきまして一台、二台しかコンピュータを置いていないものも含めておりまして、小中学校の平均設置台数は多分三台だったと思います。一方、高等学校の場合の平均設置台数は大量に置きますので大体二十台ぐらいいではなかったか。数字を持っていないので非常にアバウトな申し上げようで恐縮でございますけれども、そういった点では、学校におきま

は集中的に置かれ、例えば二十台に四十人の子供たちが使うとか、四十台置かれて子供たちが一台ずつ使うというようなケースもございまして、小中学校の場合にはどちらかというと一校に二、三十台を置くケースは余り多くございせん、どちらかというと、例えば教育的なカリキュラムの編成あるいはその他の目的のために一台ないし二台が使われているというような状況でございまして、コンピュータ教育としましては、一教室に二十台が置かれ、二人について一台くらい

が使えるような体制に持っていくのが本来の姿ではないかと思つておられるわけでもござい

そういう意味では、コンピュータの普及率といたしましては、欧米先進諸国に比べまして日本の場合はまだまだ開発途上国のような状況であると思っております。一つには財政的な問題もございまして同時に、それを使いこなせる教員がまだ養成されておらず、学校に置いても猫に小判になってしまつていくこともござい

○林(保)委員 ありがとうございます。やはり学校でゼロのところはかなりあるわけですね。これは補助ですから、市町村の発意が強いとこれはいかぬと思う。そういうことが今まで義務教育で多過ぎましたよね。義務教育であるなら、つけるときは一斉につける、つけないならやはりつけないようにしないと、これが高校入試そのほかに全部反映しているというふうに、私は実は田舎に育ちましたから見ているわけですが、やはりひがんで言っているわけではないので、やはりそういう教育環境が非常に大事なので、そうすると、これは行政の問題よりもむしろ政治の問題になってくると思うのです。したがって、もしつけるのであれば二年ぐらいつけてしまつてしまつて、遅くとも三年でつけてしまつてしまつてしまつて、決断がなければいかぬのじゃないですか。つけておるところもあり、つけてないところもある。この辺、大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。もし御同意いただけるなら、ことはもう仕方ないにいたしましたも、来年度予算ではもうコンピュータのない学校はないのだというように、規模によって台数の差はありましても、そうやるくらいに決意していただきたいと思います

○中島国務大臣 先ほどから申されておりますように、学校施設のあり方の中の一つの御指摘でござい

ございますから、先生がおっしゃっているコンピュータがすべてというわけではなくて、一つの例としてコンピュータのことをおっしゃっておると思いますが、まさにもう少し平均して、そして理想的に言えば、局長がお答えしましたように二人に一台というようなところまで整備するのが理想でございます。

それについて、これも例えばクラブハウスに十四億ですとか、セミナーハウスに五億ですとか、それぞれに環境を整備するために予算を計上いたしておりますが、コンピュータに全力を入れてしまおうというわけにもまいませんが、そういうものをにらみ合わせながら、六十四年予算ではさらに、先ほどおっしゃるように建物の中の整備、これに心して少し充実に頑張ってみたいと思っております。

○林保委員 大臣のおっしゃることもわかりませんが、義務教育という以上は、全部画一でもいけませんけれども、何よりも格差のないようにする、そのために、後でちょっと空き教室の問題あるいは生涯学習の問題で承る中でも聞きたいのですけれども、市町村あるいは父兄の援助、そういったものとの関連でどうなっておるのかというのもこれから聞かせていただきたいのでございます。

第二番目の問題として、先ほど地域で空き教室を共同活用する、それで、今まで実際に生活しておりまして、講堂を貸してくれ、あるいは料理教室あるいはまた裁縫教室にと言いましても、貸してもらえるときと貸してもらえないときといううようなことがいろいろありますね。それはもちろん特殊な目的で、あるいは今特に政治活動なんかで貸してくれと言ったって学校が貸してもらえぬのはわかり切っておりますが、局長、大体その辺の基準はどの線で文部省は押さえておられるのでしょうか。先ほどいろいろと音楽教室、調理教室、図書館、これの開放というのを六十二年からおやりになっているというふうなお話もございましたけれども、原則はどういう形になっておるの

でしょうか。大体あれは教育委員会が押さえているわけですね。それからまた校長が管理監督しているのでしょうか。その辺の権限と合わせ、文部省がどの範囲で、学校教育の邪魔にならぬ範囲ということだろうと思えますけれども、どういうルールをもって臨んでおられるのか、お教えいただきたいと思えます。

○加戸政府委員 学校のグラウンドとか体育館等につきましては、その開放についての促進を進めてまいったわけでございます。現在公立学校につきましては多分九割を超した開放率になっていると思えます。非常におくれておりましたのがいわゆる教室関係でございます。これは多分に理由のあるところでございますけれども、例えば家庭科の調理室を貸していただきたいということでございますけれども、全部棟続きでございますから、入ってこられる住民の方がほかの教室にも行ってしまう、あるいは極端な場合にはそこで教材が紛失するというケースがないわけではございませんし、そういった点を嫌った面もございまして、いわゆる校舎部分の開放というのは極めておくれたわけでございます。そういう点で、六十二年度から開放のための補助制度を申し上げておりますのは、今実際に行なっておりますのは、例えば一定の、音楽室なり調理室なりあるいは特別の教室を貸与する場合に、その部分と他の校舎部分とが区切りができる、例えばシャッターで仕切るとか入り口は別につける、そこにミーティング用のルームをつくるとか、そういったような工夫をしていただいた場合に對する補助でございます。

学校の中におきます管理上影響がないような配慮というのが必要になってくるわけでございます。もちろん利用されるのは地域住民の方でございますからそういうことはいいえ、結果的に起こりますと学校としても不安になるわけでございます。通常、学校の教育活動の展開に支障のない形で、いわゆる学校の授業時間外における利用が地域社会においても十分活用できるように、そういったある程度のけじめができるような

方法で学校開放を進めたいと今考えているわけでございます。学校開放というのは、日曜日になれば全部だれでも自由に出入りできてばつと使えるという状況になりますと、子供たちの持ち物なり教材教具が置いてありますので大変な影響を受ける。そういった点の問題がございまして、体育館、グラウンド、プール等の取り扱いとは異にしたという過去の実情がございまして、

貸与するにつきましては、それぞれ教育委員会が判断する事柄でございますけれども、学校長が授権を受けている場合もございまして、いずれにいたしましても、その間責任を持って、例えば地域社会が使う場合にはチームリーダーが責任を持って借りて、使った後はきれいな状態になっているという状況でないと、翌日子供たちが出てきて掃除をしなればならないというふうな負担もかかるわけでございます。その辺が、住民意識の向上によりまして、使われる実態として、学校開放しても問題は起きないよという形でどんどん進んでいくことを私も願っておりますのでございます。

○林保委員 ついででございますが、これによって、借りた場合に料金を取ったり何かそういうようなものはありませんか。あるいは多少は取るなどというのでしようか、あるいは多少は取れと言っておるのでしょうか。文部省が直接やることではないことではございますけれども、全国的にどういふふうになっておるか、これも承っております。

○加戸政府委員 基本的には使用料金はちやうだいをしないという考え方で各教育委員会は対応されておると思えますし、こういう料金を取っているからという苦情を聞いたケースはございませぬ。しかしながら、場合によりましては整理料程度、つまり貸すことによりまして実際にかかる、例えばプールの場合でございますと、プールを借りることによって監視員を一人置く、そのための人件費がかかるという場合もございまして、これは

一般的には地方公共団体が負担をいたしておりますけれども、そういった負担のない場合に事実上そういうような措置が考えられないわけではございませんが、幸いなことが今までのところ学校施設の利用につきまして料金を徴収したという事例は聞いておりません。

○林保委員 学校開放ということが全国的に知れ渡りますと、本当にこれは大変大きな地域社会の改革になると思うのです。御承知のように、道をつけるにいたしても土地がなかなかありません。見ると河川の上の堤防だけがあいていきます。これは河川管理上許されぬことではございますけれども、それをもあえてやるとか、あるいは学校の中のかなかない土地、しかも建物のあるところをあげるというようなことになる、大変な改革になるわけです。河川、道路の問題は別の議論をいたしまして、学校がそういうふうにかぎのきつちとした、今局長のおっしゃったようにかぎのかかるよう、学習の場とは仕切られるような形もなければならぬと思いたすので、よほど対応に慎重を期さなければならぬことだと思いたす。そういうことで、今度出ましたこの「教育方法等の多様化に對する学校施設の在り方について」はこれからますます議論を深められるということもありましようけれども、なお、いけるものなら早くやっていただければよろしく私は要望しておきたいと思いたす。

時間がありませんが、最後に一つ。きょう新聞に出ておりましたが、いわゆる教員希望者の問題、免許取得の問題、卒業生の四人に一人が教員免許という見出しで文部省が六十二年調査というのを示しておられますが、担当の方おられましたらひとつ、どういう傾向で今日このようにあるのか、これがいい傾向なのかよくない傾向なのかを伺いたす。

○加戸政府委員 新聞で報道されましたのは、私どもの局の教職員課で毎年調査いたしております教員免許状の取得状況並びに就職就職状況の調査

結果でございまして、六十二年三月卒業者について
の調査でございまして、それによりまして、大学
等の教員養成機関におきまして免許状を取得しま
した人数が十三万八千名強でございまして、その
うち教員に就職した者の数が二万八千名という
ところをございまして、教員の免許状を取つても教
員になれる率は約五分の一というぐあいに言われ
るわけでございまして、昨年度と比べますと、昨年
が十四万五千名免許状を取得されましたが、教員に就
職された方が三万名強でございまして、傾向的
には若干ダウンしております、これはピーク時
でございまして、昭和五十四年三月の免許状取得
者が十七万八千名を超えておりまして教員採用者
が四万名でございまして、やはり一般的な傾向と
しましては、教員の需給状況と見合つて比率的に
だんだん低下してきている傾向はあるなという感
じはいたしております。

この場合に、文部省の目から見ていい悪いとい
う言葉を申し上げるのは大変恐縮でございませう
けれども、免許状をたくさんとつてこれらることは
大いに結構なことなでございましてけれども、せ
つかつ教員の勉強をしながら就職の道が狭いとい
うことでございまして、そういう意味では本當
に教員になりたいという方に絞られてくるのかあ
るいはそうでないのか、その辺は定かに申し上げ
にくいところでもございまして、ただ、一般的に申
しますと、免許状を取るためには小学校教員の場
合でございまして二週間の教育実習、中学校・高
等学校の場合ですと二週間の教育実習を必要要件
としておりますので、免許状取得者の数が減ると
いうことは、教育実習で学校に迷惑をかけている
分は減るという利点はあると思ひますが、一方に
おきまして、教員の世界で多様な個性を持ってい
い教員を採用したいという場合でございまして
ば、志願者が多いほどその中で選択のチャンスは
任命権者側としてできるという意味におきまして
は、取得者が減るといふのは人材確保の観点から
若干マイナスの面もあるのかなという感じはいた
します。

いずれにいたしましても、この傾向が昨年、こ
としと大幅に変わつてきているというわけではござ
いせんが、一般的にこれから教員の需給状況は厳
しくなつておりまして、採用数が減つていくとい
う状況の中で、教員を志望する、免許状を取得し
ようとする方の数も必然的には若干比例した形で
減つていくのかなという予想をしていく段階でこ
ざいます。

○林(保)委員 いろいろな意見を私もほかの人か
ら聞いておりますけれども、学校の先生になるの
が魅力がないというふうなことになるのはいいけ
ませんので、その点を当然御留意いただくといた
しまして、これから、先ほど来問題になつておりま
すような教育施設の充実を含めて、きょうもう一
つ聞きたかつたのですが、環境整備をしっかりと
で学校へ行く雰囲気をつくる、そのかわりお金持
ちは寄附もする、それが免税になるというふうな
環境をつくらなければいかぬというのが私の持論
でございまして、それらを踏まえまして、これから
ひとつ、五年の先を見通しての法案でございま
す、やはり施設も変わらなければならぬと思ひま
すし、それがどのような変わりようがされます
か、大臣の御決意を最後に承りまして、私の質問
を終わりたいと思ひます。

○中島(国務)大臣 学校施設のあり方、また教員の
内容の問題、それから学校の施設が開かれた施設
として生涯学習の一つの拠点になつていくべきで
あろうという幅広い御指摘でございまして、確か
におっしゃるような方向を目指して頑張つてまい
らなければならぬと私も思ひますし、また、そ
の免許取得者の中から五分の一が教員として立
れるというところで、これをどういふふうにして受け
取るかというの最後の御指摘でございましてたけ
れども、そういう五倍ある、五倍免許を取る方の中
から資質の高い、そして愛情を持って教育に当た
られる、そういう教員として適格であり、かつ、
意欲を持った方が五分の一の中で教育に当たら
れていく、そして愛される教育であり、親しまれ

る学校であるということを目指して努力してまい
りたいと思ひます。

○林(保)委員 終わります。ありがとうございます。

○中村(委員) 石井(郁)子君。

○石井(郁)委員 国庫負担法改正案についての審
議でございまして、まず過大規模校の解消という
問題で質問したいと思ひます。

教育上大変好ましくないということでははつき
りした結論が出てくるこの過大規模校の問題です
けれども、文部省も一定の努力をされてきたわけ
であります、現在なお切実で急がなければいけ
ない課題だというふうに思つております。

まず、八十七年五月時点での過大規模校、二十五
学級以上と三十一学級以上、小中別でどのぐらい
あるのかという点をお示しいただきたいと思ひま
す。

○加戸(政府)委員 昭和六十二年五月現在の調査で
ございまして、三十一学級以上の過大規模校が千
二百三十一校、内訳として小学校が七百一
校、中学校が五百三十校でございまして、なほ、六
十二年度におきます二十五学級以上の大規模校は
四千四百二十四校でございまして、そのうち小学
校が二千七百五十八校、中学校が千六百六十六校
となつております。

○石井(郁)委員 まだ大変な数が残つていてとい
うことがわかるわけですが、今後この三十一学級
以上をどのように解消していく計画なのか、文部
省の見込みといひますか、それをお示しいただき
たいと思ひます。

○加戸(政府)委員 過大規模校につきましては、毎
年市町村に対してその解消方の努力を要請し
ているところでございまして、現在のところ千二
百三十一校のうち約八六％は近い将来に解消され
る見通しでございまして、残りしました学
校につきましては用地取得の困難といふことで解
消のめどが立っていないものがほとんどでござ
いますので、これは強く指導はいたしますが、そ
ういった学校の置かれていく条件下、市町村の対応

状況から考えまして、今後ますますの努力を必要
とする事柄ではないかと考えております。

○石井(郁)委員 見込みが立っているその計画で
すけれども、何年ぐらいの見通しの中でござい
か。一概には言えないかもしれないのですけれ
ども、ちよつとお示しいただければと思ひます。

○加戸(政府)委員 年度として確たることは申し上
げにくいわけではございますが、いずれにいたしま
しても今の時点から五、六年から六、七年先
というおおよその見通しでございまして、それは現
在は過大規模校でございましてけれども、児童生徒
の減少によつて過大規模校でなくなるケースも含
めての対応として想定しているわけでございま
す。

○石井(郁)委員 めどが立っていない部分とい
うのは用地の取得が大変困難だといふことでござ
います、私も大都市におきましてそれはよくわか
るわけです。そういう問題はそれとしてあるわけ
ですが、ちよつとここで御尋ねしたいのですけれ
ども、自治体の姿勢でよくおられるという例はな
いのでしょうか。

実は横浜市の場合ですけれども、ここでは三十
七学級・千五百人以上という基準でしか分離しな
い、そういうふうな間合いでございましてすけれ
ども、過去にもこの問題は取り上げられたといふ
うに伺つておりますけれども、文部省としてど
うに指導されてきたのか、伺いたいと思ひま
す。

○加戸(政府)委員 横浜市、非常に過大規模校をた
くさん抱えているところでございましてすけれ
ども、文部省も従来から三十一学級以上の解消を強く指
導してきたわけでございまして、実はそれに至り
ますまでの、三十五、六学級とか七、八学級と
か、もつともつとかなり過大規模校の大きいケ
ーがございまして、横浜につきましても努力をい
ただきまして、五十九年度から六十二年度までの
間には二十八校の過大規模校を解消していただ
いてるわけでございまして、横浜におきましても過大規
模校が、六十二年度ではまだ四十二校残つており

ますけれども、昭和六十七年度までには残り二十六校を解消する計画と聞いておるわけでございませう。

○石井郁委員 市の方の姿勢としてどうなのですか。三十一学級以上の分離ということでははっきりとしたそういう方針で臨む、国の基準に沿ってマンモス校を解消するという点でははっきりしているのでしょうか。

○加戸政府委員 何しろ他の地域と違いまして、極めて過大規模校の数の多いところでございまして、年次的にその解消を図っているわけでございしますが、横浜市としましては、とりあえずこれまで三十七学級以上の超々過大規模校につきましても重点的に解消を図っていくということで、三十七学級以上の学校を解消してきているわけでございしますが、今後は三十一学級以上の過大規模校についても積極的に解消を図っていくというぐあいに聞いております。

○石井郁委員 本来二十五学級以上も大規模校でありますけれども、とりわけ過大規模校については三十一学級以上が残るなどということはとてもないと思っております。そういう方向でぜひとも指導すべきだと思います。

次に、先ほど来出ておりますように、分離が困難な学校の問題ですね。そういう問題の対策としてどういふふうに進められるのかということです。用地の取得が困難だというのは、最近の地価の高騰の中ですますそうなっているわけでありまして、そういう学校を放置しておくのか、何らかの対策を考えるのかという点で、まず文部省のお考えを伺いたいと思っております。

○加戸政府委員 先ほど申し上げましたように、多くの理由が、分離新設のために校地が必要になるわけでございまして、最低でも一万五千平米から二万平米というものを当該児童生徒の所属する地域内に求めなければならぬわけでございまして、特にこういった都市部の場合につきましましては、もはやそういった用地を取得することは極めて至難の状況のようなところが残らざるを得ない

わけでございます。その意味では、相当程度の市町村の大きな努力も必要でございまいしょうけれども、努力しても結果的に得られないということが実態としては残りのじやないかということが、甚だ遺憾なことではございしますが、最大限の努力をした結果として残らざるを得ないものというものが、教校は依然として引き続くものというように、やむを得ない事情として私どもは考えているわけでございします。

○石井郁委員 残るのは教校というふうに考えていいのでしょうか。到底そんな数ではないように思うのですけれども。——私は、やはりいろいろなことを考えていこうと思うのです。分離するまで待つとかまた児童が減少するまで待つとかではなくて、現に、こういう学校の適正規模という点では大変な不公平というか、そういう教育条件にあるわけですから、直ちにできることがいろいろあるのではないかと考えています。現実ととにかく都市部の場合にはもう用地がないということですから、その中でできるだけのいい教育条件をということでは知恵を出していいのではないかとはいふふうに思っています。

ちょっと具体的に申しますと、これは私は実際に学校を目の当たりにしたわけですが、例えば三十三クラスという中学校がありまして、そこでもプールは一つだ。一つのプールで、一時間の授業で結局三クラスがプールの授業を受けている。実際は一時間でプールに入るのはほんの一回くらい入ったくらいで終わり、大体は水着を着てプールの周りで他のクラスが泳いでいるのを見ている。だから水泳指導なんというものはありませんよ。そういう点では、今新設校の場合にはプールは屋上につくとかいろいろやっていますよね。そういう努力はできるのではないかと、現にある校舎の中の施設をいろいろ使って。だから、分離ということだけで考えるのではなくて、学校の分離ということがありまして進まないという面もあるわけですから、過大規模校の教育条件の改善とい

う点では、一つは文部省の知恵をぜひとも絞っていただきたいというふうに私は思うわけです。もう一つ、同じような意味で、今すぐにもできることは教員の加配という問題だということに思うのです。これもずっと要求が強いことだと思うのですけれども、この教員の加配という問題では文部省は検討されることがあるのかないのか、伺いたいと思っております。

○加戸政府委員 先生御承知のように、教員の定数配当基準につきましては、学級数がふえますればそれにスライドした形で教員の定数が増加しているわけでございします。ある意味では、大規模校の場合におきましては小規模校に比べますと教員の余裕といえますが授業分担の割合の余裕その他はあるわけでございします。大規模校であるがゆえに加配をするという定数上の措置は現時点では考えてないところでございします。

○石井郁委員 しかし、文部省の方も、この過大規模校の解消という問題では、五十八年ですかの調査の中でもはっきりしているように、生徒指導上大変問題があるというわけですね、現に非行やそういう問題があるわけですから。そういうことで、解消が必要だという点でいいますと、やはり過大規模校であるゆえに本当に生徒に手が届かないという点では、先生方は四苦八苦している状況がありますね。だから、学級数に応じた定数の配分だけでは到底間に合わないという状況があるわけですね。

そういう意味で、標準定数法の特例措置、先ほど来この問題も出ていますように、やはり特例措置として位置づけることは可能ではないかというふうに私は思っています。分離できる学校と、そういう状態で大変な教育の困難を依然として抱えているこの過大規模校の教育上の差をなくしていくという点で、やはりこの特例措置ということを考えてみてはどうかという点ですが、いかがですか。

○加戸政府委員 学級数が三十何学級であるからそれに対して単純に定数を加配するというところで

はなくて、たまたまそういった三十何学級であるがゆえに生徒指導上困難を来している、あるいは非行が多発をしているとか、そういった特殊な事情があります場合には、これは教育困難校に対する加配という観点から教員定数を加配することは可能なわけでございまして、やはりそれは学級規模に伴う定員ではなくて、結果として生徒指導上困難な状況が起きているという事態に対応した定数加配というのが現実にはあり得るわけでございします。

○石井郁委員 その場合は、既に行われているというケースはあるのでしょうか。それから、いろいろと府県段階の教育委員会とのそういう協議の上で文部省としては措置をするという点では、具体的にいかがでしょうか。

○加戸政府委員 個別的に学校を審査しているわけではございませんので、各県に配りました加配定数を、各県におきまして、その地域の実情に応じどういふ形で配分されているかというのは、県の判断によって措置されているところでございします。

○石井郁委員 ぜひともそういう方向で文部省の方も御指導いただきたいというふうに思うわけですね。

次に、今加配という問題が出ましたので、これは国の基準に照らしてぜひとも是正というか見直しをしていく必要が起きているという問題で指摘をしたいわけです。それは、同和校の加配という問題が大阪では特にありますが、これは全国的にもあるわけです。この同和校では、教職員の定数についての国の配置基準というものはどうなっていますでしょうか。

○加戸政府委員 現在、第五次十二年教職員定数改善計画が進捗中でございまして、六十六年度の完成年度の目標といたしましては、同和地区の児童生徒数が一〇%以上のものにつきましては一人、それから同和地区児童生徒数の段階によりまして、例えば当該学校におきます児童生徒数が八十人から百六十人までの場合にはその上に一人加

配、それから百六十人から三百二十人の場合にはさらに二人加配、三百二十人以上の場合には三人加配という考え方でございます。今申し上げた基準以外で未配置となります同和地区の学校につきましては、その三分の一の学校について一名という配置を目標として今年十二カ年計画は進行中でございますけれども、この十二カ年計画、現在までのところ総体の達成率は四二・七％でございますが、同和につきましては八三・三％という考え方で、特別に同和についての配慮をして加配措置を講じているところでございます。

○石井(都)委員 国の配置基準はそういうものがあるということがわかりました。しかし、具体的な配置という点では各府県段階に任されるといふことなんでしょうか。それで、現実に文部省からごらんになりまして基準に照らして適切な配置がなされているとお考えになっていらっしゃるかどうか、伺いたいと思います。

○加戸政府委員 先ほど申し上げましたように十二カ年計画が進行中でございますので、この目標値に至りますよう一定の比率で各都道府県に同和加配定数を配当しておるわけでございます。都道府県によりましては、国が配当した定数のほかに、都道府県費で単独で負担をする同和担当教員を置いてあるケースもかなりございますし、そういった国加配の教員と県単の教員と合わせてどのように配分するかということは都道府県の問題でございます。国としましてはあくまでも客観的な、今申し上げた係数基準の進捗段階に応じた比率にのっとり、各都道府県に加配を行っているという状況でございます。

○石井(都)委員 大阪市の場合で申し上げるのですけれども、実はこれは同和行政についていろいろ問題があるところでして、一般校の教員定数と同和加配の数とで非常に問題が出てきているわけなんです。一般校の教員定数を削ってまで同和校の加配が行われているのではないかとということが先ごろ大阪市議会でも取り上げられました。

ども、そのうちの二百三十校で二百五十九人の定数割れをしているということが明らかにしたわけなんです。しかも大規模校で削られる。ですから、先ほど局長は、大規模校はそれに応じて数が多いということだが、逆にそこから削られているということになっているわけですね。そういう点で、一般校の教員定数の削減が削られるということは文部省としてお認めできるのでしょうか。

○加戸政府委員 標準法で定めております教員定数の標準と申しますのは、積算は学校ごとの定数ではございませんで都道府県ごとの定数を算定する仕組みになっております。その場合の積算をいたします計算の論拠が、何学級の学校であれば何人という積み上げ計算をしてトータル数が出るわけでございますが、そういった各都道府県について何万何千何百何十何名という計算上出た定数を各県にお配りしているわけでございます。したがって、個々の学校については都道府県教育委員会、指定都市が絡みます場合は都道府県教育委員会並びに指定都市の教育委員会がその教職員の配当基準を決めるわけでございまして、その基準に基づいて、個別の事情に基づいて定数配分がなされているものと考えるわけでございます。

○石井(都)委員 もう少し御説明いただかなければいけないのですけれども、これは単年度に起こったことではなくて、ここ十数年来こういう状況が続いてきているわけですね。

実は問題にしたいのは、配置基準というのは、これは受ける子供の側からしましたら、どの子もやはりみんな行き届いた教育を受けたいということとがあるし、親からしてもそうですよね。そういう教育条件が公平に行われるかどうかということですから、大阪では同和校の配置基準というのがちよっとけた外れであります。これは市議会でも明らかにした資料ですけれども、十二クラスという同じ規模の学校を取り上げてみると、教員数で何と二倍近い差があるわけです。教職員に至りますと、一般校では二十四人ですけれども同和校では何と六十七人。それはいろいろな行政区で

調べてみましても、一般校で三十人のところが同和校では八十人、また一般校で四十一人のところでは七十六人というふうに、そういうことが今なお放置されているというか、まかり通っているということがあるのです。そういう点で私たちは、こういう配置の不公平さという問題について、適切な基準できちんと指導が行われなければいけないのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○加戸政府委員 教員定数を標準法で定めておりますのは、全国的に義務教育の規模並びに一定の教育水準を確保するという観点から、義務教育を受ける全国の子供たちについての教育条件の一定の水準を維持しようという視点に出たもので、また積算もそういう考え方ででき上がっているわけでございます。しかしながら、今先生がおっしゃいましたような同和加配の問題については、国の加配をはるかに何倍と超える県単の、大阪府単独の経費で負担されているわけでございまして、それは一定の全国水準の上に特別に大阪は大阪なりの考え方であるという施策を講じられていることと思っております。しかし、その結果が余りにも一般の他の府県あるいは当該府県内におけるバランスを失うことは好ましいことではございませんけれども、要するにそれは府の判断としておやりになつていらっしゃるわけで、私も、国の全体の基準は国庫負担の関係上定数標準法に基づいた考え方である全国一律平等に水準が保たれるような定数配当をしている次第でございます。

○石井(都)委員 国の同和校への配置基準というのを先ほどお聞きいたしましたけれども、実はその基準自身が実際と合っていないというか、加配自身がその基準どおりになっていないのです。

と申しますのは、先ほど同和地区の子供が〇％以上という加配条件の話がありましたけれども、現実には同和地区の人口は大幅減少しておりますし、それから国民的な融合が進んでおりますから、私の知っている中学校では三百七十人の学校で地区の子供は七人、現実は大体そういうような

事態なのです。だから一〇％どころか、もう数％ないし二、三％しかない。しかないというのはいまですが、そういう中でこれだけの加配が、今なお国の基準を上回る加配が行われている。だから二つの問題があるわけですね。国の基準自身に沿っていかないようなことが起こっている、しかもその基準を超えるような加配がこの十数年来今なお続いているという点では、これはもう到底このまま放置できないという事態にきているというふうに思うわけです。御存じのように、地対協の意見具申や、それから総務庁の啓発指針なども出されている折でもありますので、ぜひ同和校加配が正しくいかに適正に行われているかどうかという点では、今の時点できちんと文部省としてやはり一定の調査なり見直しなりをすべきだ。私は今大阪の例で申しましたけれども、言うまでもなく、いろいろ全国的にこういう問題は起こっているというふうにも聞いておりますので、やはり適切な指導をすべきときに来ているのではないかとこのように思うわけですが、大臣いかがでございますか。

○中島国務大臣 今の先生の御指摘、いろいろ伺っておりますが、私ははつきり言って、初めてそういう実態があるかなという、率直に言ってそういうことが多かった点がございました。よく実情を勉強いたしまして、局長とも相談をしながらやらせていただきたいと思います。

○石井(都)委員 重ねて申し上げますが、昭和四十年に同対審答申が出されましたもう二十年以上経過いたしましたし、同和地域の実態というものもその間、随分政府を挙げてお取り組みいただきましたし、また改善されました。ですから、やはりそういう時点に立つて見直しを図るということが今本当に必要だというふうに思うわけです。ぜひともお願いしたいというふうに思います。

そういう点で私は加配の問題を取り上げたわけですから、この過大規模校ですね、本来二十五学級以上からやっていたんだというふうに思うのですけれども、三十一学級以上の学校につ

いては、先ほどは教育困難校については実情に応じて措置をするという話でございましたけれども、もっと前向きにといいますか、大いに文部省として取り組んでやっていただきたいというふうに思うわけです。

次に、大規模改造の問題で質問したいと思えます。今年度は、大規模改造事業ということで、文部省としても前向きに予算が計上されたという点で大変喜んでいらっしゃるわけですが、改造対象事業の適用という問題でいろいろと問題がありますね。この弾力的な運用ということでもちょっとお尋ねをしたいと思っております。

一つは、先ほど来の審議でも、体育館、プールの問題がいろいろ出ていますけれども、十五年以上が対象というのですが、例えば体育館の場合、この間の体育館の建設というのは床をコンクリートにするという体育館が多かったわけですが、大変傷みが激しいというふうに聞いています。だから、十五年たたくても、ぜひともそういう点では、最近木造の見直しということもありますし、十五年でないためだというふうに線を引き、特に体育館などについては対象にするという点の検討をぜひしてほしいということが考えられるわけですが、いかがでしょうか。

○加戸政府委員 大規模改造は、基本的には、例えば鉄筋コンクリート造の建物でございますと、相当年数が経過いたしますれば、窓枠を取りかえたり屋根の防水をしたり給排水設備を改修したりするということなことで、学校施設の質的な確保を図るという観点から設けられた制度でございます。そして、鉄筋コンクリートなどの建物につきましては、おおむね十年から二十年周期で部材の取りかえ等の大規模な改造工事を行えば所定の耐用年数が確保できるという観点から、建築経過年数をおおむね十五年以上と定めて従来から対応してきていたところでございます。ただし、児童生徒数が減少したりあるいは教育内容、方法の多様化に伴いまして学校施設を有効利用して教育効果を上げる、そういったような教室等の改造を行う場合に

は、今の十五年の制限に満たないものも対象にしているわけでございます。また今回のアスペクトについても同様の取り扱いをしているわけでございますが、屋内体育館の場合につきましては、そういった十五年に満たないもので必要性があるかどうかという議論はあり得ると思えますが、例えば私どもは、子供の安全上の観点から床部分につきましては体育館の床を改修する、つまり安全上の必要性に基づいて改修するという場合については、経過年数に関しても弾力的な取り扱いをしているところでございます。

○石井(都)委員 そういふ点で安心をいたしました。やはり体育館の床というのは子供たちの体の上からも非常に大事なところであります。ぜひとも要望が強いことだと思います。

もう一つ、ちょっと具体的な事例でお伺いしたいのですが、これは学校の建物面積に抵触するということで補助対象にならないということに困っている例があるのです。それは、学校をつくったときに開放廊下というのをつくりました。普通は廊下まで窓枠になっているわけですが、建物としてあるわけですから、それを開放して窓枠を払った、そういうものになっているわけですね、すぐ校庭に接するという学校ができたわけですが、すぐ校庭に接するという学校ができたわけですが、大変ふえてきている、そういう問題等々で環境が変化をいたしました。やはりきちんと窓枠をつけなければ教育の効果の面から非常に問題が起るといふことになりました。ぜひともそういう窓枠の工事を進めたいという問題なんです。そういう場合に、この大規模改造の対象に検討していただけないだろうかという点で、これも弾力的な運用として考えてほしいという問題なんですけれども、そういう点ではちょっと個別事例になりま

すけれども、いかがでしょうか。

○加戸政府委員 大規模改修あるいは今度六十三年度からは大規模改造事業でございますけれども、この考え方は、機能の低下した学校施設を機能を回復するという視点から行われる事業でございます。まして、先生が今おっしゃいましたような渡り廊下などの改修であるとか、あるいはその結果として学校の建物の面積を増減を生ずるような工事につきましては従来から補助の対象にしていないところでございます。大規模改修の目的とするところとはいささか異なるような感じでございます。いまの御質問を承ったような次第でございます。

○石井(都)委員 学校の建物自身は改造対象になっているのです。だから、そういう中では廊下も含めて学校全体として大規模改造の対象にはやはり当然していただいた方がよいという内容なんです。それは廊下だけの対象ではないのです。だから学校全体として大規模改造の対象になっているという中で、しかしその部分を取り除くとか除かないとかそういう問題でありまして、その辺をしっかりと規定に切ることではなくて、学校全体としてそれを補助対象にしたいだけではないだろうか、そういう考え方はできないかということなんです。

○加戸政府委員 公立学校施設の補助につきましては、全国的な教育水準の維持向上ということで共通の物差しによりまして学校に対する補助をしているわけでございます。ただいま先生おっしゃいましたケースは、多分に既存の学校の国の全国共通の補助を既に受けた面積の上に付加して新しく面積をふやすような形態になります。言葉はよくございませぬけれども、そういう方法をとることによって基準面積を膨らまして国の補助をふやすという方法が他のケースとしても出てくる危険性のある事例でございます。この先生のケースはそういう意図はないと思えますけれども、結果的にそれを認めれば、そういう方法で文部省の基準面積を膨らましてこういう二段階方式でいけば補助対象がふえるというふうな形で対応される危険性を持つものでございます。で、技術的に申し上げますと、今の全国的な公平の観点、バランスからいいますと、いかなるものかなという感じを今受けているところでございます。

○石井(都)委員 初めからいろいろと結論を出すかどうかは別といたしまして、いろんなケースがあるわけでございますので、そういう意味でケース・バイ・ケースとしても、この大規模改造事業というのは非常にやはりそういういろんなことが出てくると思うのです。そういう点でぜひとも御検討いただきたいということでお願いをしたいと思います。

それから、全国の自治体から強い要望が出てくる裏負担の保証といえますか起債の問題ですね、この点でちょっと文部省のお考えを伺っておきたいのですけれども、改造事業に起債を認めてほしいという強い要望に対してなかなか困難だということは何っているわけですが、困難な理由としてはどういふことなんでしょうか。

○加戸政府委員 学校の新增改築の場合につきましては当然に交付税上財源措置がなされるわけでございますけれども、一般的な改修につきましては地方交付税の上で措置されております。これは細かい修理からすべて入るわけでございますが、小中学校、高等学校それぞれ一校当たり何百何十万という地方交付税の措置がなされているわけでございます。そういう意味で、改修というものは、建設事業ではなくて維持修繕的なものを含んでいるので起債を認められないという考え方で従来から来ているわけでございます。

一方、文部省としましては、大規模改造事業を円滑に進めるためには、学校環境の整備という観点から行っていることでもございます。ある意味では建築に準ずるような性格のものだということで、今回も名称を「大規模改修」から「大規模改造」に改めたというゆえんもそこにあるわけでございますが、できればそういった裏負担につきましては地方債の許可を取れるような形をお願いしたいということで、地方財政当局とも折衝をしている段階でございます。現実には、こういった制度上の問題としては、今申し上げたような改修費についての地方交付税措置がなされております。

すので一般的な形で許可はございせんが、大規模改造の内容等によりまして、市町村の財政状況を勘案して、自治省におきましても必要と認められる場合には許可を出している例もございせんが、これは極めてケースが少のうございまして、私どもは一般的な形で起債の許可が基本的にできるような方向での努力をなお続けてみたいと思っております。

○石井(都)委員 ぜひとも文部省の方で一層の御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、概算要求としては幼稚園から高校までを対象とされていたと思うのですが、この辺が認められなかったのですけれども、その事情をちょっと伺いたいと思います。

○加戸政府委員 確かに六十三年度予算要求の時点では高校と幼稚園の要求をさせていただいたわけではございせんけれども、本来、義務教育と違ひまして高等学校の場合には、一般的には、人口急増によりまして特別な高校急増対策としての補助を除きましてはすべて地方交付税で措置されているところではございまして、しかもこれは、高等学校の大規模改造につきましては従来から交付税によりまして高等学校一校当たり二千四百五十万の財源措置が講じられているわけではございせんので、これについて国庫補助を行うというよりは財源措置が重複するというような反対意見、指摘等もございまして、とりあえず高校への大規模改造事業の適用、補助事業の適用ということとは六十三年度は見送りとしていただいたわけではございまして、今後、今申し上げた地方交付税上の措置の考え方との調整の問題もございまして、検討を続けてまいりたいと思っております。

○石井(都)委員 来年度はぜひとも実現できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一つ、やはり過大規模校の問題で取り上げたいことがございせんが、それは障害児学校の問題でございせん。私は昨年も質問いたしましたけれども、養護学校とそれから高等部の新増設とい

う問題が大変切実になってきています。そういう点で、まず過去五年間での養護学校高等部の新増設の件数をひとつお示しいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 養護学校の高等部につきましては、従来から高等学校の新増設に比べて手厚い措置を講じて、その設置の促進に努めてきていますのでございせん。

高等学校の新増設につきましては三分の一という補助を急増対策で行っておりますけれども、養護学校の高等部につきましては、補助率は小中学校に準じまして二分の一という差をつけているわけではございまして、従来から都道府県の計画に依じた事業量を確保してきたわけではございせん。この結果としまして、五十七年度から六十一年度にかけて四十六校の新設校に対する補助を行って実績を見ているところではございまして、結果的には五十七年に三百十でありました高等部が六十二年には三百八十三に増加するという形で、在学者数も五十七年の一万五千名から六十二年には二万四千名に増加をしているという実情にございせん。

○石井(都)委員 そういう方向で一定の前進が見られるというのは大変わかるわけではございせんが、過大校の問題ですね。これは、この五年間で全国上位十校というのを、私もちょっと資料をいただいたのですけれども、見てみますと全く解消されていないわけですね。養護学校は三百人あるいは四百人という学校があらわれていまして、高等部についても同じことが言えるわけですね。養護学校やそれからまた高等部についても過大校がいっぱいこのまま残されているというか、そういう問題については文部省としてどのように実情を把握されていましてしょうか。

○加戸政府委員 養護学校につきましては児童生徒の障害の態様が多種ございまして、また年齢の幅も広いということで、一律に過大規模校を分離するという方針はとっていないわけではございせんけれども、基本的には、都道府県の方で学校の

実態、地域の実情を勘案いたしまして養護学校の分離新設を行うという考え方をもちました場合には、私どもは優先的に採択を行うということで補助を行っていただくわけではございまして、先ほど申し上げました四十六校の新設というものの中にはこういった分離に伴います新設が相当部分あるわけでもございせん。

○石井(都)委員 しかし、現実にはこの過大校が依然として大きく残っているという問題がありますので、申請があれば優先的に文部省としては予算をつけていくということでありまして、なかなか果敢の方からの申請も上げにくいといひますか、思うように上がっていないものもあるのではないかと、思うように思われるわけではございせん。これは、やはり養護学校の場合の適正基準ですね、つまりどこ以上が過大校だという点ではこの基準というものはもう一つはつきりしていない、そういう点もあるのではないかと、思うところがありますので、その辺を含めて御検討をされる気があるのかどうか、伺いたいと思ひます。

○加戸政府委員 先ほど申し上げましたように、養護学校の場合には、通常の小中学校、高等学校と違ひまして、障害の態様が極めて多様であるといふこと、それから学校の中に小学部、中学部、高等部という形で若干独立した形で運営される組織が存在している、それから発達段階が小中高それぞれまちまちでもある、また個人によっても差がある、それから学校の実態、地域の実情にも違いがあるといふことではございせんので、一般的に小中学校でいいますような三十一学級以上を過大規模校として分離をするという考え方、あるいはそういったような基準はとっていないところではございせん。しかしながら、実態上の問題として、当該大規模な養護学校における教育運営上あるいは学校管理上の問題というものは当然出てくるわけではございせんので、そういった実情に応じまして、私どもとしましては、主管課長会議その他におきまして、そういった学校運営上困難を来すような養護学校につきましては分離をするような

指導を行っているところでございせん。また、そういう考え方を保持していただければ私どもは積極的に先ほど申し上げたような優先的採択を行っていただくわけではございまして、そういった指導に今後とも意を用いてまいりたいと思ひます。

○石井(都)委員 その辺の前進的な姿勢は一応はわかるわけですが、しかし教育上あるいは運営上こういう点で困難が起きているというところで、やはり適正な学校規模というのがこの障害児学校についてはないという点は非常に問題ではないかというように思ひますね。そういう点で、地域の実情や子供たちやまた学校やいろいろ難しい問題があるといふことはわかりますけれども、やはりその辺は一定の適正な基準といひますか、そういうものをお示しいただくということが、一層学校規模を適正にしていこうという点で府県段階のそういう申請なども進む糸口になるというふうな考えをわけでは、その辺の御検討をされるお気持ちがあるかないかということを含めてちょっと伺いたいと思ひます。

○加戸政府委員 先生おっしゃいますように、そういった大規模校におきまして問題点というのは十分理解できるところでもございせん。ただ、客観的な線をどこで引くのかという非常に難しい問題はあると思ひますが、いずれにいたしましても、そういう教育上の支障を来さないような方向で、私ども積極的に都道府県に対しても指導を強く行ってまいりたいと思ひます。

○石井(都)委員 障害児学校の最後に、ちょっとプールの問題で伺いたいと思ひます。

これは昨年の参議院の予算委員会でも、助成局長から、プールがないという学校がありますので整備に一層取り組むように指導してまいりたいというふうにご回答があったわけではございせんが、その辺の文部省の指導はその後どのように行われたのでしょうか。

○國分政府委員 養護学校のプールにつきましては、他の学校に比べますと、保有率と申しますか、これが低いのは事実でございせん。六十二年

度現在で三八・一％ということになっているわけ
でございます。

御案内のとおり、養護学校が義務化されました
のは昭和五十四年度でございます。何よりもま
ず校舎の整備、それから順次着手していくとい
うような事情がありますために、他の学校に比べ
て保有率が低いということがあるわけでございま
す。しかし、昭和五十五年度に一八％でございま
したのが三・一・八％というふうに、ほかの学校に
比べますと保有率が非常に高まっているという状
況にございます。私も、各県からの補助申請に
つきましては優先採択しているところでございま
すので、今後ともその整備を進めてまいりた
い、こんなふうに考えております。

○石井(都)委員 こういうプールの問題でも、都
道府県の計画待ちということでは今の実情ではな
かなと思うような形で進まないということがあ
ると思うのです。現在のいろいろな地方自治体の実
態の中では、そういう点では、私は、障害児学校
の整備充実という問題で何よりも文部省に一層指
導を強化していただく、指導性を発揮していただ
くということが非常に大事になっているというふ
うに思うわけです。そういう点で、引き続きとい
うか一層この分野で充実のために前向きに取り
組んでいただきたいということを申し上げまし
て、まだちょっと時間はあるかもしれませんが、
質問を終わりたいと思います。どうもありがと
うございました。

○中村委員長 内閣提出、昭和六十二年におけ
る私立学校教職員共済組合法の年金の改定の
特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題
といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。中島文部大臣。

昭和六十二年における私立学校教職員共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律の

昭和六十三年四月二十一日印刷

一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中島文部大臣 このたび、政府から提出いたし
ました昭和六十二年における私立学校教職員共
済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の
一部を改正する法律案につきまして、提案の理由
及びその内容を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合の行う年金その他の給
付につきましては、共済組合設立以来、国公立学
校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つこと
を本旨とし、逐次改善が進められ、現在に至って
おります。

この法律案は、私立学校教職員共済組合法に基
づく退職共済年金等につきまして、別途本国会に
おいて御審議をお願いしております厚生年金及び
国民年金の改定措置にならい、昭和六十三年度に
おける国公立学校の教職員の年金の額の改定措置
に準じて、年金の額の改定の措置を講じようとし
るものであります。

その内容といたしましては、私立学校教職員共
済組合法に基づく退職共済年金等につきまして、
昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十
二年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和
六十三年四月分以降の年金の額を改定することと
しております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であ
ります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださ
いますようお願い申し上げます。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る十五日金曜日委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

昭和六十二年における私立学校教職員共済

昭和六十三年四月二十二日発行

組合法の年金の額の改定の特例に関する法律
の一部を改正する法律案

昭和六十二年における私立学校教職員共
済組合法の年金の額の改定の特例に関する
法律の一部を改正する法律

昭和六十二年における私立学校教職員共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和
六十二年法律第六十八号)の一部を次のように改
正する。

題名中「昭和六十二年」の下に「及び昭和六十
三年」を加える。

第一条の見出しを「(昭和六十二年及び昭和六十
三年の額の改定の特例)」に改め、同条第一項中
「法」を「共済法」に改め、「この項」の下に「及
び第三条第一項」を加え、同条第三項中「法第二十
五条」を「共済法第二十五条」に改め、「含む」の下
に「第三条第三項において同じ。」を加え、「同条」
を「共済法第二十五条において準用する国家公務
員等共済組合法第七十二条の二」に改める。

第二条の見出しを削り、同条中「法第四十八条
の二」を「共済法第四十八条の二」に、「改正前の
法」を「改正前の共済法」に改め、「除く。」の下に
「第四条において「旧共済法」による年金」という。
」を加え、「昭和六十二年」における国家公務員等
共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律
(昭和六十二年法律第六十七号)を「昭和六十二年
度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済
組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和
六十二年法律第六十七号。第四条において「国
共済特例法」という。)」に改め、同条の次に次の二
条を加える。

(昭和六十三年度における年金の額の改定の特
例)
第三条 共済法による年金である給付について
は、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する
昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準
として、昭和六十三年四月分以後の当該年金で
ある給付の額を改定する。
2 前項の規定による年金である給付の額の改定

の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改
定の措置が講じられたときは、共済法第二十五
条において準用する国家公務員等共済組合法第
七十二條の二の規定の適用については、同条の
規定による年金である給付の額の改定の措置が
講じられたものとみなす。

第四条 旧共済法による年金の昭和六十三年四月
分以後の額の改定については、国共済特例法第
四條の規定の例による。

附則

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行す
る。

理由

私立学校教職員共済組合法の年金の額につい
て、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額
及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に
準じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

文教委員会議録第二号中正誤

同 第三号中正誤

同 第四号中正誤

同 第五号中正誤

同 第六号中正誤

同 第七号中正誤

同 第八号中正誤

同 第九号中正誤

同 第十号中正誤

同 第十一号中正誤

同 第十二号中正誤

印刷者 大蔵省印刷局

D